

第2部 災害予防

第2部 災害予防

第1章 災害に強い施設等の整備

- 第1節 土砂災害等の防止対策の推進
- 第2節 河川災害・高潮災害等の防止対策の推進
- 第3節 防災構造化の推進
- 第4節 建築物災害の防止対策の推進
- 第5節 公共施設の災害防止対策の推進
- 第6節 防災研究の推進

第2章 迅速かつ円滑な災害応急 対策への備え

- 第1節 防災組織の整備
- 第2節 通信・広報体制（機器等）の整備
- 第3節 気象観測体制の整備，観測資料の活用
- 第4節 消防体制の整備
- 第5節 避難体制の整備
- 第6節 救助・救急体制の整備
- 第7節 交通確保体制の整備
- 第8節 輸送体制の整備
- 第9節 医療体制の整備
- 第10節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備
- 第11節 複合災害対策体制の整備
- 第12節 災害対策基金管理体制の整備

第3章 県民の防災活動の促進

- 第1節 防災知識の普及啓発
- 第2節 防災訓練の効果的实施
- 第3節 自主防災組織の育成強化
- 第4節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進
- 第5節 防災ボランティアの育成強化
- 第6節 企業防災の促進
- 第7節 要配慮者の安全確保

第2部 災害予防

第1章 災害に強い施設等の整備

風水害等の災害に際して、被害の軽減を図るためには、各防災事業を推進し、被害を未然に防止したり、被害の及ぶ範囲を最小限に止められるよう整備しておくことが基本となる。

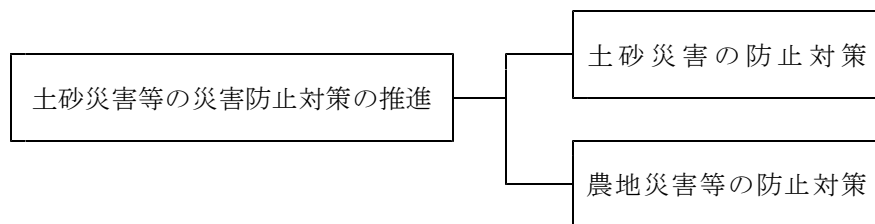
本章では、このような災害に強い施設等の整備に係る対策を定める。

第1節 土砂災害等の防止対策の推進

本県は、地形・地質条件から、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊、斜面崩壊等の風水害による土砂災害、山地災害、農地災害等の被害が予想される。

このため、このような災害を防止するため、従来より推進されている各種防災事業を継続し、風水害に係る災害危険を解消するための事前対策を計画的に推進する。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号、平成13年4月施行）（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害から住民の生命を守るため、危険性のある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を推進する。



第1 土砂災害の防止対策

〔実施責任：九州森林管理局，九州地方整備局，危機管理防災局危機管理課・災害対策課，環境林務部森づくり推進課，土木部砂防課・道路維持課・都市計画課・建築課，市町村〕

1 土砂災害防止事業の推進

本県は、広範囲にシラス土壌に覆われている上、台風、豪雨の発生する頻度が高いため、土石流、がけ崩れ、地すべり等による土砂災害を受けやすい。

平成5年（1993年）8月の鹿児島豪雨では、集中豪雨のため地盤がゆるんだ多数の斜面で崩壊が生じ、これを直接的な要因とする人的被害が発生したほか、道路交通の不通箇所も多数生じた。

災害危険箇所別の斜面災害の防止事業の実施方策は、以下のとおりである。

(1) 山地災害危険地区等

ア 危険箇所等の調査

県は、山腹崩壊、地すべり、崩壊土砂の流出により、公共施設や人家等に直接被害を与えるおそれのある区域を調査し、山地災害危険地区として把握している。

《資料編 2. 3 山地災害危険地区の現況》

イ 防災対策の実施

県は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、

森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。

市町村は、山地災害危険地区等の巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

(2) 土石流危険渓流

ア 砂防指定地の指定

土石流の発生が予想される危険渓流等を調査・把握し、そのうち、砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止、制限すべき土地を、国土交通大臣が砂防指定地として指定する。

《資料編 2 危険箇所等に関する資料》

イ 災害防止事業の実施

県は、土石流発生のおそれがある危険渓流について、環境にも配慮しつつ、施設の整備を進めており、今後も引き続き、危険度、緊急度の高い土石流危険渓流等から、逐次、事業を実施する。

ウ 行為規制等

県は、砂防指定地に標識板等を設置して地域住民等に周知徹底し、治水上砂防の観点から有害行為を制限するとともに、定期的に監視業務を行い、災害の未然防止を図る。

市町村は、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

(3) 地すべり危険箇所

ア 地すべり防止区域の指定

地すべりの発生が予想される地すべり危険箇所を把握・調査し、そのうち、地すべり区域（地すべりを起こしている区域又は地すべりを起こすおそれの極めて大きい区域をいう。以下同じ）及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し若しくは誘発する恐れのある極めて大きい地域を、主務大臣が地すべり防止区域として指定する。

《資料編 2 危険箇所等に関する資料》

イ 災害防止事業の実施

県は、地すべり危険箇所の地すべり状況の観測と現地調査を行い、地すべりの危険度、緊急度の高い地域から逐次、事業を実施する。

ウ 行為規制等

県は、地すべり防止区域に標識板等を設置して地域住民等に周知徹底し、地すべり防止の観点から有害行為を制限するとともに、定期的に監視業務を行い、災害の未然防止を図る。

市町村は、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

(4) 急傾斜地崩壊危険箇所

ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定

がけ崩れの発生が予想される急傾斜地崩壊危険箇所を把握・調査し、崩壊の恐れのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の住居者、その他の者に危害が生ずるおそれがあるもの及びこれに隣接する土地のうち、崩壊の助長又は誘発を防止するため、行為の制限を必要とする区域を鹿児島県知事が急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

《資料編 2 危険箇所に関する資料》

イ 災害防止事業の実施

県は、貴重な緑の空間としての環境に配慮しつつ、計画的に施設の整備を進めており、今後も引き続き、危険度、緊急度の高い急傾斜地崩壊危険箇所から逐次、事業を実施する。

第2部 災害予防
第1章 災害に強い施設等の整備

ウ 行為規制等

県は、急傾斜地崩壊危険区域に標識板等を設置して地域住民等に周知徹底し、水の放流、のり切、掘削、立木竹の伐採等急傾斜地の崩壊を助長又は誘発するおそれがある行為を制限するとともに、監視業務を行い、災害の未然防止を図る。

市町村は、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

(5) 建築基準法に基づく災害危険区域

県及び市町村は、建築基準法に基づく災害危険区域を指定し、その区域内における建築に関する制限について条例で定める。

急傾斜地崩壊危険区域、又は津波、高潮、出水もしくは地すべりによる危険の著しい区域では、住家等の建築を制限するとともに、がけ地に近接する既存の不適格住宅の移転を促進する、がけ地近接等危険住宅移転事業を行う。

(6) 宅地造成工事規制区域

県、鹿児島市、鹿屋市、薩摩川内市及び霧島市は、宅地造成等規制法により、宅地造成に伴い、がけ崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれの著しい市街地又は市街地となろうとする土地の区域を宅地造成工事規制区域として指定し、規制区域内では、宅地造成に許可を要するなどの規制を行うとともに、年2回、工事中の団地について現地点検を行う。

(宅地造成工事規制区域の指定状況は、第3節第1「防災的土地利用の推進」参照)

(7) 主要交通途絶予想箇所

道路管理者は、落石、崩土、河川の氾濫、浸水、高潮等により交通の途絶が予想される箇所を指定し、所管の地域振興局等において標示を行うとともに、職員が定期的に防災パトロールを実施し、道路の実態、迂回路の把握に努める。

また、緊急度の高い箇所から順次防災工事を実施し、場合によっては通行規制や通行止の措置を行い、被害の未然防止に努める。

(主要交通途絶予想箇所数については、「鹿児島県水防計画書」参照)

(8) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等

土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

ア 土砂災害警戒区域の指定

県は土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形や地質、土地の利用状況などについて基礎調査を行い、その結果を市町村長に通知するとともに公表し、市町村長の意見を聴いた上で、区域の指定を行う。

市町村は土砂災害防止法第8条に基づき、市町村地域防災計画において各区域毎に警戒避難体制に関する事項について定め、情報伝達、警戒避難体制の整備、警戒避難に関する事項の住民への周知を図る。

《資料編 2.2 「土砂災害防止法」の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域》

イ 土砂災害特別警戒区域の指定

県は土砂災害により建築物に損傷が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域について、住民の安全を確保する取組を行うため、地形や地質、土地の利用状況などについて基礎調査を行い、市町村長の意見を聴いた上で、区域の指定を行う。

特別警戒区域内では、住宅宅地分譲や老人ホーム、病院等の要配慮者施設を建築するための開発行為に知事の許可を要するほか、建築基準法による建築物の構造規制、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し知事は移転等の勧告が可能となる。

(9) 盛土規制法に基づく規制区域等

盛土等による災害から県民の生命・財産を守るため、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域

を宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域として指定し、規制区域内で行われる盛土等に許可を要するなどの規制を行うとともに、不法・危険盛土等に対して是正措置等の命令を行う。

なお、法改正前の宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域については、盛土規制法施行から2年間、または、盛土規制法に基づく規制区域等が指定されるまでの間は、現行の宅地造成工事の規制が適用される。

ア 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定県は、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域の地形や地質、土地の利用状況などについて基礎調査を行い、その結果を市町村長に通知するとともに公表し、市町村長の意見を聴いた上で、区域の指定を行う。

イ 行為規制等県は、宅地造成等工事規制区域内及び特定盛土等規制区域内では、土地（森林・農地を含む）を造成するための盛土・切土、土捨て行為や一時的な堆積などの行為を許可の対象とするほか、不法・危険盛土等に対して是正措置等の命令を行う。

(10) その他の災害危険箇所

市町村は、各種法令の指定要件に該当しない危険箇所についても掌握し、地域住民へ周知するとともに、法令指定区域に準じ、危険箇所ごとに、巡視、警戒避難体制等災害の予防に必要な措置を定めておく。

2 砂防施設等の災害防止

砂防施設等（砂防施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設及び林地荒廃防止施設等）の機能を確保するため、砂防施設等管理者及び住民等受益者は、日常の巡視や点検を行い、適切な維持管理に努め、砂防施設等管理者は必要に応じて、老朽化対策を推進する。

3 災害危険箇所等の調査の結果の周知

(1) 災害危険箇所の点検体制の確立

市町村は、県地域振興局・支庁、消防機関、警察等関係防災機関等の協力のもとに、災害危険箇所の防災点検を計画的に実施する。災害危険箇所の防災点検の実施に当たっては、当該危険箇所のある地域の自主防災活動のリーダーや、住民の参加を得て行うよう努める。

住民は、住民自身による災害危険箇所の把握に努め、日ごろから地域ぐるみで自分たちが居住する地域の防災点検を実施し、危険箇所を把握するとともに、新たに災害の発生が疑われる箇所等を発見したときは、速やかに市町村（防災担当課又は土木担当課等）に通報する。

(2) 災害危険箇所の災害危険性の把握・周知

ア 市町村は、災害危険箇所の内容を住民が十分認識するよう、国等の調査結果を周知・公表する。危険箇所以外でも多くの災害が発生しているため、市町村は、その他の災害危険予想箇所についても掌握し、住民に周知する。

イ 各市町村独自に、新たに、把握すべき土石流、がけ崩れ、地すべりなどの危険性について調査し、結果を積極的に住民へ周知する。

(3) 災害危険箇所に係る避難場所等防災情報の周知・徹底

市町村は、災害危険箇所に係る避難場所、避難所、避難路及び避難方法を、次に示すあらゆる手段により地域住民に周知する。

ア 災害危険箇所、避難場所、避難所、避難路及び避難方法を市町村地域防災計画に明示・位置付ける。

イ 災害危険箇所の他、避難場所、避難所、避難路、消火・防災施設等を明記した地区別防災地図（防災マップ）の作成・掲示・配布。

ウ 広報誌、ポスターやパンフレット等により、また、自主防災組織や地域自治会等の総会、公民館長会等あらゆる機会・手段を通じて周知を図るものとする。

4 災害危険箇所等の警戒避難体制の整備

(1) 災害危険箇所の警戒体制の確立

災害危険箇所のある地区の自主防災組織や住民は、常日頃から危険箇所の状態について監視し、災害の発生する危険性がある場合、早めに避難できるように心がける。

なお、市町村は、気象予警報等が出された場合、災害危険箇所のある地区の住民に対して、速やかに避難誘導等の行動に移れる体制を確立しておく。

(2) 避難対象地区の指定及び警戒巡視員の選任等

市町村は、人家等に被害を与えるおそれがある危険箇所がある地区を避難対象地区として指定し、地区ごとに避難場所、避難路、避難方法等を定めた避難計画を作成する。

また、必要により、地区ごとに警戒巡視員を選任又は委嘱しておく。

(3) 避難計画の整備

市町村は、特に、災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等の住民を対象に、避難計画を作成するものとする。

ア 災害危険箇所の概況

当該地区の世帯数、人口及び避難等の際留意すべき要配慮者の状況、福祉施設等の状況を把握しておく。

イ 住民への情報伝達方法の整備

市町村防災無線のほか、有線放送、広報車、消防団員等による戸別広報等の伝達方法について、効果的な運用方法を整備しておく。

ウ 避難場所、避難所及び避難路の指定

災害の種類ごとに、災害の危険から緊急に逃れるための施設・場所を指定緊急避難場所として指定するとともに、構造や立地条件等安全性と利便性に十分配慮して、災害後、被災者を一時的に滞在させるため公共施設等を指定避難所として指定する。避難路についても、途中にがけ崩れや浸水、高潮等の影響がない安全な経路を複数定める。

また、指定緊急避難場所や指定避難所での住民の世話人の配備等の措置を講じる。

エ 避難誘導員等の指定

避難する際の、消防団員や青年団、自主防災組織のリーダー等誘導員を定め、特に、地域の独居の高齢者等の要配慮者については、誘導担当者を定めておくなどの措置を講じる。

オ 避難指示等の基準の設定

土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報の補足情報となる河川砂防情報システムによる危険度レベル（レベル1，2，3，4）、気象庁の防災情報提供システムや気象庁ホームページの大雨警報（土砂災害）の危険度分布等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

カ ハザードマップ等の作成

市町村は土砂災害に関する情報の伝達方法・避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

(4) 住民の自主的避難の指導

市町村は、土砂災害が発生した時の住民の自主的避難について、広報誌をはじめ、あらゆる機会を通じて指導するとともに、雨量等の情報をできる限り、住民に提供するよう努めるものとする。避難対象地区の住民避難は、隣保精神に基づいて組織された自主防災組織等により地域ぐるみで、早めに

行うよう努める。

このため、市町村及び各防災機関は協力して、積極的に自主防災組織等の育成・強化に努める。

（住民の自主的避難の指導方法は、第3章第3節「自主防災組織の育成強化」参照）

(5) 避難訓練

市町村及び各防災関係機関の長は、地区内の自主防災組織等とも十分連携をとりつつ、適宜、斜面災害を想定した避難訓練を実施するよう努める。

（避難訓練の方法は、第3章第2節「防災訓練の効果的实施」参照）

第2 農地災害等の防止対策

〔実施責任：農政部農地保全課〕

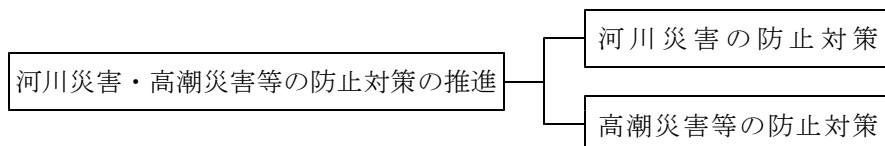
1 農地防災・保全施設の整備

本県はシラス等の特殊土壌が広く分布し、台風や集中豪雨により、農地の表土流出や斜面崩壊等の災害が多発し、農地・農業用施設、人家等に被害が及んでいる。これらの被害を防止、軽減するために、排水路、農業用ため池、排水機場等の農地防災・保全施設の整備を行い、農村地域の災害発生防止に努める。特に豪雨等により決壊した場合の浸水区域に、家屋や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため防災重点農業用ため池については、関係法令に基づいて計画的かつ重点的な整備に努める。

また、県及び市町村は、ダムや防災重点農業用ため池が万が一決壊した場合を想定し、人的被害を軽減するため、被害想定区域や避難場所等を示したハザードマップを作成するなど、減災対策にも努める。

第2節 河川災害・高潮災害等の防止対策の推進

本県は、台風常襲地帯、多雨地帯、特殊土壌地帯という気象・地理的に厳しい自然条件のもとにおかれ、河川は、その大半がシラス台地を流れ、洪水の被害を受けやすい特質があり、また、沿岸部・島しょ部を有する地形条件から、高潮、波浪災害等を受けやすい特質があるため、河川災害、高潮災害等に対する防止対策を講じておく必要がある。このため、従来より推進されている河川堤防、海岸保全施設等の整備事業を継続して推進する。



第1 河川災害の防止対策

〔実施責任：九州地方整備局、商工労働水産部漁港漁場課、土木部河川課・港湾空港課、市町村〕

1 河川災害の防止事業の推進

(1) 河川及び治水施設等の整備状況

本県は、台風常襲地帯、多雨地帯、特殊土壌地帯という極めて厳しい自然条件のもとにあり、さらに宅地化等による土地利用の変化のため、河川の安全度は低下する傾向にある。このため、社会資本整備重点計画に基づく河川整備を図っているが、本県の河川は、以下に示すように、未改修河川が多いため、長期的展望に立って、緊急度の高い氾濫区域の洪水防御を主眼とし、河川環境にも十分配慮しつつ整備事業を推進している。

表2. 1. 2. 1 河川の整備状況(令和6年3月31日現在)

種別	管理者	河川数	延長(km)	要改修延長(km)	改修済(km)	改修率(%)
一級河川	国	川内川水系 11	113.9	54.9	45.0	82.0
	国	肝属川水系 6	51.1	40.1	37.4	93.4
国管理河川計		17	165.0	95.0	82.4	86.8
一級河川	県	149	713.1	576.7	270.9	47.0
二級河川	県	310	1,780.4	1,336.7	623.9	46.7
県管理河川計		459	2,493.5	1,913.4	894.8	46.8

(注) ① 国管理と県管理の重複河川13河川

② 国管理河川の改修済とは、堤防必要区間に対して堤防の整備が完了しているもの。県管理河川の改修済とは、60mm/h以上の流下能力を有する河道が整備されているもの。

③ 川内川延長のうち、鶴田ダム区間18.4kmは、改修不要区間とする。

④ 肝属川延長のうち、鹿屋分水路2.7kmは、改修不要区間とする。

⑤ 国管理河川の延長は、両岸堤防区間延長を平均したもの。

(2) 河川及び治水施設の整備対策

県内の河川法適用河川で改修済みの河川は、ある程度の水害に耐えうるよう整備されているが、堤防より居住地側の地盤が洪水時の水位や潮位に比べて低いところや、護岸施設等の老朽化が進行しているところでは、洪水等が生じた際、大きな浸水被害をもたらす恐れが予想されるため、川岸の災害防止対策として、必要区間について、居住地側の資産状況等を勘案し、護岸施設等の整備を進める。

併せて、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、「水防災意識社会再構築協議会」「流域治水協議会」等を活用し、流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を進める。

なお、直轄河川については、災害時の水防活動及び物資の集積備蓄機能や、平常時の研修や訓練の場としての機能を持つ「河川防災ステーション」が整備されているところであり、さらに、今後は、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき堤防補強等のハード対策や住民目線に立ったソフト対策などを推進する。

また、河川管理施設の維持管理を的確に行い、河川災害の防止に努める。

2 河川等重要水防箇所等の把握、周知

県及び市町村は、県において把握している河川等の重要水防箇所及び水防箇所に基づき、関係流城市町村・住民への周知に努めるとともに、市町村独自に河川災害の危険性等に関する以下の事項を把握し、その結果を必要に応じ、関係地域の住民等に周知する。

また、市町村は、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される災害の危険を住民等に周知する。

ア 河川の形状、地盤高に応じた浸水危険性の把握

イ 避難路上の障害物などの把握

ウ 指定避難所等の配置状況・堅牢度等の把握

エ 危険区域内に居住する住民構成や地域・近隣単位の自主避難体制の検討

(河川等の重要水防箇所及び水防箇所の現況については「鹿児島県水防計画書」参照)

3 重要水防箇所の巡視等

水防管理者は、異常降雨によって河川の水位が上昇しているとき、又は指定河川について水防警報が発せられたとき等には「鹿児島県水防計画書」に示す危険箇所内の堤防等の巡視を行うとともに、当該箇所ごとに監視のための水防団員（消防団員）を配置する。通報その他災害予防上必要な事項については、同計画書に定めるところによる。

4 特別警戒水位の設定

国土交通大臣及び鹿児島県知事は、洪水により重大又は相当な被害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川（以下、「水位周知河川」という。）において、水防法第12条第2項に規定する警戒水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位として洪水特別警戒水位（水防法第13条）を定め、この水位に達したときは、鹿児島県水防計画書に定める水防管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知しなければならない。指定河川などに係る事項については同計画書に定めるところによる。

5 浸水被害軽減地区の指定等

水防管理者は、浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地等の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定する。

6 地域の実績等に関する取組方針の推進

想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うため、水防法第15条の9又は第15条の10に基づき組織された「大規模氾濫減災協議会」の構成員は、「地域の実績等に関する取組方針」として取りまとめられた内容について、取組を推進する。

7 浸水実績等を活用した水害リスク情報の周知等

市町村長は、水位周知等を行う河川に指定されていなかった中小河川のうち、地域の実情に鑑みて洪水時の住民等の円滑かつ迅速な避難の確保が特に必要と認める河川について、浸水実績等を把握するよう努めなければならない。

特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。

浸水実績等を把握した市町村長は、把握した浸水実績等について、住民等の円滑かつ迅速な避難の確保に資するため、水害リスク情報として周知しなければならない。

市町村が行う浸水実績等の把握について、河川管理者は必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

第2 高潮災害等の防止対策

〔実施責任：九州農政局，九州地方整備局，商工労働水産部漁港漁場課，農政部農地保全課，土木部河川課・港湾空港課，市町村〕

1 海岸保全施設整備事業の推進

(1) 海岸保全施設の整備状況

本県の海岸線は、大隅沿岸，鹿児島湾沿岸，薩摩沿岸，八代海沿岸及び薩南諸島沿岸からなり，北海道，長崎県に次いで長い海岸線を有している。海岸の長さや島しょ部を有するなどの地形的特質等のため，高潮災害等を受けやすい状況にある。

各海岸保全施設の所管別の整備状況は，表2. 1. 2. 2のとおり。

（海岸等重要水防箇所の現況及び水防箇所の現況については，「鹿児島県水防計画」参照）

表2. 1. 2. 2 各海岸保全施設の整備状況（令和3年3月31日現在）

所 管	事 業 概 況	海 岸 線 総 延 長	海岸保全 区域指定 延 長	海岸保全 区 域 内 施設延長
国土交通省 （水管理・国土保全局）	昭和25年を初年度とし、出水海岸の保全事業をはじめ海岸法施行に伴い、昭和34年度から本格的な事業を推進している。	1,785.8km	192.0km	132.0km
国土交通省 （港湾局）	昭和45年から本格的に海岸保全事業を開始し、これまでに高潮、浸食等による被害を防止するため、海岸保全施設の整備を推進している。	436.1km	206.6km	108.6km
農林水産省 （水産庁）	漁港海岸保全区域において、昭和33年度を初年度とし、これまでに高潮、侵食等による被害を防止するため、施設の整備を推進している。	324.5km	145.6km	79.8km
農林水産省 （農村振興局）	昭和32年を初年度とし、干拓地等の農地への高潮、波浪、津波等による被害を防止するために、海岸保全施設の新設、改修を実施している。	96.6km	94.5km	75.1km
計		2,643.0km	638.7km	395.5km

（2）海岸保全施設の整備方策

県及び市町村は、台風時の高潮や冬期波浪等による被害が生じやすい海岸を対象として施設整備を実施してきたところであり、今後とも、引き続き、海岸保全基本計画に基づき、海岸保全施設の整備を図る。

2 既存海岸保全施設の老朽度点検、改修

県及び市町村は、従来の高潮、波浪等を念頭にした海岸保全施設整備事業を継続し、既存海岸保全施設の老朽化点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。

また、情報伝達手段の整備等の防災機能に優れた海岸保全施設の整備を推進する。

3 高潮リスクの低減

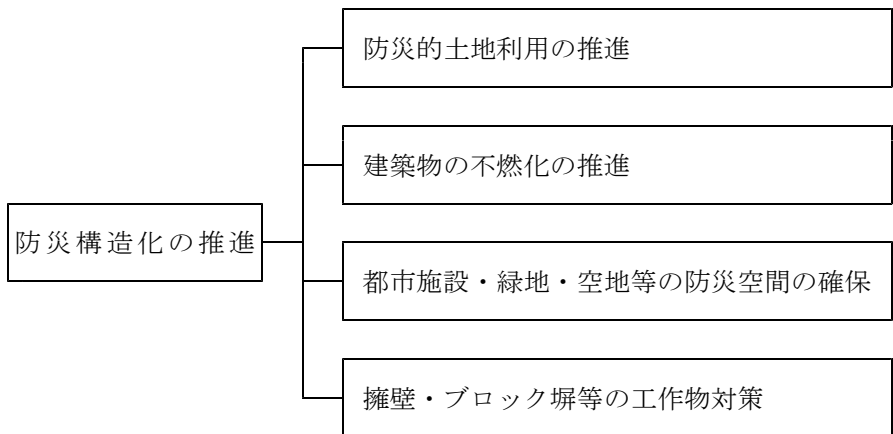
県及び市町村は、港湾における高潮・高波・暴風リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策を推進するものとする。

また、近年の高波災害を踏まえ、必要に応じて、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進するものとする。港湾管理者は、コンテナ等の野外蔵置貨物の流出防止対策を推進するものとする。

第3節 防災構造化の推進

都市等の基盤施設の整備を推進し、災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災まちづくりを推進するため、これまで関係各課や関係機関において個別に実施されてきた都市等の防災環境を整備するための事業を、総合調整して実施する。

また、土地区画整理事業や再開発事業などをはじめ、各種法令・諸制度に基づく事業を推進することによる既成市街地の更新、新規開発に伴う指導・誘導を行うことによる適正な土地利用を推進するほか、市町村における、ハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定めた立地適正化計画（防災指針）の策定を推進することにより、風水害等に備えた安全な都市環境整備を推進する。



第1 防災的土地利用の推進

〔実施責任：土木部都市計画課・建築課，市町村〕

1 土地区画整理事業の推進

(1) 土地区画整理事業の実施状況

近年、急激な都市への人口及び産業の集中により、都市の既成市街地の中には、道路・公園等の都市基盤施設の整備が立ち遅れたり、公共施設が未整備なまま小規模な宅地開発などが行われてスプロール化が進行している箇所がある。

また老朽化した建築物の多い木造密集市街地については、出火による被害が予想される。

鹿児島県における土地区画整理事業の現状は、以下のとおり。

表2. 1. 3. 1 土地区画整理事業の現状（令和4年4月1日現在）

区 分	地 区 数	面 積
公 共 団 体 施 行	16地区	587.4ha
組 合 ・ 個 人 施 行	3地区	169.5ha
合 計	19地区	756.9ha

(2) 土地区画整理事業の実施方策

県及び市町村は、既成市街地及び周辺地域において、土地区画整理事業を推進し、老朽木造住宅密

集市街地等防災上危険な市街地の解消を図るほか、医療、福祉、行政、避難等の機能を有する防災拠点施設との連携により、道路、公園等の都市基盤施設の整備を進める。また、新市街地において、土地区画整理事業等による都市施設の先行整備等により、安全な市街地の形成を図る。

ア 土地区画整理事業の推進

市町村が施行している公共団体等土地区画整理事業については、事業実施中の地区の早期完成を図る。

イ 土地区画整理事業の指導

県は、新規に事業を予定している市町村に対し、その計画策定において技術面等の指導を行い、事業意欲の育成を図る。

2 市街地再開発事業の推進

(1) 市街地再開発事業の実施状況

市街地再開発事業が、現在9地区(面積5.95ha)で実施済である。

また、優良建築物等整備事業については、3地区(1.86ha)で実施済である。

(2) 市街地再開発事業等の実施方策

近年の都市化の進展に伴い、都市部及び周辺地域における災害危険性が増大しているため、建築物の共同化、不燃化を促進することにより、避難地及び避難路を確保するとともに、道路、公園、広場等の公共施設を整備することにより、地域の防災活動の拠点整備を図る。

ア 民間活力活用による事業の促進

都市再開発法に基づいて設立される市街地再開発組合等の民間活力を活用し、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用を図る市街地再開発事業を促進する。

イ 権利者等への事業の目的、効果等の周知

事業促進のため、市町村を通じて関係権利者等へ事業の目的、効果等の周知を図る。

3 新規開発に伴う指導・誘導

(1) 新規開発に伴う指導等の実施状況

盛土規制法による宅地造成工事規制区域及び特定盛土等規制区域の状況は、以下のとおり。

表2. 1. 3. 2 盛土規制法による宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	概 況
宅地造成工事規制区域	鹿児島市全域
特定盛土等規制区域	

(2) 新規開発に伴う指導・誘導の実施方策

県及び市町村は、新規開発等の事業に際して、以下の各種法令等に基づき、防災の観点から総合的な調整・指導を行い、特に、低地部の軟弱地盤地域での大規模宅地造成や危険斜面の周辺等での開発行為に際しては、防災に配慮した土地利用への誘導等を計画的に行う。

ア 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の安全化

盛土規制法第10条及び第26条により指定された宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内で行う宅地造成、特定盛土又は土石の堆積に関する工事等について、同法の規定に基づき指導、取締りを行い、災害の防止に努める。

第2部 災害予防
第1章 災害に強い施設等の整備

- イ 建築基準法による災害危険区域対策
建築基準法第39条により指定された災害危険区域については、建築を制限し、災害防止に努める。
- ウ 危険住宅の移転促進
がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、危険住宅の移転の促進を図る。

4 立地適正化計画策定の推進

市町村は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。

第2 建築物の不燃化の推進

〔実施責任：危機管理防災局消防保安課、土木部道路建設課・都市計画課・建築課，市町村〕

1 防火，準防火地域の拡大

建築物が密集し、火災により多くの被害を生じる恐れのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物等の建築を促進する。特に、商業地域及び近隣商業地域については、防火地域又は準防火地域の指定を積極的に実施し、都市の不燃化の促進を図る。

このため、鹿児島市と奄美市においては、引き続き、防火地域、準防火地域の指定の拡大に努め、その他の市町村においても、防火地域、準防火地域の指定に努める。

表2. 1. 3. 3 防火地域指定現況

(令和3年3月31日現在)

都市計画区域名	都 市 名	防火地域面積
鹿 児 島	鹿児島市	123. 0ha

表2. 1. 3. 4 準防火地域指定現況

(令和3年3月31日現在)

都市計画区域名	都 市 名	準防火地域面積
鹿 児 島	鹿児島市	763. 0ha
名 瀬	奄 美 市	2. 1ha

2 消火活動困難地域の解消

県及び市町村は、市街地の不燃化事業，都市構造改善事業，土地区画整理事業，市街地再開発事業等により，道路・空地を確保・拡充し，老朽木造住宅密集市街地及び消火活動困難地域の解消に努める。

3 延焼遮断帯等の整備

県は，道路・公園等の延焼遮断帯の整備や空地等の確保により，火災の延焼防止を図り，安全な防災都市の創出を誘導する。

4 消防水利・貯水槽等の整備

市町村は，消防力の基準等に照らし，消防力施設等の充足状況を勘案するとともに，市街地等の火災に対応できるよう，各種事業により，市街地における貯水槽等消防水利の整備を推進する。

5 その他の災害防止事業

市町村は、火災時の効果的な消防活動を念頭において、消防活動路等の確保について検討しておく。また、都市公園や防災拠点施設の整備を進め、火災時の消火・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

第3 道路・公園・緑地・空地等の防災空間の確保

〔実施責任：危機管理防災局危機管理課・災害対策課、土木部道路建設課・道路維持課・港湾空港課・都市計画課・建築課、市町村〕

1 道路・公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備

(1) 道路の整備（延焼遮断帯機能の確保）

道路は、県民の生活と産業の基盤施設として重要な社会資本であるとともに、風水害等の災害時において、人員、物資の緊急輸送、避難路等の役割を発揮するほか、市街地火災に際して、延焼遮断帯としての機能を発揮する

このため、道路管理者は、災害に強い道路網の整備を計画的に推進し、避難路、緊急輸送道路の形成及び消防活動困難区域の解消に資するとともに、都市内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。

また、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

（道路の整備方法は、地震災害対策編第2部第1章第4節第6「道路・橋梁の災害防止」参照）

(2) 公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備・確保

県及び市町村は、都市公園等を計画的に配置・整備し、必要に応じ、下水処理場等のオープンスペースを確保し、避難地としての機能を強化する。

山麓部などの斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等と連携し、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止、延焼遮断等の機能を有する緑地・空地の体系的な整備・保全を推進する。

鹿児島県における公園・緑地等の整備状況は、以下のとおり。

表2. 1. 3. 5 公園・緑地等の整備状況（令和5年3月31日現在）

区 分	箇 所 数	面 積 (ha)
県立都市公園等	10	274.3
市町村立公園	1,369	1,703.4
計	1,379	1,977.7

※県立都市公園等の中には、「マリポートかごしま」の緑地1箇所（24ha）が含まれる。

2 共同溝等の整備

県及び市町村は、都市・地域生活の根幹をなす電線、水道管等のライフライン施設の災害による被害を最小限に止めるため、これらを収容するための共同溝等の整備を推進する。

3 防災拠点の確保

大規模災害時における災害応急対策等を効果的に実施するための拠点として、避難地、災害応急対策支援等の機能を備えた防災拠点の整備に努める。

特に、「マリンポートかごしま」において、大規模、広域的な災害が発生した場合の救援活動や緊急物資の輸送・集積等を行う岸壁、ヘリポート、広場等を一体的に備えた広域防災拠点を確保する。

また、防災機能を有する道の駅を広域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。

第4 擁壁・ブロック塀等の工作物対策

〔実施責任：土木部道路建設課・道路維持課・都市計画課・建築課，市町村〕

1 擁壁の安全化

県及び市町村は、道路部において擁壁を設置する場合においては、設計時に安全性を考慮しているが、道路防災点検等を行い、その結果に基づき、必要な補強・補修等の対策を講ずる。

宅地に擁壁を設置する場合については、建築基準法に基づく安全化指導を従来に引き続き実施する。

2 ブロック塀等の安全化

県及び市町村は、これまでパンフレットの配布等や年2回の建築物防災週間において、建築基準法に基づく新設のブロック塀等の安全化対策や既存のブロック塀等の修繕、補強等の改修について指導しており、引き続き、ブロック塀等の安全化指導や修繕、補強等の改修指導を実施する。

3 窓ガラス等落下物の安全化

県及び市町村は、これまでに実施している定期報告制度や年2回の建築物防災週間をはじめとする既存建築物の窓ガラス、外壁タイル等の補修指導を継続するとともに、窓ガラス等の落下物によって公衆に危害を及ぼす危険性の高い市街地については、特にその指導に努める。また、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

4 屋外広告物に対する規制

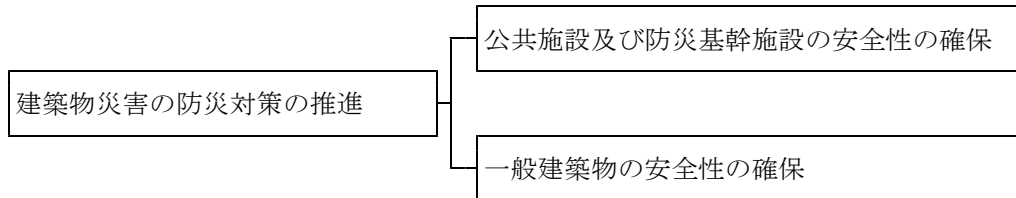
県は、広告物及び掲出物件が備えるべき基本的な基準において「構造及び設置方法は、倒壊、落下等によって公衆に危害を及ぼすおそれのないものであること。」と定め、一定規模以上の屋外広告物については、一定の資格、技術及び知識を有する者を管理者として設置することを義務づけている。

また、建築基準法等他の法令の適用を受ける屋外広告物について、その基準の遵守を図るとともに、風水害時の落下等による公衆への危害を防止するため、設置者による点検等、指導に努める。

第4節 建築物災害の防災対策の推進

強風・豪雨・火災等による災害では、浸水・斜面崩壊等による建物損壊や火災による焼失等の被害が予想される。

このため、建築物の「構造耐火上の安全性」、 「防火性・耐火性」等の安全性を確保することにより、建築物災害の防災対策を推進する。



第1 公共施設及び防災拠点施設の安全性の確保

〔実施責任：土木部建築課，出納局管財課，教育庁学校施設課，市町村〕

1 公共施設等の安全性の確保

県及び市町村は、庁舎、学校、公民館、公営住宅等の所管施設について、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物の安全性の確保を図る。

2 重要防災拠点施設の安全性の確保

県及び市町村の庁舎（出先含む）、消防・警察等の防災機関の施設、医療機関、学校、公民館などの重要防災拠点施設は、風水害等の災害時における応急対策活動の拠点となることに加え、避難施設として利用されることが多い。このため、災害時にこれらの施設の機能を確保・保持できるよう安全性の確保を行う。

第2 一般建築物の安全性の確保

〔実施責任：危機管理防災局危機管理課，土木部都市計画課・建築課，環境保全課，市町村〕

1 防災指導等による不燃化，安全化の促進

県及び建築主事を置く市（鹿児島市，薩摩川内市，霧島市，鹿屋市）は、以下の方法により、一般建築物の不燃化，安全化等の促進に努める。

(1) 一般建築物に対する防災指導

ア 建築確認審査等による指導・誘導

特定行政庁である県、鹿児島市、薩摩川内市、霧島市及び鹿屋市並びに指定確認検査機関は、建築確認審査及び完了検査を通して、建築物や敷地等が安全となるよう、建築基準法に基づき指導を行う。

イ 建築制限の指導・強化

災害危険区域内の既存建築物に対する防災指導を実施するとともに、住居の用に供する建築物の建築を制限し、災害を未然に防止する。

ウ 危険予想地域内建築物の安全措置の指導

がけ崩れや浸水その他災害が予想される地域の建築物や敷地等については、安全性確保のための措置を講ずるよう、指導・啓発する。

エ 保安上危険な建築物に対する指導

保安上危険（がけ上，がけ下等）であり，又は衛生上有害である建築物に対し，適正な指導を行う。

オ 違反建築物の取締り

第2部 災害予防
第1章 災害に強い施設等の整備

不法建築、無届建築等を摘発し、適正な指導を行う。

カ 防災性の高い市街地の整備

- (ア) 地域、地区の指定のない都市に対する地域、地区制の促進を図る。
- (イ) 土地区画整理、道路位置指定の指導により、宅地の計画的な環境整備を図る。
- (ウ) 建築基準法に基づく総合設計制度等の促進を図る。

(2) 既存建築物に対する改修等指導

建築年次が古く、老朽化の進んだ空き家を含む既存建築物については、ある程度、「構造耐力上及び防火性・耐火性」の安全性が確保されていないものが見込まれることから、老朽化した建築物の改修等の必要性について普及・啓発を図る。

また、これら施設に対する被害は、地盤高や周辺の河川・斜面等の状態にも関係するため、風水害等の災害危険の高い区域については、特に重点的な安全化対策が望まれる。

がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、建築基準法第39条の規定による災害危険区域を指定し、住宅等の建築制限を行う。

なお、がけ地に近接した既存不適格建築物のうち、急傾斜地崩壊防止工事などの対象とならない住宅に対し、移転促進のための啓発を行う。

(3) 融資制度等の活用による不燃化等の促進

民間住宅に対する住宅金融支援機構の賃貸住宅融資制度等を活用して、耐火建築物及び準耐火建築物の建設を促進する。

2 県民等への意識啓発

県及び市町村は、県民に対し、以下の意識啓発を実施する。

(1) 建築物の不燃化等の必要性の啓発

建築確認審査を通じて、建築物の不燃化等の関係法令について、普及啓発を図るとともに、既存建物については、改修時の相談に応じる。

このほか、講習会等を実施することにより、不燃化等の必要性を啓発する。

(2) がけ地近接危険住宅の移転の啓発

がけ地近接危険住宅の移転について、助成による誘導措置を含め、普及・啓発を図る。

(3) 建築物等における石綿使用有無の把握

建築物等の所有者、管理者又は占有者に対し、建築物等に石綿を含む建築材料が使用されているか否かの把握に関する知識の普及を図るよう努める。

3 特殊建築物等の安全性の確保

(1) 特殊建築物の定期報告

不特定多数の者が利用する病院、劇場、映画館、旅館・ホテル、物品販売業を営む店舗等の特殊建築物の安全性の確保を図るため、建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度により、建築物の維持保全の状況等について、所有者又は管理者が建築士等に定期的に調査・検査をさせて、その結果の報告を求める。

また、必要な場合は現地調査を実施し、適正な指導を行い、災害を未然に防止する。

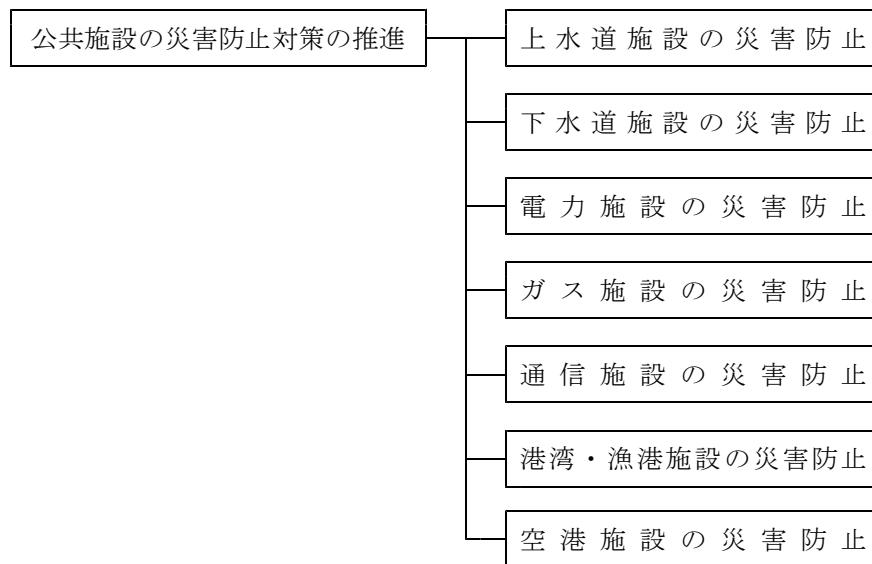
(2) 特殊建築物の定期的な防災査察の実施

前期に掲げた特殊建築物など不特定多数の者が利用する施設については、「建築物防災週間」（火災予防週間と協調して実施。）において消防署等の協力を得て、防災査察を実施するとともに、年間を通じパトロールを行い、建築物の安全性を確保するため、積極的な指導を推進する。

第5節 公共施設の災害防止対策の推進

上・下水道、電力、ガス、通信等のライフライン施設、道路・橋梁、港湾・漁港、空港等の公共施設等は、都市・地域生活の根幹をなすものであり、これらが災害により被害を受け、機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きく、特にライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、県、市町村及びライフライン事業者は、ライフライン施設や廃棄物処理施設について、風水害等の災害に強い施設を整備するとともに、適確な維持管理に努めるなど災害が発生したときも被害を最小限にとどめ、早期復旧が図られるよう、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保など施設の災害防止対策を推進する。また、県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。

廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。



第1 上水道施設の災害防止

〔実施責任：保健福祉部生活衛生課，市町村，水道事業者〕

1 災害に強い水道施設の整備の推進

上水道施設は、生命の維持や日常生活に不可欠なため、各水道事業者は、災害に備え機能が保持できるよう施設整備を行っているが、今後、特に施設の更新時を捉えて耐震化を推進するとともに、引き続き、以下の対策により、被害発生の抑制と影響の最小化を図り、災害に強い上水道施設の整備を推進する。

《資料編 11. 1 市町村別上水道施設の整備状況》

- (1) 水源施設、管路施設等の上水道供給システムの整備・強化
- (2) 老朽化した水道施設、管路施設等の点検・補修の推進
- (3) 水道施設の耐震化・停電対策の推進
- (4) 浸水のおそれがある水道施設における対策の推進
- (5) 土砂崩壊による被災のおそれがある水道施設における対策の推進
- (6) 給水区域の分割による配水管網のブロック化の推進
- (7) 系統間の相互連絡管の整備による広域的なバックアップ体制の推進

2 復旧用資機材、応急給水施設等の整備の推進

被災時の応急復旧に必要な資機材、被災者への応急給水に必要な施設等の整備を推進する。

第2 下水道施設の災害防止

〔実施責任：生活排水対策室，市町村〕

1 老朽施設、管路施設等の点検・補修

下水道事業者は、下水道施設について、これまでも災害に備え、機能が保持できるよう施設整備を行っているが、引き続き以下の対策を推進し、災害に強い下水道施設の整備対策に努める。

《資料編 11. 2 市町村別下水道施設の整備状況》

- (1) 老朽化した施設、管路施設等の点検・補修の推進
- (2) 広域的なバックアップ体制の推進
- (3) 処理場等の耐震化・停電対策の推進

2 集中監視システムの活用

各下水道事業管理者における浄化センターや処理場の集中監視システムを活用して、公共施設の被害状況を把握できるように検討していく。

第3 電力施設の災害防止

〔実施責任：九州電力株式会社，九州電力送配電株式会社〕

1 電力設備の災害予防措置

九州電力株式会社及び九州電力送配電株式会社は、以下の方法により、災害に伴う電力施設被害防止のための予防措置を講ずる。

(1) 水害対策

ア 水力発電設備

過去に発生した災害及び被害の実情，河床上昇等を加味した水位予想に各発電所の特性を考慮し，防水壁の設置，排水ポンプの設置，機器のかさ上げ，ダム通信確保のための設備を設置する。

特に，洪水に対する被害防止に重点を置き，被害が予想される箇所について，点検整備を実施する。

イ 送電設備

- ・架空電線路……土砂崩れ，洗堀などが起こるおそれのある箇所のルートの変更，擁壁，石積み強化等を実施する。
- ・地中電線路……ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

ウ 変電設備

浸冠水のおそれのある箇所は，出入り口の角落とし，防水扉の取付け，ケーブルダクトの密閉化等を行うが，設備の構造上，上記防水対策の不可能な箇所では，屋内機器のかさ上げを実施する。

また，屋外機器は基本的にかさ上げを行うが，かさ上げが困難なものは，防水耐水構造化又は防水壁等を組み合わせて対処する。

エ 配電設備

地域の防災計画との整合を図り、水害の影響軽減および復旧を容易とする設備形成を考慮した設計とする。

オ 通信設備

通信設備の重要度、その地域で予想される津波浸水想定等を勘案し、必要に応じて対策を講ずる。

カ 建物及び構築物（業務設備を含む）

設備の重要度、その地域で予想される津波浸水想定等を勘案し、必要に応じて対策を講ずる。

(2) 風害対策

建築基準法、電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は、補強等により対処する。

(3) 塩害対策

塩害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

ア 原子力発電設備

原子力発電所では、屋外機器全般に、ポリウレタン樹脂塗料等を塗装することにより塩害対策を実施する。

イ 送電設備

耐塩用がいし又はがいし増結で対処するとともに、必要に応じ、がいし清掃を実施する。

ウ 変電設備

活線がいし洗浄装置を設置し、台風期の前後に必要なに応じ、がいし洗浄を行うとともに、特に必要な箇所は、耐塩がいしを使用し、塩害防止に努める。

エ 配電設備

耐塩用がいし、耐塩用ブッシング付き変圧器等を使用して対処する。

(4) 高潮対策

原子力発電所では、高潮は敷地高さに到達しないと評価している。また、津波防護として、海水ポンプエリアに防護壁を設置する。

(5) 土砂崩れ対策

土砂崩れ対策は、地形・地質等を考慮して、状況により、擁壁、石積み、排水溝などの対策を実施する。また、災害期前後には、巡視点検の強化、社外モニターの活用等により、被害の未然防止に努める。

2 防災業務施設及び設備の整備

(1) 観測、予測施設及び設備の強化、整備

局地的気象の観測を行うことにより、テレビ、ラジオ、インターネット等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、雨量、流量、潮位、波高等の観測、予測施設及び設備の強化、整備を図る。

(2) 通信連絡施設及び設備の強化、整備

災害時の情報連絡、指示、報告等のため、必要に応じ、無線、有線設備等の諸施設及び設備の強化、整備を図る。

3 災害対策用資機材等の確保及び整備

災害に備え、平常時から、復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努めるとともに、災害対策用資機材の輸送計画を樹立し、車両、船艇、ヘリコプター等の輸送体制の確保に努める。特に、離島への復旧用資機材等の迅速かつ効率的な輸送体制の確保に努める。

また、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

4 電気事故の防止対策

災害による断線、電柱の倒壊、破損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般公衆

第2部 災害予防

第1章 災害に強い施設等の整備

に対し、次の事項を中心に、常日頃から、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関のほか、ホームページ・携帯電話サイトによる情報発信及びパンフレット、チラシの作成配布による広報活動を行う。

- ・無断昇柱，無断工事をしないこと。
- ・電柱の倒壊折損，電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は，速やかに最寄りの九州電力送配電の事業所に連絡すること。
- ・断線垂下している電線には絶対触れないこと。
- ・浸水・雨漏りなどにより冠水した屋内配線，電気器具等は危険なため使用しないこと。
- ・屋外に避難するときは，安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- ・電気器具を再使用するときは，ガス漏れや器具の安全を確認すること。
- ・その他事故防止のため留意すべき事項。

また，病院等重要施設については，災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため，自家用発電設備の設置を要請する。

5 防災訓練による施設復旧体制の整備

災害対策を円滑に推進するため，年1回以上防災訓練を実施するとともに，国及び地方自治体が実施する防災訓練には積極的に参加する。

第4 ガス施設の災害防止

〔実施責任：ガス事業者〕

1 ガス施設の災害防止措置の実施

ガス事業者は，災害が発生した場合，ガス施設の災害を防止できるよう以下のとおり施設や導管の災害防止措置を実施する。

《資料編 11. 4 ガス事業者及び施設の状況》

(1) ガス製造所，供給所等の設備の整備及び維持管理

ガス発生設備，原料貯蔵設備，ガスホルダー及び防火設備や緊急遮断設備等の整備を行い，災害の軽減を図る。各設備の維持管理については，保安規程に基づいて，定期的な保守点検整備等を行う。

(2) 導管関係整備

導管及び整圧器，バルブ等の付属設備については，保安規程に基づいて設置し，定期的な保守点検を行う。特に高圧導管の設置にあたっては，路線地盤の強弱等に十分配慮するよう計画する。

2 ガス施設の応急復旧体制の整備

ガス事業者は，災害が発生した場合，迅速かつ的確な措置により，二次災害の防止及び供給停止地域の極小化を図れるように，以下の対策を実施する。

(1) 応急復旧体制の整備

機動的な応急復旧体制を整備し，災害時措置要領等の整備に努める。

(2) 設備対策計画の作成

設備対策に必要な情報の入手等を行い，データを整備して設備対策を講じる。

(3) 緊急対策，復旧対策

被害情報の収集，初動体制，ガス供給停止及び供給開始等，緊急時対策及び復旧対策を計画的に講じるように努めるとともに，緊急措置ブロックの形成を促進する。

(4) 支援体制

被害の程度によって，応援隊の派遣要請，需要家に対する代替エネルギーの確保などに努める。

3 需要家への啓発対策

ガス事業者は，平常時からマスコミ等を活用して災害時の注意事項等を広報し，需要家の意識の啓発に努める。

第5 通信施設の災害防止

〔実施責任：西日本電信電話株式会社〕

1 電気通信設備等の耐災性の確保（防災設計による）

西日本電信電話株式会社鹿児島支店は，通信施設の耐災性（不燃性，耐水性等）の確保に関する対策を推進することにより，風水害等の災害時の一般通信サービスの確保を図るため，通信施設について以下に示す予防措置を講じる。

(1) 電気通信施設・設備の耐災化

電気通信施設・設備の耐災化を図る。特に，局舎（交換局等）については，既往最大規模の風水害による被害を参考として水防扉の設置等，不燃，耐火，耐水構造化を推進する。

(2) 通信用機器の耐災化

局舎内に設置する交換機等の通信機器は，風水害による浸水，損傷，流失等を防止するため，必要な措置を行う。

(3) 非常用予備電源の確保・整備

非常用予備電源として蓄電池，発電機を常備する。

2 通信設備の確保

(1) 架空ケーブルの地下埋設化

架空ケーブルは，火災による延焼や河川出水，土砂災害等による寸断に比較的に弱いので，寸断等のある区間は地下埋設化を推進する。

(2) 橋梁添架ケーブルの耐火防護・補強

橋梁添架ケーブルは，二次的災害の被害を想定して，耐火防護・補強を実施する。

(3) 局間地下ケーブルの経路の分散化

電話局相互間を結ぶ地下ケーブルの経路の分散化を推進する。

(4) 通信サービス実施体制の整備

災害が発生した場合に，迅速かつ的確に通信サービスを確保するため，あらかじめ定められた次の措置計画により，万全を期する。

ア 回線の切替え措置方法

イ 可搬無線機，工事用車両無線機及び予備電源車の運用方法

第2部 災害予防

第1章 災害に強い施設等の整備

ウ 重要局所被災時の措置方法

エ 災害対策用電話回線の作成

オ 一般通話の制限（広域な災害が発生したとき又は予知されたとき，これら地域に対する重要通信を確保するため，必要により一般通話を制限する。）

3 災害対策用機器・資機材の整備

(1) 各種無線機

通信の全面途絶地帯，避難場所等との通信を確保するために，災害対策用無線機，衛星通信車載局，移動無線車を配備する。

（第2部第2章第6節別記「孤立化集落対策マニュアル」を参照）

(2) 大容量可搬型交換局装置等

局内通信設備が被災した場合，重要な通信を確保するための代替交換装置として，大容量可搬型交換局装置等を主要地域に配備する。

(3) 移動電源車

移動電源車は，災害時等の長時間停電に対して，通信電源を確保するために使用するもので，交換局，無線中継所等を対象に配備する。

(4) 非常用電源の確保

台風等の災害時における長時間停電に対し，通信電源を確保するため離島を中心に非常用電源（発発）の配備を進める。

(5) その他

特に，離島への災害対策用機器・復旧用機材等の迅速かつ効率的な輸送体制の確保に努める。

4 防災演習の実施

災害対策を円滑に推進するため，災害対策情報連絡演習，災害対策復旧計画演習及び災害対策実施作業演習に関する防災演習を実施するとともに，県及び地方自治体が実施する防災演習には積極的に参加する。

5 情報の提供

災害発生に当たっては通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに，自社ホームページ等を活用し通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

第6 港湾・漁港施設の災害防止

〔実施責任：九州地方整備局，商工労働水産部漁港漁場課，土木部港湾空港課〕

1 拠点港湾機能の確保

港湾・漁港施設は，災害時の緊急物資・資材等及び避難者・負傷者の海上輸送にあてられることから，港湾・漁港管理者は，対象地域の拠点港湾・漁港を指定し，施設の点検や防災対策事業の計画的な実施及び適確な維持管理に努め，海上輸送・集積用の拠点としての機能を確保する。

2 港湾・漁港施設の機能確保

港湾・漁港施設は，海上交通ルートによる避難，救助，輸送を行う上できわめて重要な役割を果たすた

め、その拠点を整備しておく必要がある。

このため、港湾・漁港管理者は、特に重要な拠点港湾・漁港及び離島の生活を支える港湾において、岸壁、港湾緑地、背後道路等の整備及び既存施設の老朽化対策に努め、災害時の物資輸送拠点としての機能の確保に努める。

3 港湾・漁港施設の整備

港湾施設の整備は、本土・離島の拠点港となる鹿児島港、志布志港、川内港、里港、垂水港、西之表港、宮之浦港、硫黄島港、中之島港、名瀬港、湾港、亀徳港、和泊港及び与論港において、岸壁、緑地、臨港道路等の整備を計画的に推進する。また、漁港では、耐震強化岸壁の整備が完了した枕崎漁港及び山川漁港において、臨港道路等の整備を計画的に推進する。

4 関係事業者との連携強化

港湾管理者は、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者に情報共有することにより連携を強化するものとする。

5 走錨等に起因する事故の防止

港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行うものとする。

また、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衝工を設置するものとする。

第7 空港施設の災害防止

〔実施責任：大阪航空局鹿児島空港事務所、土木部港湾空港課〕

1 空港施設の機能確保

空港は、災害時の航空交通の確保、空港を利用した緊急輸送機能の確保等への対応等を行うため、空港管理者は、災害発生時でもその機能が確保されるよう施設の点検等を適切に実施する。

第6節 防災研究の推進

〔実施責任：県、市町村、関係機関等〕

県、市町村及び関係機関等は、関係研究機関との協力により、災害及び災害対策に関する調査研究を実施し、その成果の活用に努めるものとする。

1 地域危険度の調査研究

市町村は、防災アセスメントを実施することにより、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、地区別防災カルテ、防災マップの作成に努める。

2 シラスの防災対策についての調査研究

特殊土壌であるシラスの防災対策について、砂防、治山、農地保全の各面から、総合的な調査研究に努める。

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

風水害等の災害に際して、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためには、事前に応急対策の実施体制（要領）や、個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。

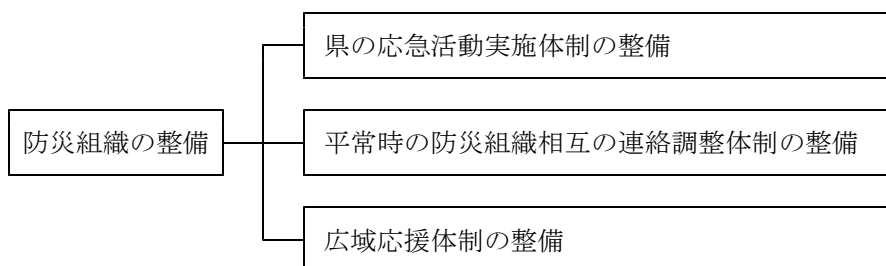
本章では、このような災害応急対策の事前の備えについて定める。

第1節 防災組織の整備

風水害時は、人命損傷をはじめ、家屋の倒壊、火災、がけ崩れ、高潮や浸水の発生、道路やライフライン等生活関連施設の損壊等、県内の広範囲にわたる被害の発生が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、県、市町村及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行する防災組織の整備を推進すると共に、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

また、地方防災会議の委員について、多様な視点が反映できる構成とし、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画拡大や、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立など、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による地域の防災力向上を図る。



第1 県の応急活動実施体制の整備

〔実施責任：危機管理防災局危機管理課・災害対策課〕

1 職員の動員・配備体制の強化

職員（要員）を災害発生の初期からできるだけ早急かつ多く必要な部署に動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していくうえで、極めて重要である。

このため、県、市町村及び各防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ専門的経験・知見を有する防災担当職員の確保及び育成、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員が徒歩参集可能な範囲での必要な宿舎の確保及び携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討し、職員の非常参集体制の整備を図る。

なお、県は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、以下の対策を推進する。

（県の動員配備体制は、第3部第1章第1節第1「県の応急活動体制の確立」参照）

(1) 災害対策職員用携帯電話の整備

警戒避難段階の災害対策要員の確保を図るため、本部長をはじめ、危機管理防災局等の主要部局の職員等に携帯電話を常時所持させ、県総合防災システムにより、迅速に動員配備できるようにする。

(2) マニュアルの整備

災害対策要員の動員配備を適切に行い、情報の収集・伝達や、各種救援活動に関する初動段階の活動要領等のマニュアルを作成する。

(3) 宿直等による24時間体制

勤務時間内・外を問わず常に要員が待機することにより、予測が困難な災害についても迅速な警戒体制が確保できるよう、非常勤嘱託員による24時間体制を実施する。

2 災害対策本部の運営体制の整備

災害発生時において、災害対策本部の円滑な運営を図るため、以下の対策を推進する。

(県災害対策本部の設置方法は、第3部第1章第1節第1「県の応急活動体制の確立」参照)

(1) 災害対策本部（本庁・災害対策本部室）運営マニュアルの作成

警報発表後、本部設置を必要とする段階で参集してきた職員が手際よく災害対策本部（本庁・災害対策本部室）を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを作成する。

(2) 災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも2～3日分の水、食料、毛布等を備蓄する。

(3) 本部連絡員、災害対策本部室の職員の育成

本部連絡員及び災害対策本部室員が災害発生時に的確な活動を行うため、平常時から特に以下の点について習熟できるよう、重点的に研修しておく。

ア 動員配備・参集方法

イ 本部の設営方法

ウ 防災無線ほか各種機器の操作方法等

第2 平常時の防災組織相互の連絡調整体制の整備

〔実施責任：危機管理防災局危機管理課・災害対策課，市町村〕

1 情報連絡体制の充実

県，市町村及び防災関係機関は、災害が発生した場合，迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため，平常時から以下のように，防災組織相互の連絡調整体制の整備に努める。

(県災害対策本部と防災関係機関との協力系統図は，第3部第1章第1節「応急活動体制の確立」参照)

(1) 情報連絡体制の明確化

情報伝達ルート多重化，及び情報交換のための情報収集・連絡体制の窓口等の明確化に努める。

(2) 勤務時間外での対応

県，市町村及び防災関係機関は，相互間の情報収集・連絡の対応が勤務時間外でも可能なように，連絡窓口等体制の整備に努める。

第2部 災害予防

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

2 防災関係機関との協力体制の充実

災害時に迅速かつ円滑な防災組織相互の情報収集・連絡が行えるように、以下の対策を進める。

(1) 日頃から情報交換を積極的に行う

県、市町村及び防災関係機関は、防災に関する情報交換を日頃から積極的に行って、防災組織相互間の協力体制の充実に努める。

(2) 通信体制の総点検及び非常通信訓練の実施

県、市町村及び防災関係機関は、災害時の通信体制を整備するとともに、地区非常通信連絡会と連携し、毎年、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施するよう努める。

3 自衛隊との連絡体制の整備

自衛隊への災害派遣要請は、人命・財産の保護のためにやむを得ないと認められる事態が発生した場合、迅速かつ円滑に行わなければならない。

このため、自衛隊への災害派遣に関する必要な以下の事項について整備しておく。

(1) 県による要請手続き等の明確化

県は、災害派遣要請事項、災害派遣の手続きについて、災害時に迅速に実施できるように手続きを明確化しておく。

(2) 市町村における連絡手続き等の明確化

市町村は、県と連絡が取れない場合の自衛隊の災害派遣について、連絡手続等を迅速に実施できるように、市町村地域防災計画に明示しておく。

(3) 自衛隊との連絡体制の整備

県及び市町村は、地区を管轄する自衛隊と日頃から情報交換や訓練等を通して、連絡体制の整備を図る。

第3 公的機関及び各防災関係機関の業務継続性の確保

〔実施責任：危機管理防災局危機管理課，市町村〕

1 県、市町村及び各防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るよう努める。

2 特に、県及び市町村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくよう努める。

第4 広域応援体制の整備

〔実施責任：九州管区警察局，危機管理防災局災害対策課，消防保安課，県警察，市町村〕

1 他県及び九州地方整備局との広域応援協定等の締結

九州・山口9県をはじめ、都道府県及び九州地方整備局とあらかじめ大規模災害時の広域応援に関する協定を締結し、日頃から情報交換や連絡調整に努める。

(九州・山口9県災害時応援協定、その他の相互応援協定及び九州地方整備局との応援協定は、第3部第1章第4節「広域応援体制」参照。自衛隊及び災害派遣要請権者の連絡場所及び自衛隊派遣要請系統は、第3部第1章第5節「自衛隊の災害派遣体制」参照)

2 市町村における県及び他市町村等との相互応援体制の整備

県内の市町村は、鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定等に基づき、県及び県内の他市町村等に対して応援を求める場合を想定し、日頃から情報交換や連絡調整に努める。また、県外の市町村等とも、あらかじめ大規模災害時の広域応援に関する協定を締結し、日頃から情報交換や連絡調整に努める。

3 緊急消防援助隊の編成

県外への消防広域応援については、都道府県単位で設置した緊急消防援助隊を中心に応援隊を派遣するものとし、本県の緊急消防援助隊の部隊編成は、次のとおりとする。

なお、県は、大規模災害に備え、常に応援可能部隊の実態把握に努める。

(令和6年4月1日現在)

部 隊 名	消 防 本 部 名	隊数計	備 考
統 合 機 動 部 隊 指揮隊 1 隊	鹿児島市消防局	1	
エ ネ ル ギ ー 産 業 基 盤 災 害 即 応 部 指揮隊 1 隊	鹿児島市消防局	1	
指 揮 隊 3 隊	鹿児島市消防局 薩摩川内市消防局 大隅肝属地区消防組合	1 1 1	統合機動部隊指揮隊と重複
救 助 小 隊 11 隊	鹿児島市消防局 枕崎市消防本部 薩摩川内市消防局 霧島市消防局 南さつま市消防本部 始良市消防本部 指宿南九州消防組合 伊佐湧水消防組合 大隅曾於地区消防組合 大隅肝属地区消防組合	2 1 1 1 1 1 1 1 1 1	特殊災害小隊(毒劇物等対応小隊)と重複
救 急 小 隊 30 隊	鹿児島市消防局 枕崎市消防本部 出水市消防本部 垂水市消防本部 薩摩川内市消防局 日置市消防本部 霧島市消防局 いちき串木野市消防本部 南さつま市消防本部 始良市消防本部 さつま町消防本部 指宿南九州消防組合 阿久根地区消防組合 伊佐湧水消防組合 大隅曾於地区消防組合 大隅肝属地区消防組合 沖永良部与論地区広域事務組合 徳之島地区消防組合 大島地区消防組合	3 1 1 1 4 1 1 1 1 2 1 3 1 1 3 2 1 1 1 1	
消 火 小 隊 33 隊	鹿児島市消防局 枕崎市消防本部 出水市消防本部 垂水市消防本部 薩摩川内市消防局 日置市消防本部 霧島市消防局 いちき串木野市消防本部 南さつま市消防本部 始良市消防本部 さつま町消防本部 指宿南九州消防組合 阿久根地区消防組合 伊佐湧水消防組合 大隅曾於地区消防組合 大隅肝属地区消防組合 熊毛地区消防組合 大島地区消防組合	6 1 1 1 4 2 3 1 2 2 1 2 1 1 1 2 1 1	特殊災害小隊(毒劇物等対応小隊)と重複
後 方 支 援 小 隊 14 隊	鹿児島市消防局 薩摩川内市消防局 霧島市消防局 始良市消防本部 いちき串木野市消防本部 指宿南九州消防組合 阿久根地区消防組合 大隅曾於地区消防組合 大隅肝属地区消防組合	3 2 2 1 1 1 1 1 2	
通 信 支 援 小 隊 1 隊	鹿児島市消防局	1	
特 殊 災 害 小 隊 9 隊	鹿児島市消防局 薩摩川内市消防局 大隅曾於地区消防組合	7 1 1	2 隊は救助小隊と重複 救助小隊と重複 救助小隊と重複
特 殊 装 備 小 隊 5 隊	鹿児島市消防局 枕崎市消防本部 薩摩川内市消防局 大隅肝属地区消防組合	1 1 2 1	

N B C 災 害 即 応 部 隊 指 揮 隊 1 隊	鹿児島市消防局	1	統合機動部隊指揮隊と重複
土砂・風水害機動 支 援 部 隊 指 揮 隊 1 隊	鹿児島市消防局	1	統合機動部隊指揮隊と重複
航 空 小 隊 1 隊	鹿児島県	1	
航空指揮支援隊 1 隊	鹿児島県	1	航空小隊と重複
航空後方支援小隊 1 隊	鹿児島県	1	航空小隊と重複
合 計		105	8 隊の重複登録を除く

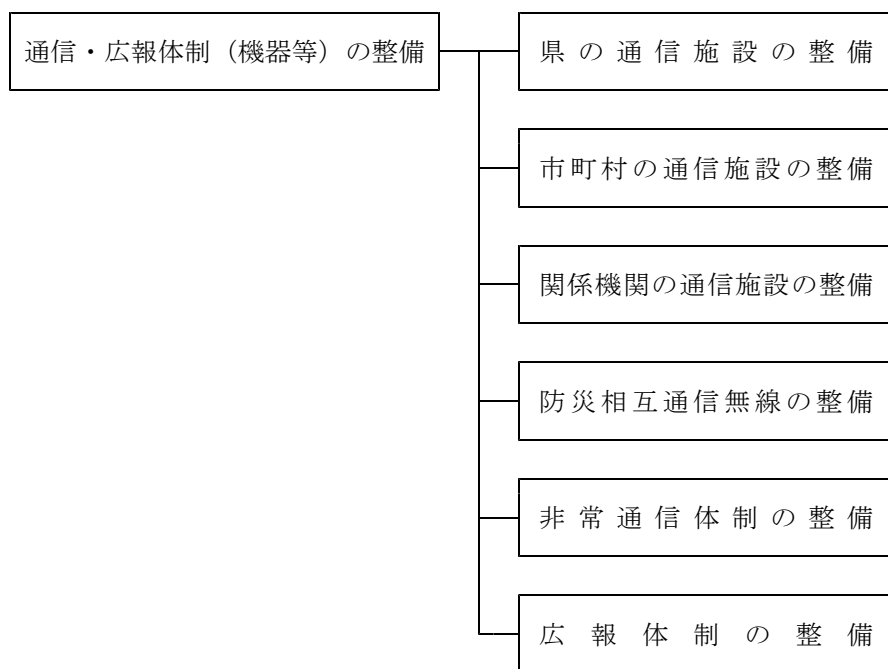
4 警察災害派遣隊の整備等

県警察は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察災害派遣隊の派遣要請が予想されることから、平素から招集・派遣制の整備等を図る。

第2節 通信・広報体制（機器等）の整備

風水害等の災害は、通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻輳等が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、県、市町村及び防災関係機関は、災害に強い通信回線の整備・多重化・耐震化を図るとともに、通信が途絶している地域で、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、長時間の停電に対応可能な非常用発電機の整備、通信機器等の保管設置場所の嵩上げや複数化など通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。また、効果的・効率的な防災対策を行うため、I o T, SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。



第1 県の通信施設の整備

〔実施責任：九州地方整備局，危機管理防災局災害対策課〕

1 災害時等の通信施設の整備

(1) 県防災行政情報ネットワークによる通信体制の整備

県では、災害時における迅速・的確な情報の収集・伝達体制を確立するための通信手段として、防災行政無線系（地上系，衛星系）と光ネットワーク系を整備している。なお，現行の防災行政情報ネットワークの概要は，次のとおりである。

《資料編 5. 1 (1) 県防災行政情報のネットワーク構成図》

ア 整備概要

(ア) ネットワークの構成

県庁と九州地方整備局，地域振興局，保健所等の出先機関及び市町村，消防本部，防災関係機関等で構成されている。

(イ) 通信回線

a 地上系固定通信回線

県庁と地域振興局等との間を回線容量の多い多重無線回線で結んでいる。

b 地上系移動通信回線

全県を通信エリアとする全県移動系回線で、県庁及び各地域振興局等の公用車の移動局との間を結んでいる。

c 衛星系通信回線

県庁と市町村との間を衛星系通信回線で結んでいる。

d 有線系

県庁と地域振興局、市町村、消防本部等との間を光ネットワークで結んでいる。

(ウ) システムの通信機能

a 個別・一斉通信機能

ネットワーク構成機関相互の通信、衛星通信ネットワークを配備した国や自治体等との個別通信のほか、地域振興局・市町村・消防本部等への音声・データによる一斉通信ができる。

b 映像伝達機能

県庁から、衛星系通信回線を利用して、消防庁や他の自治体へ映像の伝送ができるほか、市町村では映像の受信が可能である。

c 通信統制・機器監視制御機能

県庁を全局の監視・制御局とし、ネットワークの監視を行うとともに、全局の運用状態等を集中監視をしているほか、地上系通信回線及び衛星系通信回線においては、災害時における通信の輻輳に対処するため、県庁に通信統制機能を備えている。

(エ) 防災上の設備強化対策

a 中継回線・ループ化、回線の2ルート化

地上系の中継回線をループ化するとともに、県庁と市町村との間を衛星系と有線系により2ルート化し、回線の信頼性確保を図っている。

b 機器の二重化・予備電源の配備

主要回線の無線機器等を二重化するとともに、全局に予備電源装置（発電機、無停電電源装置等）を配備し、機器等の障害や停電に対する安全対策を講じている。

c モバイル映像伝送の配備

災害現場等からの映像情報を、インターネット網、衛星通信回線を利用して災害対策本部に伝送するシステムを平成25年度に配備した。

(オ) 機器の保守体制

通信機器は、定期的に保守点検を行い、性能の維持及び障害の未然防止を図っている。

なお、機器に障害が発生した場合は、速やかに復旧処理に当たる体制をとっている。

(2) 消防防災無線等による整備

県では、国との間で消防防災無線・水防無線共用設備等を、運用している。

ア 消防防災無線回線網

県庁と総務省消防庁及び各県消防防災所管課と電話・ファクシミリによる通信ができる。

イ 水防無線回線網

県庁と国土交通省及び各県土木部と電話・ファクシミリによる通信ができる。

ウ 中央防災無線網

県庁と内閣府との間で電話・ファクシミリによる通信及びTV会議ができる。

(3) 防災相互通信用無線の整備

第2部 災害予防

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

災害現場等において、防災関係機関と協力して円滑な防災活動を実施するため、県、市町村、防災航空センター及び防災ヘリ相互の通信を行う防災相互通信用の基地局及び移動局を配備している。

(4) ヘリコプター衛星通信システムの整備

県は、機動的な情報収集活動を行うため、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）等による画像情報の収集・連絡システムを整備している。

2 防災情報システムの整備

県は、平成22年度に改修した災害対策本部室の防災情報システムについて、災害時に有効なテレビ会議機能、CATV、インターネット等多様な通信メディアの活用の可能性についての調査検討を行う。

3 県総合防災システムの整備

県は、市町村との間でインターネット及び光系ネットワークを活用し、災害情報の収集・共有・伝達が可能な県総合防災システムを整備している。

《資料編 5. 7 県総合防災システムの概要図》

国の総合防災情報システム（SOBOWEB）に接続し、国や公共機関等と横断的に共有すべき防災情報の共有化を図れるよう努める。

第2 市町村の通信施設の整備

〔実施責任：市町村〕

1 通信施設の整備対策

市町村は、住民に対して気象・防災に関する情報を迅速に伝達するために市町村防災行政無線（屋外拡声方式及び戸別受信方式）、並びに災害現場等との通信を確保するための移動無線系設備や衛星携帯電話等を整備するなど多種多様な通信手段で、確実に情報収集・伝達ができる体制づくりに努める。

特に、戸別受信方式は、災害発生の危険性の高い、以下のような災害危険箇所のある区域を重点に積極的に整備を進める。

- (1) 急傾斜地崩壊危険箇所のある地区
- (2) 地すべり危険箇所のある地区
- (3) 土石流危険渓流のある地区
- (4) 水防計画に定められた河川等の危険区域のある地区
- (5) 山地災害危険地区のある地区
- (6) 宅地造成工事規制区域のある地区
- (7) 建築基準法に基づく危険区域のある地区
- (8) 高潮危険のある地区
- (9) 高齢化の進んでいる過疎地区
- (10) 主要交通途絶予想箇所のある地区
- (11) その他、市町村防災計画に掲載されている災害危険箇所のある地区

《資料編 5. 2 市町村防災行政無線等の整備状況》

2 通信施設の運用体制の充実・強化

災害時に迅速かつ的確な通信連絡が行われるように、日頃から通信施設の運用体制の充実・強化に努める。

(1) 通信機器の操作の習熟

日頃から訓練等を通して、通信機器の操作の習熟に努める。

(2) 通信機器の保守体制の整備

通信機器は定期的に保守点検を行い、性能の維持及び障害の未然防止に努める。

なお、通信機器に障害が生じた場合は、すみやかに復旧処理にあたる体制を整備する。

(3) 長時間対応可能な非常用電源設備の整備

大規模災害においては、停電復旧作業に時間を要することから、非常用電源設備の浸水対策等を講じるとともに、長時間対応可能な設備の整備に努める。

第3 関係機関の通信施設の整備

〔実施責任：西日本電信電話株式会社、九州電力株式会社、九州旅客鉄道株式会社、県警察〕

1 関係機関の通信手段の充実

各関係機関は、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の対応について計画を定め、通信手段の充実に努める。

(1) 西日本電信電話株式会社の通信手段

ア 災害時優先電話による通信

災害時に電話が輻輳した場合、通常、一般通話の規制が行われるが、災害の復旧や救援等を行うために必要な重要通信は、災害時優先電話として通話の規制が行われず、優先的に取り扱われる。

イ 事前設置型特設公衆電話による通信確保

N T T西日本では、大規模災害発生時に迅速かつ確実な通信手段の確保を目的として特設公衆電話の事前設置を進めている。具体的には、避難所等へ事前に通信回線を設置することにより、災害発生時、自治体が電話機を接続することにより迅速に避難者の通信確保を図る。

(第6節別記「孤立集落対策マニュアル」参照)

(2) 警察の通信手段

ア 警察有線電話による通信

警察有線電話を利用し、通信相手機関を管轄する警察機関（県警察本部、各署、幹部派出所、交番、駐在所）を経て通信連絡する。

イ 警察無線電話による通信

警察無線電話を利用し、通信相手機関を管轄する警察機関（県警察本部、各署、幹部派出所、交番、駐在所）を経て通信連絡する。

(3) J R 電話による通信

J R 所属の電話を利用し、通信相手機関の最も近い駅等を経て通信連絡する。

(4) 九電電話による通信

九州電力株式会社所属の電話を利用し、通信相手機関の最も近い支店、支社、配電事業所等を経て通信連絡する。

第2部 災害予防

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

2 関係機関の通信手段の活用

県・市町村及び関係機関は、相互に連携を密にし、災害時に関係機関の通信手段の活用が図られるよう努める。

《資料編 5 通信施設に関する資料》

第4 防災相互通信無線の整備

〔実施責任：危機管理防災局災害対策課，市町村，関係機関等〕

1 通信施設の整備対策

県，市町村及び防災関係機関は，防災相互通信用無線を活用し，災害発生時の災害現場等において，防災関係機関が相互に防災対策に関する通信が行えるよう，防災相互通信用無線の整備に努める。

市町村は，孤立化が予想され，防災相互通信用無線が配備されていない地区等へは，早急な防災相互通信用無線の配備に努める。

《資料編 5. 3 防災相互通信用無線の設置状況》

（第6節別記「孤立化集落対策マニュアル」参照）

2 通信施設の運用の充実

県・市町村及び関係機関は，相互に連携を密にし，災害時に関係機関の通信手段の活用が図られるよう努める。

第5 非常通信体制の整備

〔実施責任：危機管理防災局危機管理課〕

1 非常通信訓練の実施

災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を図るため，平常時より非常通信の伝送訓練等を行い，通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

非常通信を利用できる時期は，各種災害時等の非常事態が発生し，又は発生の恐れがある場合で，自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき，又は使用が困難になった場合に対処するため，電波法第52条の規定に基づき，非常通信の活用を図ることとなっている。

《資料編 5. 6 鹿児島地区非常通信連絡会会則及び構成表》

2 非常通信の普及啓発

防災関係機関に対し，災害時における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について，普及啓発を行う。

第6 広報体制の整備

〔実施責任：危機管理防災局危機管理課・災害対策課，総務部広報課〕

大規模な災害発生時に，放送機関の協力のもとに，早期予防，避難に関する緊急情報をテレビ，ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）を通じて県民に提供するため，緊急情報提供システム，Ｌアラート（災害情報共有システム）を効果的に活用する。

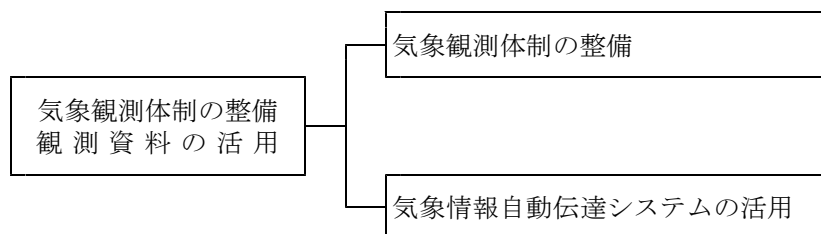
（システムの概要は，第3部第2章第3節第1「県及び市町村による広報」，運用方法は，第3部第2章第3節第3「報道機関等に対する放送の要請・公表」参照）

また，インターネット（県庁ホームページ，X（旧ツイッター），県公式ライン等のソーシャルメディア，ポータルサイト，鹿児島県防災Web）やＬアラート（災害情報共有システム），緊急速報（エリアメール等），ワンセグ放送等の多様な媒体の活用体制の整備に努めるとともに，情報の地図化による伝達手段の高度化に努めるものとする。

第3節 気象観測体制の整備、観測資料の活用

風水害による被害を未然に防止し、あるいは軽減するため、雨量・水位等の気象観測施設の整備を図る必要がある。

このため、観測施設を有する機関は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともに、これらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力するものとする。



第1 気象観測体制の整備

〔実施責任：鹿児島地方気象台，九州地方整備局，危機管理防災局災害対策課，土木部河川課・砂防課，市町村〕

1 鹿児島地方気象台における気象業務体制の整備

鹿児島地方気象台は、気象庁気象業務計画に基づき、台風・豪雨、高潮・波浪災害に関する気象業務体制の整備，充実を図る。

(1) 観測施設の整備充実

県下及びその周辺域の降雨状況等を監視するため、雨量計や潮位観測施設などを適切に整備配置し、関係行政機関，県市町村等と協力して観測体制の充実に努める。

(2) 関係資料のデータベースの構築

災害発生時等において、気象警報・注意報等を補完するための資料を防災機関へ適時・適切に提供できるよう、過去の関係資料を収集・整理しデータベース化を図る。

《資料編 4 気象等観測施設に関する資料》

（潮位観測所一覧は、「鹿児島県水防計画書」参照）

2 主要関係機関における気象観測体制の整備

県，市町村及び国土交通省九州地方整備局等の関係機関における観測施設の整備については、年々充実しているが、まだ十分とはいえないので、現有施設の十分な活用を行うとともに、雨量計（自記，テレメータ等），水位計（自記，テレメータ等）の整備充実を図る。

第2 気象情報自動伝達システムの活用

〔実施責任：危機管理防災局災害対策課〕

気象情報自動伝達システムの活用により、気象警報等や気象関連情報を自動的に市町村や消防本部に防災情報ネットワークで送信するとともに、危機管理防災局職員の参集を携帯電話メールにより呼びかけ、風水

害等の災害発生時等の警戒体制の確立を図る。

また、市町村は気象情報自動伝達システムにより得られた気象情報を所在公官署及び住民等（特に要配慮者施設）へ伝達するものとする。

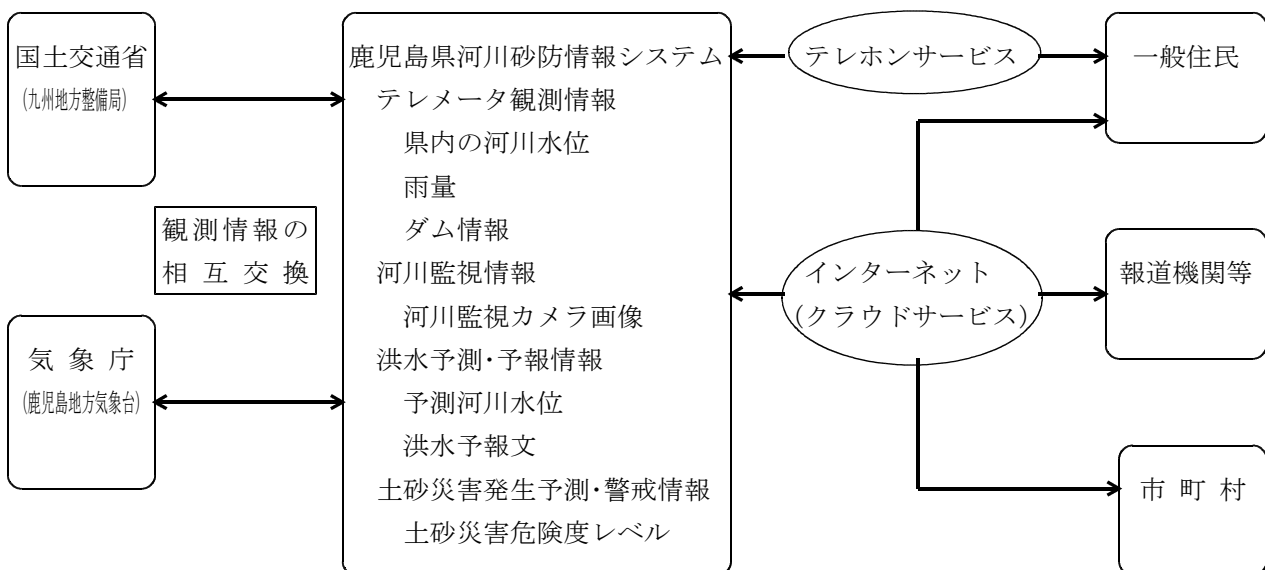
（気象情報自動伝達システムの概要及び運用方法は、第3部第2章第1節「気象警報等の収集・伝達」参照）

第3 河川砂防情報システムの活用

〔実施責任：土木部河川課，砂防課〕

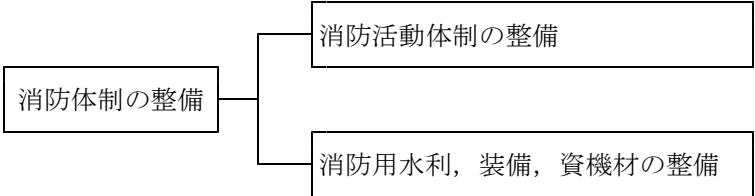
河川砂防情報システムの活用により，県内の河川水位，雨量，ダム情報，河川監視カメラ画像，洪水予報，土砂災害危険度レベル等の水害や土砂災害に関する情報を，インターネット等により，市町村，住民に対し情報提供するものとする。

河川砂防情報システム構成図



第4節 消防体制の整備

風水害時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため、消防機関による消防活動体制、並びに消防用水利、装備、資機材等の整備を促進する。さらに、地域住民や事業所による出火防止、初期消火体制の整備を促進する。



第1 消防活動体制の整備

〔実施責任：危機管理防災局消防保安課，市町村〕

1 消防活動体制の整備・強化（消防職員・団員）

(1) 消防組織の整備状況

各市町村の消防組織は、常備消防（消防本部，消防署）と非常備消防（消防団）により構成されており、その整備状況は以下のとおりである。

表2. 2. 4. 1 消防組織の整備状況（令和5年4月1日現在）

区 分	常 備 消 防				非 常 備 消 防		
	消防本部	消 防 署	出 張 所	消防職員	消 防 団	分 団	消防団員
人 員	20	30	65	2,376	43	633	14,510

(2) 消防組織の充実強化

整備された装備・資機材を十分に活用して、より高度な消防活動が行えるよう消防職員及び消防団員について、より高度な教育・訓練を実施することにより、消防活動体制の充実強化を図る。

また、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

(3) 消防団の育成強化の必要性

ア 消防団の育成強化の必要性

消防団は、常備消防と並んで、地域社会における消防防災の中核として、救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化等の問題を抱えており、その育成強化を図ることが必要となっている。

イ 消防団の育成・強化策の推進

県及び市町村は、以下のとおり、消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の強化を図る。

(ア) 消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、

地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境作りを進める。

(イ) 消防団への参加促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて、消防団への参加を促進する。

また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

2 地域住民の出火防止・初期消火体制の整備・強化

(1) 一般家庭に対する出火防止の指導

市町村は、一般家庭内における出火を防止するため、自主防災組織等を通して、火気使用の適正化や消火器具、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー等の普及等、出火防止の指導に努める。

(2) 地域住民の初期消火体制の整備

市町村は、地域単位で、自主防災組織の育成を図るとともに、日頃から、火災時の初期消火等について知識、技術の普及に努める

3 事業所の出火防止・初期消火体制の整備・強化

(1) 事業所に対する出火防止の指導

市町村は、消防用設備等の維持点検と取り扱い方法の徹底について指導する。

(2) 事業所の初期消火体制の整備

火災の発見時における応急措置要領を定めるとともに、自主防災組織（自衛消防隊等）の育成を図る。

また、地域住民と日頃から連携を図り、火災発生時には、協力して初期消火体制が確立できるように努める。

第2 消防水利、装備、資機材の整備

〔実施責任：危機管理防災局消防保安課，工業用水道部工業用水課，市町村〕

1 消防用水利の整備（耐震性貯水槽等）

(1) 消防水利の整備状況

県内の消防水利の保有状況は、以下のとおり。

表 2. 2. 4. 2 消防水利状況

区 分	公 設	私 設	計
消 火 栓	20,830	361	21,191
防 火 水 槽（100m ³ 以上）	39	20	59
〃（60～100m ³ 未満）	280	21	301
防 火 水 槽（40～60m ³ 未満）	7,309	160	7,469
〃（20～40m ³ 未満）	4,705	142	4,847
井 戸	13	4	17
小 計	33,176	708	33,884
その他の水利（自然水利等）	—	—	1,630
水 利 合 計	—	—	35,514

（令和4年4月1日現在）

第2部 災害予防
第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

(2) 消防水利の整備方策

耐震性貯水槽等水利の多様化を基本に、以下の方策により水利を整備する。

ア 消防施設の整備方針

国の示す消防水利の基準に適合するよう、消防施設強化促進法に基づく国庫補助等の利活用、並びに有効的自己財源の投入等により、整備の促進を図る。

イ 畑地かんがい用貯水池及び給水栓の活用

管理者である土地改良区との協議のもと、畑地かんがい用の貯水池、給水栓を消火用水として活用する。

ウ 工業用水の活用

県が管理する工業用水を非常時における消火用水として活用する。

2 消防用装備・資機材の整備（装備・車両等）

(1) 消防機械保有状況

県内消防本部及び消防団における消防機械保有状況は、以下のとおり。

表2. 2. 4. 3 消防機械保有状況

区 分	消防本部・署・所現有	消 防 団 現 有	計
普通消防ポンプ車	23	396	419
水槽付消防ポンプ車	89	55	144
は し ご 車	17	—	17
小型動力ポンプ	6	227	233
小型動力ポンプ積載車	24	676	700
化学消防車	5	2	7
消 防 艇	1	—	1
ヘリコプター	—	—	—
その他の消防車両	207	122	329

（救急車、救助工作車の状況は、第3部第2章第7節「救助・救急」参照）

（令和5年4月1日現在）

（※消防本部・署・所現有は令和4年4月1日現在（3年ごと調査））

(2) 消防用装備・資機材の整備方策

大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

3 通信手段・運用体制の整備（消防本部・団）

(1) 消防通信手段の整備状況

消防・救急活動用通信手段は、各消防本部において消防無線設備、専用電話回線が整備され、緊急時における通信手段・運用体制が整備されている。その整備状況は、表2. 2. 4. 4のとおり。

表2. 2. 4. 4 消防通信体制の整備状況（平成31年4月1日現在）

消防本部名	設備等区分		火災報知	救急指令装置	
	固定・基地局	移動	専用	救急指令専用	消防指令装置併用
	デジタル	デジタル	電話回線		
鹿児島市消防局	6	575	36		
枕崎市消防本部	1	22	8		
出水市消防本部	2	39	8		
垂水市消防本部	5	58	5		
薩摩川内市消防局	8	267	6		1
日置市消防本部	3	37	5		
霧島市消防局	6	68	5		1
いちき串木野市消防本部	3	43	12		
南さつま市消防本部	7	264			
姶良市消防本部	4	47	40		
さつま町消防本部	1	23	13		1
指宿南九州消防組合	7	120	8		
阿久根地区消防組合	5	71	11		
伊佐湧水消防組合	3	41	8		
大隅曽於地区消防組合	4	56	8		1
大隅肝属地区消防組合	12	175	18		1
沖永良部与論地区広域事務組合	7	25	5		
徳之島地区消防組合	6	27	4		
熊毛地区消防組合	10	72	16		
大島地区消防組合	12	113	11		
合計	112	2,138	227		5

(2) 消防通信手段の整備方策

ア 通信手段（消防・救急無線等）の整備

消防・救急無線については、計画的に無線設備の更新整備を行うほか、固定局、移動局ともに全国共通波（2波）の整備を促進するとともに、消防司令センター間ネットワーク接続機能及び調整本部接続機能を実現させることにより、大規模災害時における広域応援体制の充実強化を図り、他の消防機関の部隊等との通信を確保する。

また、災害に強い衛星通信システムによる通信網の整備、高所カメラによる早期支援情報の収集、部隊運用装置、消防・救急無線通信網デジタル化による消防部隊の運用機能の強化を図る。

なお、その他の消防通信体制については、以下の機器等の整備の促進に努める。

- ・多重無線通信機
- ・衛星通信システム
- ・早期支援情報収集装置
- ・震災対策用通信設備等（可搬無線機、携帯無線機、全国共通波（増波）基地局等）

第2部 災害予防

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

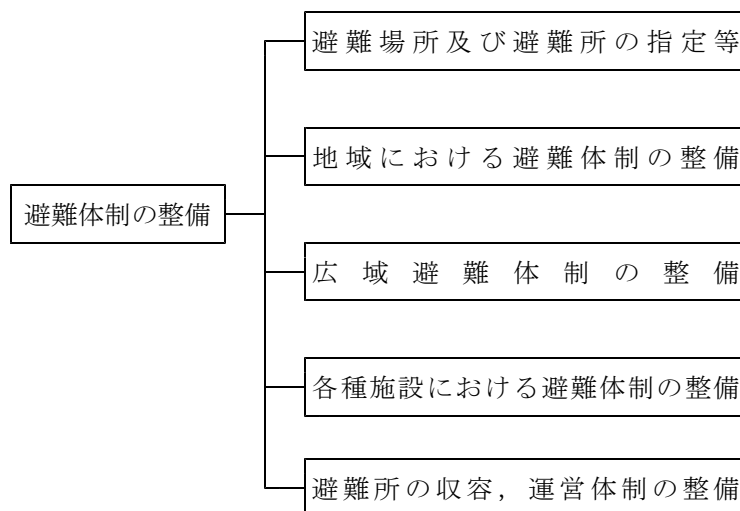
イ 通信・運用体制の整備

- (ア) 各消防本部における消防緊急通信指令システムの整備，通信員の専任化を促進し，緊急時における通報の受理及び各署所への出動命令の迅速化を図るほか，消防・緊急活動に必要な緊急医療，消防水利，道路，気象情報等のバックアップ体制を強化する。
- (イ) 被害情報及び消防力情報を迅速に収集・管理するとともに，部隊運用に最適な支援情報を提供する体制の整備を図る。
- (ウ) 住民への情報提供及び平常時から住民の防災意識・防災行動力の向上を啓発する体制の整備を図る。

第5節 避難体制の整備

風水害等の災害時には、河川出水、斜面崩壊、高潮、波浪等のため、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、風水害時等における市町村長等の避難指示権者が行う避難の指示等の基準や避難対策の実施要領を定め、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。なお、避難に際しては、特に、高齢者、障害者その他の要配慮者の安全避難について留意する。



第1 避難場所及び避難所の指定等

〔実施責任：危機管理防災局災害対策課，危機管理課，教育庁，市町村，関係機関〕

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、都市農地、公民館、学校等の公共的施設等を対象に風水害のおそれのない場所に、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図る。

特に、浸水想定区域をその区域に含む市町村長は、洪水予報用の伝達方法及び避難場所等について住民に周知するため、洪水ハザードマップの配布その他の必要な措置を講じる。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(1) 指定緊急避難場所

市町村は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

なお、避難路についても、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを複数選定しておく。

(2) 指定避難所等

市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害

第2部 災害予防

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

また、指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。さらに、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

市町村は、福祉避難所について、受入を想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。更に、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

なお、市町村は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難者の範囲と規模、運営方法、管理者への連絡体制、施設の利用方法等について、事前に学校・教育委員会等（県立学校については県教育委員会）の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

2 指定避難所の整備

市町村は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ、避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるとともに、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ、指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

市町村は、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

指定避難所において救護施設、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ・ラジオ等の機器の整備を図る。

また、停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、長時間対応可能な電源を確保するため、再生可能エネルギーの活用も含めた非常用発電機の整備に努める。

特に、学校施設等においては、電気、水道等のライフラインの寸断や大規模災害による避難所設置期間の長期化に備えて、備蓄倉庫、情報通信設備、貯水槽・井戸、自家発電設備等の防災機能の向上を図る整備についても考慮しておく。

3 避難所における備蓄等の推進

市町村は、指定避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資、家庭動物の飼養に関する資材等の備蓄に努めるとともに、避難所設置期間が長期化する場合に備えて、これら物資等の円滑な配備体制の整備に努める。また、備蓄品の調達にあつ

ては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

第2 地域における避難体制の整備

〔実施責任：危機管理防災局危機管理課・災害対策課，土木部河川課，教育庁，県警察，市町村〕

1 避難の指示・誘導体制の整備

(1) 基本方針

ア 市町村長は、災害に際し必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、高齢者等避難（避難に時間を要する高齢者等の避難を促すことをいう。以下同じ。）、避難指示（危険な場所にいる居住者等に対して立退き避難を指示することをいう。以下同じ。）及び緊急安全確保（災害発生・切迫の状況で、危険な場所にいる居住者等に対して緊急安全確保を指示することをいう。以下同じ。）を発令し、居住者等に避難行動を促すものとする。（以下、一般災害対策編において、「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」を「避難指示等」と総称する。）

イ 市町村長が行う避難指示等は、「避難指示等に関するガイドライン」を踏まえて行う。

（避難の指示、警戒区域の設定の実施基準、自主避難の方法等の計画は、第3部第2章第6節「避難の指示、誘導」を参照）

ウ 市町村長以外の避難指示権者は、関係法令に基づき、それぞれの状況に応じ、避難の指示を行う。

エ 市町村長は、本計画を基礎に、関係機関の協力を得て、管内の地域に応じた具体的な避難計画の作成に努める。

なお、浸水想定区域内の地下街等及び要配慮者関連施設のうち、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものは名称及び所在地を市町村地域防災計画に定める。

また、避難指示権者は、避難指示等の実施について、法令等が定めるもののほか、本計画及び市町村地域防災計画により行う。

(2) 避難指示等の基準の策定

ア 市町村長は、災害の種類、地域、その他により異なるが、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、関係機関の協力を得て各危険地域に応じた具体的な避難指示等の基準を定めるとともに、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込み、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

イ 国及び県は、市町村に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。

ウ 県は、市町村に対して基準に基づく適正な運用や再点検の実施等について、必要な助言を行うものとする。

(3) 避難指示等の実施要領

ア 市町村長による避難の指示等は、迅速にしかも関係者に徹底するような方法で実施できるよう、あらかじめ、市町村地域防災計画等において実施要領を定めておく。

イ 市町村長以外の避難指示権者が避難の指示を行ったときは、各法律に基づき、関係機関に報告又は通知するほか、関係市町村にも通知しなければならない。

ウ 市町村長は、自ら避難の指示を行ったとき、又は各種避難指示権者より避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、知事（災害対策課長及び各地域連絡協議会長）に報告しなければならない。

(4) 避難者の誘導体制の整備

避難者の誘導を、安全かつ迅速に行うことができるよう、次のように誘導体制を整備しておく。

ア 避難誘導を必要とする場合は、消防団や自主防災組織等のもとで、組織的に避難誘導をできるよう

第2部 災害予防

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

にしておく。特に、避難行動要支援者の安全な避難を最優先する。

イ 災害の種類、危険地域ごとに避難場所への避難経路をあらかじめ指定しておき、一般への周知徹底を図る。その際、周辺の状況を検討し、風水害の場合は、浸水、建物の流失、斜面崩壊等の恐れのある危険箇所を避けるようにする。

ウ 市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

エ 状況に応じて誘導員を配置したり、車両による移送などの方法を講じておく。

オ 市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して指示したり、屋内での安全確保措置の区域を示して指示したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。国（国土交通省）及び県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

2 自主避難体制の整備

- (1) 市町村は、災害時における住民の自主避難について、広報誌をはじめあらゆる機会を通じて住民に対する指導に努めるものとする。
- (2) 自治会及び自主防災組織等は、安否確認を兼ねた地域ぐるみの避難体制の整備に努める。
- (3) 住民は、災害時に自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるものとする。

- (4) 指定緊急避難場所及び指定避難所とは別に、自治会及び自主防災組織等が公民館、集会所等の身近な施設を自主的に開設・運営する避難所等として市町村に登録を行い、市町村が災害時に避難状況の把握や支援を行うことを目的とした、いわゆる「届出避難所」の運用を始めている自治体もある。

「届出避難所」は、市町村の発令する避難情報の有無に関わらず、自治会及び自主防災組織等が自らの判断で開設することから、迅速な対応が可能であること、また、身近な施設を利用するため移動の利便性や安全性が高いことなども期待されるため、市町村は、指定避難所以外に避難所活用が見込まれる施設・場所の洗い出し・リスト化と併せて、「届出避難所」登録等について必要な検討を行う。

3 避難指示等の伝達方法の周知

- (1) 避難指示等の伝達系統・伝達体制の整備

避難指示等の伝達は、本章第2節の「通信・広報体制（機器等）の整備」に示す広報体制に準じ、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、以下のように、あらかじめ、伝達系統や伝達体制を整備しておく。

なお、情報伝達に当たっては、複数の伝達手段・伝達責任者を確保しておくものとする。

ア 同報無線等無線施設を利用して伝達する。

イ 自主防災組織等を通じ、関係者が直接、口頭及び拡声器により伝達する。

ウ サイレン及び鐘をもって伝達する。

エ 広報車による呼びかけにより伝達する。

オ Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ・ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、インターネット（市町村ホームページ、X（旧ツイッター）、県公式LINE等のソーシャルメディア、ポータルサイト、鹿児島県防災Web）、携帯電話（緊急速報メールを含む。）、地上デジタル放送、有線放送、電話等の利用により伝達する。

(2) 伝達方法等の周知

市町村長は、市町村の避難計画において、危険区域ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、かねてから危険地域の住民に周知徹底を図る。

(3) 浸水想定区域における洪水予報等の伝達

市町村は、浸水想定区域内の一定の地下街等及び要配慮者関連施設については、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるように洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

(4) 伝達方法の工夫

市町村長は、例文の事前作成、放送前のサイレンの吹鳴、緊急放送モードの使用など、住民に迅速・確実に伝達し、避難行動に結びつくよう工夫に努めるものとする。

4 要配慮者の避難体制の強化

避難行動要支援者の避難については、以下の点に留意し、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（内閣府）や「要配慮者の避難支援モデルプラン」（鹿児島県）を参考にして、市町村は「避難支援プラン」を作成し、地域の実情に応じた避難行動要支援者の避難支援体制の整備に取り組む。

(1) 避難指示等の伝達体制の確立

市町村長は、日頃から要配慮者、特に、避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿を作成し、避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

なお、浸水想定区域内の地下街等及び要配慮者利用施設のうち、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、市町村地域防災計画に、その名称及び所在地並びに利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるような洪水予報等の伝達方法を定めることが義務づけられている。（水防法第15条）

(2) 地域ぐるみの避難誘導体制の整備

市町村長は、避難行動要支援者が避難するにあたっては、他人の介添えが必要であることから、避難誘導員をはじめ、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導等の方法を、事前に具体的に定めておくものとする。

(3) 要配慮者の特性に合わせた避難場所等の指定・整備

避難場所等の指定や避難経路の設定にあたっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、利便性や安全性を十分配慮したものとする。

また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO法人やボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図る。

なお、避難所においては、高齢者や身体障害者などの介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、これらの者が一般の避難所とは別に、マンパワーなど介護に必要な機能を備えた避難所で避難生活ができるよう配慮するものとする。

5 自宅療養者等の避難誘導

県及び保健所等は、新型インフルエンザ等感染症等発生時における自宅療養者等の被災に備え、管内の市町村が、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認できるよう、必要に

第2部 災害予防

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

応じて把握している自宅療養者等の情報を提供する。

また、市町村は、把握した情報に基づき、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するように努める。

県は、これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

6 自宅療養者等の避難誘導

- (1) 県及び市町村は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。
- (2) 県及び市町村は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

第3 広域避難体制の整備

〔実施責任：危機管理防災局危機管理課，災害対策課，市町村〕

県及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第4 各種施設における避難体制の整備

〔実施責任：危機管理防災局危機管理課，災害対策課，保健福祉部保健医療福祉課・障害福祉課・子ども福祉課・子育て支援課・高齢者生き生き推進課，教育庁，県警察，市町村，施設管理者，関係機関等〕

1 病院，社会福祉施設等の避難体制の整備

- (1) 病院，社会福祉施設等の避難体制の現状

ア 医療施設の避難対策等

県内の病院に対する毎年の立入検査の際、防火管理者の選任、消防計画の作成、消防用施設・設備の整備・点検、診療用の構造設備の危害防止措置、避難訓練の実施状況等について、確認・指導を行っている。

イ 社会福祉施設の避難対策等

県内の社会福祉法人・施設に対し、本庁及び出先機関において、原則として毎年度実施する指導監査の際、スプリンクラー、屋内消火栓、非常通信装置、防煙カーテン、寝具等設備の整備・点検状況、宿直者の配置、連絡・避難体制及び地域の協力体制の整備、避難訓練等の実施状況等の指導監査を行い、必要に応じて改善・是正の指導をしている。

- (2) 病院，社会福祉施設等の避難体制の整備

社会福祉施設の入所者や病院等の患者等には、「避難行動要支援者」が多く、自力で避難することが困難であり、また避難先にも介護品等が必要であるなど、災害時にも特別の配慮を要することから、施設の防災力の強化や入所・入院患者の避難対策等について定めておく。

なお、市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等については、施設の利用者の洪水時又は土砂災害が発生するおそれがある場合の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画の作成及び訓練の実施が義務づけられている。（水防法第15条の3、土砂災害防止法第8条の2）

ア 避難体制の整備

要配慮者利用施設の管理者は、災害が発生した場合、迅速かつ的確に避難指示等や避難誘導等の対策を実施できるよう、あらかじめ施設所在地域における浸水するおそれのある河川の情報、土砂災害に関する情報や避難情報を収集・伝達する避難体制を整備し、施設職員の任務分担や緊急連絡体制等を確立しておく。特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や、日没前での職員の事前動員など、入所者等の避難誘導體制に十分配慮した避難体制を確立しておく。

また、要配慮者利用施設の管理者は、日頃から、市町村や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の避難誘導にあたっての協力体制づくりに努める。

イ 緊急連絡体制等の整備

要配慮者利用施設の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における避難指示や誘導にあたっての情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

ウ 設備の整備・物資の確保

要配慮者利用施設の管理者は、洪水予報、土砂災害に関する情報等や避難情報を入手するためのファックスや携帯電話等の設備を整備する。

また、夜間に避難を行う場合に備え、電池式照明器具や避難者が誘導員と識別しやすい誘導用ライフジャケット等必要な物資を用意するとともに、屋内安全確保を行う場合に備え、施設内での滞在に必要な物資の確保に努める。

エ 防災教育・避難訓練の充実

要配慮者利用施設の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な避難行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者等の実態などに応じた避難訓練を定期的に実施するよう努める。

2 駅、百貨店、地下街等不特定多数の者が出入りする施設の避難体制の整備

(1) 防災設備等の整備

施設管理者は、施設の利用者が不特定かつ多数に及ぶことから、施設そのものの安全性を高めるよう努める。また、電気、水道等の供給停止に備え、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておく。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や日没前での職員の事前動員など、利用者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておく。

また、施設管理者は、日頃から、市町村や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

(3) 緊急連絡体制等の整備

施設管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡が行える体

第2部 災害予防

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

制の整備に努める。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、災害時において施設の職員等が適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、利用者の実態等に応じた防災訓練を定期的実施するよう努める。

(5) 地下街等の利用者の避難確保計画の作成

浸水想定区域内の地下街等のうち、市町村地域防災計画に名称及び所在地を記載されたものの所有者又は管理者は、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに公表しなければならない。(水防法第15条)

3 学校における児童生徒の避難体制の整備

市町村教育委員会教育長は、管内の学校における児童生徒の避難体制を、県立中学校、高等学校及び特別支援学校の校長は、自校における児童生徒の避難体制を、以下の方法により整備する。

(1) 集団避難計画の作成

ア 市町村教育委員会教育長は、管内学校の児童生徒の集団避難計画を作成するとともに、各校長に対し、学校の実情に応じた具体的な避難計画を作成させる。県立中学校、高等学校及び特別支援学校の校長は、所在地の市町村の児童生徒の集団避難計画に準じ、実情に応じた具体的な避難計画を作成する。

イ 避難計画は、児童生徒の心身の発達過程を考慮し、何よりも、生命の安全、健康の保持に重点をおいて作成する。

ウ 災害種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等をあらかじめ定めておく。

(2) 避難指示等の実施要領の明確化及びその徹底

教育長や校長による避難指示の実施要領等をあらかじめ定め、徹底しておく。

(3) 避難誘導體制の強化

ア 避難指示等を実施した場合の各関係者への通報・連絡は、迅速かつ確実に行われるように、あらかじめ連絡網を整備しておく。

イ 校長は、避難誘導が安全かつ迅速に行われるように努める。

ウ 危険な校舎、高層建築等の校舎においては、特にあらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるように整備しておく。

エ 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。

オ 児童生徒を帰宅させる場合の基準を定め、周知しておく。

カ 児童生徒が自宅等にいる場合における臨時休校の通告方法の基準、連絡網を児童生徒及び保護者に周知徹底しておく。

キ 校長は、災害種別に応じた避難訓練を、日頃から実施しておく。

ク 校長は、学校行事等による校外での活動時の対応について、事前踏査により避難場所等について確認しておく。

ケ 校長は、部活動等において、活動場所が学校施設外となる場合等は、避難場所、安否確認方法等について確認しておく。

(4) 避難場所の指定・確保

教育長は、市町村地域防災計画その他を考慮し、災害種別、程度に応じた各学校ごとの避難場所を定めておく。

第5 避難所の収容・運営体制の整備

〔実施責任：危機管理防災局危機管理課，観光・文化スポーツ部国際交流課・PR観光課，男女共同参画局くらし共生協働課，教育庁，県警察，市町村〕

1 避難所の開設・収容体制の整備

(1) 避難所の開設・収容

避難所の開設及び収容は，災害救助法が適用された場合においては，知事又は知事から委任の通知を受けた市町村長が行う。市町村長は救助に着手したときは，避難所開設の日時及び場所，箇所数及び各避難所の収容人員，開設期間の見込み等について，直ちに知事に報告するものとする。

災害救助法が適用されない場合における避難所の開設及び収容は，市町村長が実施する。また，避難所を開設したときは，住民等に対し，周知・徹底するものとし，避難所に収容すべき者を誘導し，保護しなければならない。

(2) 福祉避難所等の確保

市町村は，高齢者，障害者，外国人，乳幼児，妊産婦等の要配慮者のニーズを把握し，必要な対応を行うとともに，必要に応じて，社会福祉施設等や公的宿泊施設等の協力も得つつ，福祉避難所を設置するなどの措置を講ずるよう努める。

なお，必要があれば，あらかじめ指定された施設以外の施設についても，安全性に配慮しつつ，管理所有者の同意を得て避難所として開設するとともに，高齢者，障害者，乳幼児，妊産婦等の要配慮者に配慮して，被災地域以外の地域にあるものも含め，民間賃貸住宅，旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど，多様な避難所の確保に努める。

(3) 適切な避難所収容体制の構築

県，市町村は，特定の指定避難所に避難者が集中することを防ぐため，県防災Webや市町村独自のアプリケーションなど多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する体制の構築に努める。

市町村は，指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて，住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう，地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら，あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

2 避難所の運営体制の整備

市町村は，避難所ごとに，避難所の運営にあたる管理責任者をあらかじめ定めておくとともに，本来の施設管理者との連携のもとで，運営における女性の参画を推進し，住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して，避難所に避難した被災者の実態やニーズの迅速な把握及び避難所の効率的な管理運営がなされるよう，「避難所管理運営マニュアルモデル」（平成29年9月改正鹿児島県）及び「同モデルの新型コロナウイルス感染症対策指針」（令和3年8月）を参考に避難所管理運営マニュアルを作成し，避難所の管理運営体制の整備に努める。

市町村は，マニュアルの作成，訓練等を通じて，避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際，住民等への普及に当たっては，住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

市町村は，指定管理施設が指定避難所となっている場合には，指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

また，市町村及び各避難所の運営者は，避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために，専門家，NPO，ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

なお，新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ，災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や，避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災

第2部 災害予防

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

対策に努める。

3 避難所の生活環境改善システム等の整備

県及び市町村は、避難所や被災者の情報等を一元的に把握できる仕組みの整備に努めるとともに、関係機関の協力のもと、避難所への食料や生活用品の迅速な供給システムの整備、及びプライバシー確保、トイレ、入浴の確保等生活環境改善対策、並びに迅速な情報提供手段・システムの整備に努める。

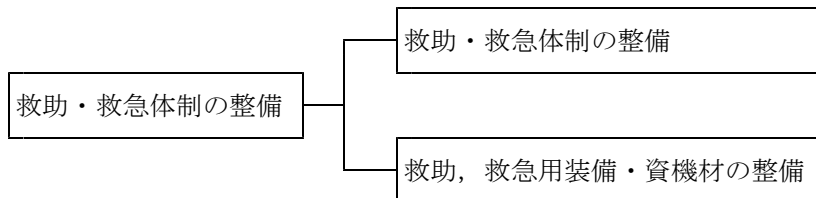
4 避難所巡回パトロール体制の整備

県及び市町村は、被災者の避難所生活が長期化する場合に備えて、被災者のニーズ把握や防犯対策のため、警察と連携した避難所巡回パトロール体制の整備に努める。

第6節 救助・救急体制の整備

風水害等では、土砂崩れ、洪水、冠水等による被害の可能性が危惧され、多数の救助、救急事象が発生すると予想される。

このため、災害発生に際して、救助・救急を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。



第1 救助・救急体制の整備

〔実施責任：第十管区海上保安部，自衛隊，保健福祉部保健医療福祉課，
危機管理防災局危機管理課，県警察，市町村〕

1 関係機関等による救助・救急体制の整備

風水害等では、土砂崩れ等による生き埋め等の発生が予想されるため、関係機関等は、生き埋め等からの救助・救急体制の整備に努める。

また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。

(1) 市町村（常備消防を含む）の救助・救急体制の整備

ア 常備消防を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出班の整備に努める。

イ 市町村は、当該市町村内で予想される災害、特に土砂崩れ等による生き埋め等に対応する救出作業に備え、普段から必要な資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分に検討しておく。

ウ 救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。

エ 傷病者の速やかな搬送を行うため、広域災害救急医療情報システム（EMIS）等の整備を図り、医療情報収集体制を強化する。

オ 多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。

カ 土砂崩れ等による生き埋めから等の救出・救助事象に対応するとともに、救出・救助に必要な重機を確保するため、建設業協会等関係団体と協力協定を締結するなど連携を図る。

(2) 警察機関の救出・救助体制の整備

ア 県警察本部救助隊、警察署救助隊の編成計画の整備に努める。

イ 警察用航空機、車両及び警察用船舶等警察が保有する装備資機材の整備、充実に努める。

ウ 市町村や関係機関等と、日頃から、相互情報連絡体制等について十分に検討しておく。

(3) 海上保安部の救出・救助体制の整備

市町村や関係機関等と、日頃から、相互情報連絡体制等について十分に検討しておく。

(4) 消防団の救出・救助体制の整備

第2部 災害予防

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

日頃から、地域の要配慮者等の把握を行うとともに、救出・救助の訓練や救出・救助用資機材の整備・点検に努める。

(5) 自衛隊の救出・救助体制の整備

市町村や関係機関等と、日頃から、相互情報連絡体制等について十分に検討しておく。

2 救助の実施体制の構築

県及び市町村は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

3 孤立化集落対策

市町村は、中山間地域、沿岸地域、島しょ部などの地域において、豪雨や地震等による道路交通及び海上交通の途絶により孤立化するおそれのある集落等については、別記「孤立化集落対策マニュアル」に基づき、事前に当該集落との情報伝達手段の確保、救出・救助活動にあたる防災関係機関等との相互情報連絡体制、孤立化した集落からの地域住民との救出方法等について、十分に検討しておく。

また、次の事項についても考慮し、十分に検討する。

(1) 相互連絡が可能で確実な通信手段の確保

衛星携帯電話など、相互連絡が可能な手段の整備に努める。

(2) 通信機器の住民向け研修の充実

集落等に整備された衛星携帯電話や防災行政無線（デジタル）などは、集落全員が使用できるよう研修の実施やわかりやすいマニュアル整備に努める。

(3) 救急患者などの緊急搬送手段の確保

ヘリコプター等が離着陸可能なスペース（防災対応離着陸場）の確保や、地元漁業協同組合等との人員・物資等の搬送に関する災害時の応援協定の締結を検討するなど、緊急搬送手段の確保に努める。

(4) 食料・飲料水、非常用発電機等の備蓄の整備

孤立化した集落においては、電気・水道・ガス等のライフラインが途絶し、地域住民の生活の維持に支障をきたす可能性がある。

このため、当該地域においては、各家庭での食料・飲料水等の防災用品の準備や、避難所における備蓄物資の整備に努める。

また、停電により夜間の照明、携帯電話などの通信機器の電源を確保することから、非常用発電機の備蓄に努める。

孤立化集落対策マニュアル

1 目的

- 豪雨や地震等による道路交通及び海上交通の途絶により孤立化するおそれのある集落については、通信手段の確保、情報連絡員の配置など情報収集体制の整備を図るとともに、万が一、孤立化した場合には、防災関係機関の連携により、被災状況の早期把握や、地域住民の救出・救助等の災害応急対策を迅速に実施できる体制を確立する必要がある。
- このため、県において、孤立化の未然防止と災害応急対策の迅速な実施のための「マニュアル」を策定し、当該「マニュアル」に基づき、市町村及び県、防災関係機関等が一体となった取組みを促進することにより、地域住民の安全確保を図る。

【孤立化の定義】

中山間地域、沿岸地域、島しょ部などの地区及び集落において、以下の要因等により、道路交通及び海上交通による外部からのアクセスが途絶し、人の移動や物資の流通が困難もしくは不可能となる状態とする。

- ・ 豪雨や地震等に伴う土砂災害、道路への堆積土砂及び道路構造物の損傷など
- ・ 地震に伴う液状化による道路構造物の損傷など
- ・ 津波による道路構造物の損傷、流出物の堆積など
- ・ 地震または津波による船舶の停泊施設の被災など

※ 道路交通については、四輪自動車が通行不可能となる状況

2 孤立化集落対策

1 孤立化するおそれのある集落の把握

(1) 市町村

豪雨や地震等の各災害事象を想定した上で、道路交通及び海上交通の状況から孤立化が予想される集落について、事前の把握に努める。

また、孤立化するおそれのある集落との通信手段について、事前の整備・確保に努める。

なお、把握に当たっては、下記の例を参考にするとともに、警察、消防、自衛隊、県地域振興局・支庁（建設部、農林水産部等）等防災関係機関からの意見も参考とする。

〔孤立化のおそれのある集落(例)〕

□ 道路交通の状況

- 集落につながる道路において迂回路がない。
- 集落につながる道路において落石や崩土等の発生が予想される道路災害の危険箇所（交通途絶予想箇所など）が存在し、交通途絶の可能性が高い。
- 集落につながる道路において、橋梁等の道路構造物の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。

- 土石流やがけ崩れなど土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の可能性が高い。
- ※ 道路については、四輪自動車が通行可能な道路とする。

□ 海上交通の状況

- 地震又は津波による被災状況によっては、船舶の停泊施設が使用不可能となる可能性が高い。

□ 通信手段

- 空中線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い。
- 一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない。

2 孤立化の未然・事前防止対策

孤立化を未然に防止するため、市町村、県及び防災関係機関等は連携しながら、次のような対策に取り組む。

また、孤立化の未然防止対策に必要な施策を推進するため、防災関係機関による連絡体制を整備し、平常時からの情報共有や訓練に努める。

(1) 市町村

- ・ 孤立化するおそれのある集落においては、集落の代表者（区長、班長、消防団員等）を「災害情報連絡員（仮称）」として任命するなど、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。
- ・ 集落が孤立化した場合、市町村など公共機関による救出・救助活動が始まるまでの間、集落内の地域住民が主体となって避難生活を過ごす可能性もある。
このため、集落における自主防災組織等において、平常時から、緊急連絡体制の整備、避難所運営訓練や防災訓練の実施、食料や飲料水、非常用電源などの備蓄の整備などが図られるよう、集落内の防災力の充実・強化に取り組む。
- ・ 集落内に学校や警察、消防等の公共的機関、通信事業者、電気事業者等の防災関係機関がある場合は、それらの機関が所有する通信手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。
- ・ アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携を図る。
- ・ 市町村が整備している防災行政無線移動局（携帯型）については、孤立化するおそれのある集落の災害情報連絡員（仮称）に配備しておくなど、通信手段の多様化を図る。
- ・ 道路交通の途絶を想定し、平常時から、地元漁業協同組合との人員や物資等の搬送に関する災害時の応援協定の締結を検討するなど、海上交通による緊急輸送手段の確保に努める。
- ・ 孤立化するおそれのある集落において、救出・救助活動や、食料や医薬品などの支援物資の搬入を行うため、ヘリコプターなど航空機の臨時の離着陸場（「防災対応離着場」という）を選定・確保（校庭、空き地、休耕田等の平地）し、平常時から消防や警察等とその場所や運用方法等について情報共有を図る。

(2) 道路管理者（県・市町村等）

- ・ 崩土や落石等の危険性がある箇所の法面対策や橋梁の耐震対策などについて、孤立化するおそれのある集落へのアクセスの確保に配慮の上、計画的に取り組む。
そのため、県、市町村等は定期的に道路整備状況等について情報交換を行う。

- ・ 発災後の道路の障害物除去（路面変状の補修等を含む）による道路啓開や応急復旧等を迅速に行うため、建設業団体や、インフラ事業者等との連絡体制の整備を図る。

(3) 通信事業者

- ・ 孤立化するおそれのある集落において、市町村等からの要請を踏まえ、固定電話を災害時優先電話として登録するとともに、避難所等への事前設置型特設公衆電話の設置及び衛星携帯電話の配置などについて配慮する。

3 孤立化した場合の対応

(1) 市町村

- ・ 孤立化した集落が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合、防災関係機関と連携を図り、地域住民の健康状態や、集落内の電気・水道・ガス等のライフラインの被害状況などの調査を行い、緊急的な救出・救助が必要な状況であるか把握に努める。
- ・ 孤立化した集落が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合は、県に対して、孤立化や被災に関する情報を速やかに提供する。
- ・ 道路等の被災状況により、孤立化の状況が長期に及ぶおそれがある場合、集落内での避難所の開設や、集落内で当面生活していくための飲料水・食料、非常用発電機等の日常生活に必要な物資を確保する。
- ・ また、孤立化した集落内のライフラインなどの生活環境が確保できない場合には、地域住民の要望等も踏まえ、集落外の避難所の確保を図り、防災関係機関と連携の上、地域住民を避難させる。
- ・ その他必要な対策について、防災関係機関等と連携を図りながら、迅速に実施する。

(2) 県

- ・ 市町村から孤立化している集落の発生情報の提供を受けて、消防や警察、自衛隊、国等と連携を図りながら、ヘリコプター等を活用した上空からの被害状況調査や、県職員の市町村役場への派遣（リエゾン）等による孤立化した集落内の状況把握（支援物資の要請や救急患者の搬送の有無など）を実施し、必要に応じて、救急患者の搬送や各般の応急措置を実施する。
- ・ 孤立化の要因となっている道路等の被災状況や、地域住民の健康状態等に応じて、自衛隊への災害派遣要請や、その他防災関係機関への協力要請、県市町村間の災害時相互応援協定に基づく近隣市町村への応援要請を行う。
- ・ 放送協定に基づく放送事業者への緊急情報伝達要請のほか、アマチュア無線連盟に対する緊急情報の収集・伝達要請を行う。

(3) 道路管理者（県、市町村）

- ・ 道路管理者（県、市町村）は、国や建設業団体等と連携し、早期の道路啓開等の作業を実施するとともに、通行規制情報を適宜、提供する。
- ・ 道路管理者（県、市町村）は、道路の被災状況や地域の実情等により、道路管理者での道路啓開の実施が困難であると判断した場合は、国等の関係機関に道路啓開の支援等を要請する。

(4) 港湾・漁港管理者（県、市町村）

- ・ 港湾・漁港管理者（県、市町村）は、国や建設業団体等と連携し、船舶の停泊施設への接岸等の可否状況について早期に把握するとともに、停泊施設の応急復旧の実施に努める。

(5) 通信事業者

- ・ 通信事業者は、被災による架線の切断や携帯電話基地局の被害により、通信が確保できない場合、様々な手段で応急復旧作業を速やかに実施する。

第2部 災害予防

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

- ・ 通信事業者は、孤立化した集落との通信手段を確保するため、自社が保有している衛星携帯電話を可能な限り提供するとともに、避難所等に衛星通信対応の特設公衆電話を開設する。
- ・ 通信事業者は、応急復旧作業が長期化するおそれのある場合、自社の保有する移動型基地局（車載型基地局、船上基地局など）を活用し、孤立化した集落における通信手段の確保を図る。

(6) 警察

- ・ 警察は、孤立化した集落における地域住民の安否確認、行方不明者の搜索、救出・救助を実施するとともに、道路管理者と連携を図りながら、集落への緊急交通路の確保を図る。

(7) 自衛隊

- ・ 自衛隊は、県からの災害派遣要請に基づき、ヘリコプターなど航空機による被災状況の把握、孤立化した集落における地域住民の救出・救助、安否確認等を実施するとともに、避難所等における炊飯支援や給水活動、物資の輸送等を実施する。

(8) その他の防災関係機関

- ・ その他防災関係機関は、県や市町村からの協力要請があった場合、被災状況の把握、孤立化した集落からの地域住民の救出・救助、資機材の輸送等の災害応急対策の実施を図る。

(参照)	第2部第1章第5節第5	3	災害対策用機器・資機材の整備
	第2章第2節第3	1	関係機関の通信手段の充実
	第4	1	通信施設の整備対策
	第3部第1章第2節第1	3	有線通信途絶の場合の措置
	第2	2	無線通信体制の整備
	第2章第11節第5	1	観光客の安全確保
	第3章第2節第3	3	輸送方法等（食料の輸送）
	第4節第3	3	輸送方法等（生活必需品）

3 住民の救助，救急への協力

災害時には，住民による地域ぐるみの救助，救急への参加協力も必要になる。

このため，一般住民は，日頃から，県や市町村が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加し，救助，救急活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。

第2 救助，救急用装備・資機材の整備

〔実施責任：第十管区海上保安本部，自衛隊，県警察，市町村〕

1 救助用装備・資機材等の整備方針

(1) 県及び市町村（常備消防を含む）

ア 土砂崩れ等による生き埋め等の救出，救助事象に対応するため，各消防署・所，消防団，自主防災組織等において，必要な救急用装備・資機材の整備を以下のとおり図っていく。

関係機関	整備内容
消防署等	① 高度救助用資機材 画像探索装置Ⅰ・Ⅱ型，熱画像直視装置，夜間用暗視装置，地中音響探知機 ② 救助用ユニット（油圧式救助器具，空気式救助器具，切断機（鉄筋カッター）） ③ 消防隊員用救助用資機材 大型万能ハンマー，チェーンソー，切断機（鉄筋カッター），削岩機（軽量型），大型バール，鋸，鉄線鋏，大ハンマー，スコップ，救助ロープ（10m）
消防団	① 消防団員用救助用資機材 大型万能ハンマー，チェーンソー，切断機（鉄筋カッター），削岩機（軽量型），大型バール，鋸，鉄線鋏，大ハンマー，スコップ，救助ロープ（10m） ② 担架（毛布・枕を含む） ③ 救急カバン
自主防災組織	① 担架（毛布・枕を含む） ② 救急カバン ③ 簡易救助器具等（バール，鋸，ハンマー，スコップ他） ④ 防災資機材倉庫等

イ 災害時に同時多発する救助，救急事象に対応するため，高度救助用資機材を装備した救助車の整備を図る。その際，車両や資機材を小型・軽量化するなど，被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。

(2) 第十管区海上保安本部，警察，自衛隊

災害時に同時多発する救出，救助事象に対応するため，救助用資機材や車両，救助用舟艇等の整備・点検に努める。その際，車両や資機材を小型・軽量化するなど，被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。

第2部 災害予防

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

2 救急用装備・資機材等の整備方針

(1) 県及び市町村（消防機関を含む）

災害時に同時多発する救急事象に対応するため、救急用装備・資機材等の整備を図る。

救急用装備・資機材等の整備

区 分	整 備 内 容
車 両	高規格救急車
救急資機材	高度救急資機材，非常用救急資機材，消防隊用救護資機材，トリアージ・タッグ

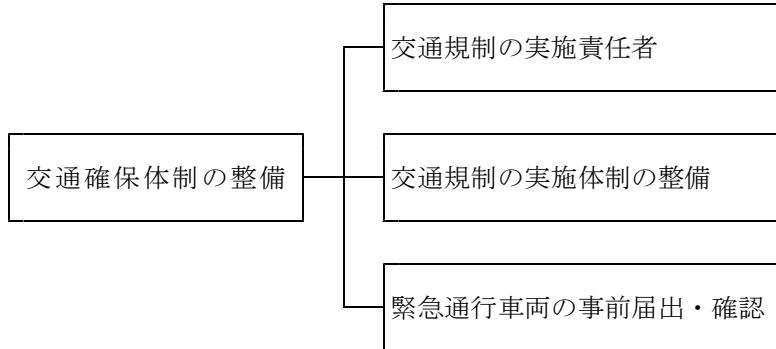
(2) 第十管区海上保安本部，警察，自衛隊

災害時に同時多発する救急事象に対応するため、救急用資機材や搬送に使用する車，舟艇等の整備・点検に努める。

第7節 交通確保体制の整備

風水害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生することが予想され、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保することが必要である。

このため、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。



第1 交通規制の実施責任

〔実施責任：九州地方整備局，西日本高速道路株式会社，第十管区海上保安本部，土木部道路維持課・港湾空港課，県警察，市町村〕

1 交通規制の実施責任者

区 分	実 施 責 任 者	範 囲
道 路 管 理 者	国土交通大臣 （指定区間内の国道） 知事 （指定区間を除く国道 及び県道） 市町村長 （市町村道）	（道路法第46条） 1 道路の損壊，決壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため，やむを得ないと認められる場合
公 安 委 員 会	公安委員会 警察署長 警察官	（災害対策基本法第76条） 1 災害応急対策に従事する者，又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため，必要があると認めるとき （道路交通法第4条～第6条） 2 道路における危険を防止し，その他交通の安全と円滑を図るため，必要があると認めるとき 3 道路の損壊，火災の発生，その他の事情により道路において交通の危険が生ずる恐れがある場合
港 湾 管 理 者	知事 市町村長	1 （港湾法第12条第1項第4号の2） 水域施設（航路，泊地及び船だまり）の使用に関し必要な規則 2 （港湾法第12条第1項第10号） 港湾施設を使用して港湾運営に必要な役務を提供する者に対し，貨物の移動を円滑に行い又は港湾施設の有効な利用を図るため当該施設の使用を規制する。

第2部 災害予防
第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

区 分	実 施 責 任 者	範 囲
海 上 保 安 機 関	海上保安本部長 海上保安部署長 港長 海上保安官	(港則法第39条) 1 船舶交通の安全のため、必要があると認めるとき 2 海難の発生、その他の事情により特定港内において船舶交通の混雑が生ずるおそれがあるとき、又は混雑を緩和するため、必要があると認められるとき (海上保安庁法第18条) 3 海上における犯罪が正に行われようとしている場合、又は天災等の危険な事態が存在する場合であつて、人命・財産に危害が及ぶおそれがあり、かつ、急を要するとき

第2 交通規制の実施体制の整備

〔実施責任：九州地方整備局，西日本高速道路株式会社，第十管区海上保安本部，土木部道路維持課・港湾空港課，県警察，市町村〕

1 交通規制の実施体制の整備方針

区 分	整 備 方 針
道路管理者	道路管理者は、道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報等に備え、速やかに必要な規制を行う体制の整備に努める。
警 察 機 関	警察機関は、交通の混乱を防止し、緊急交通路を確保するために、以下の項目について整備に努める。 ア 交通規制計画の作成 発災時の交通安全や緊急通行車両の通行確保を行うため、或いは、防災訓練のための交通規制計画について、その作成に努める。 イ 交通情報の収集 交通情報の収集は、航空機、オートバイその他の機動力を活用することとし、交通情報の収集を行う班体制の整備に努める。 ウ 関係機関や住民等への周知 交通規制を実施した場合の関係機関や住民等への周知方について、その内容や方法・手段について、日頃から計画しておく。また、道路交通情報センターや報道機関との連携を日頃から図っておく。 エ 警備業協会との交通誘導業務等の協定締結 規制要員は、制服警察官を中心に編成するべきであるが、災害発生時において警察官は、被害者等の救出・救助に重点を指向した活動を行う必要性が高いために、緊急交通路確保に関し、警備業協会と締結した「交通誘導業務等に関する業務協定」により、出動を要請する。 オ 装備資機材の整備 規制用サインカーや、規制用標識等の装備資機材の整備に努める。
港湾管理者 及び海上 保安機関	港湾管理者及び海上保安機関は、交通の禁止、制限区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等の緊密な連携について検討する。

2 災害における交通マネジメント

- (1) 九州地方整備局は、災害復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限にとどめることを目的に、交通需要マネジメント（※1）及び交通システムマネジメント（※2）からなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。）」を組織する。
 - (2) 県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、国土交通省九州地方整備局に検討会の開催を要請することができる。
 - (3) 検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。
 - (4) 検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議等を行うものとする。
- ※1 交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組
- ※2 交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実現することにより、円滑な交通を維持する取組

第3 災害発生前における緊急通行車両であることの確認

〔実施責任：危機管理防災局危機管理課，県警察〕

1 緊急通行車両であることの確認の申出

- (1) 指定行政機関の長，指定地方行政機関の長，地方公共団体の長その他の執行機関，指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し，若しくは指定行政機関等との協定等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両，又は災害発生時に他の関係機関，団体等から調達する車両等で，災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて，災害発生前にあらかじめ緊急通行車両確認標等の交付を受けることができることについて，周知及び普及を図るものとする。
- (2) 指定行政機関等の長等は，次の区分により県（危機管理課），県公安委員会に対し，当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類等を添付して確認の申出を行う。
（緊急通行車両確認申出書は様式1）
- (3) 申出を受けた県（危機管理課），県公安委員会は，緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行い，該当すると認められるものについては，標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する。
（標章及び証明書は様式3及び様式4）

確 認 者	確 認 車 両	申請申出先
県 知 事	☐ 県が保有する車両（警察関係車両を除く） ☐ 災害応急対策を実施するため県が調達，借上等を行った車両 ☐ 県との協定等に基づき災害応急対策に従事する車両	☐ 県危機管理課
県公安委員会	上記以外の車両	☐ 各警察署

第2部 災害予防

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

(4) 県公安委員会は、確認手続きの具体的な運用については、県（危機管理課）と所要の調整を図っておくものとする。

（緊急通行車両の確認証明書及び標章については、第3部第2章第8節「交通確保・規制」参照）

様式1 緊急通行車両確認申出書

別記様式第3（第6条関係）

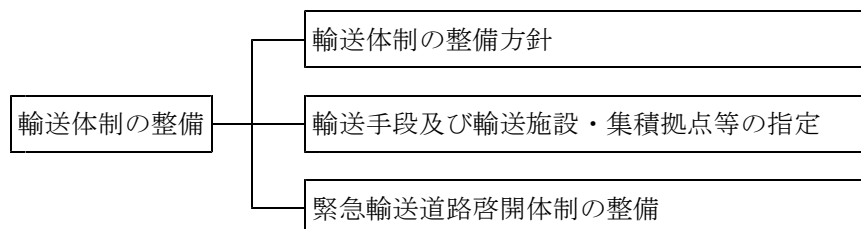
令和 年 月 日 鹿児島県公安委員会 殿 緊急通行車両確認申出書 申出者 住所 氏名	
番号標に表示 されている番号	
車両の用途（緊急輸 送を行う車両にあっ ては、輸送人員又は 品名）	
活動地域	
車両の 使用者	住所 () 局 番
	氏名又は 名称
緊急先 連絡	住所 () 局 番
	氏 名
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第8節 輸送体制の整備

風水害時には、被害者の避難並びに災害応急対策及び災害救助を実施するのに必要な要員及び物資の輸送を、迅速かつ的確に行うことが必要である。

このため、各計画が効率的に実施されるように、必要な車両、船艇、労務の確保を図るなど、輸送体制の整備を計画的に推進する。



第1 輸送体制の整備方針

〔実施責任：第十管区海上保安本部，自衛隊，鹿児島運輸支局，九州旅客鉄道株式会社，日本通運株式会社，公益社団法人鹿児島県トラック協会，日本貨物鉄道株式会社，商工労働水産部水産振興課，土木部港湾空港課〕

1 輸送条件を想定した輸送計画の作成

災害時には、道路損壊等の被害状況に応じた輸送ルートを選定や、災害の状況等による輸送対象（被災者、応急対策要員、搬送患者、資機材、救援物資等）の変化等に迅速に対応できる輸送体制が必要である。

このため、輸送の実施責任者は、平素から、災害の種別・規模・地区、輸送対象、輸送手段（車両、船艇、航空機等）ごとのいくつかの輸送条件を想定した輸送計画を整備する。

2 関係機関相互の連携の強化

災害時には、応急対策を実施する人員や資機材、救援物資等、多数の輸送需要が発生すると予想され、県及び市町村をはじめ、応急対策実施機関の輸送能力の不足が懸念される。

このため、日頃から以下について整備を図り、関係機関相互の連携の強化に努める。

- (1) 輸送業者等と協力協定の締結を図る。
- (2) 関係機関相互の情報連絡体制の整備を図る。

第2 輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定

〔実施責任：九州地方整備局，西日本高速道路株式会社，第十管区海上保安本部，自衛隊，鹿児島運輸支局，九州旅客鉄道株式会社，日本通運株式会社，公益社団法人鹿児島県トラック協会，商工労働水産部水産振興課・漁港漁場課，農政部農政課，土木部道路建設課・道路維持課・港湾空港課〕

1 輸送手段の確保及び関係機関相互の協力関係の強化

(1) 輸送手段の確保

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する輸送手段は、以下のとおり確保するものとする。

ア 自動車による輸送

- (ア) 災害応急対策実施機関所有の車両等
- (イ) 公共的団体の車両等
- (ウ) 貨物自動車運送事業者所有の事業用車両等
- (エ) その他の民間の車両等

イ 鉄道による輸送

ウ 船舶等による輸送

- (ア) 県有船舶等
- (イ) 漁船等
- (ウ) 民間船舶等
- (エ) 海上保安本部所属の巡視船艇等
- (オ) 自衛隊所属の船舶等

エ 航空機による輸送

(2) 関係機関相互の協力関係の強化

関係機関相互においては、災害時の迅速かつ的確な輸送手段の確保をはかるために、応援要請や緊急時の通信連絡体制等について、協力協定の締結や運用計画を作成するなど、日頃から連携を図っておくものとする。

2 輸送施設・集積拠点等の指定

(1) 輸送施設の指定

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する輸送施設として、以下のとおり指定しておくものとする。

ア 緊急輸送道路の指定

(指定箇所については、第3部第2章第9節「緊急輸送」参照)

イ 港湾・漁港、空港、臨時ヘリポート等の指定

(指定箇所については、第3部第2章第9節「緊急輸送」参照)

(2) 集積拠点の指定

災害時の救援物資や資機材等の集積拠点として、以下のとおり指定しておくものとする。

ア 救援物資の集積拠点の指定

(指定箇所については、第3部第2章第9節「緊急輸送」参照)

イ 資機材等の集積拠点の指定

(指定箇所については、第3部第2章第9節「緊急輸送」参照)

(3) 民間事業者の管理する施設の把握

県は、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくものとする。

第3 緊急輸送活動に資する道路啓開体制の整備

〔実施責任：九州地方整備局，西日本高速道路株式会社，土木部道路維持課，県警察，市町村〕

1 災害に備えた道路啓開体制

県は、発災後の道路の障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む。）による道路啓開，応急復旧等を迅速に行うため，協議会の設置等によって電力，通信等のインフラ事業者を含む関係機関と連携して，あらかじめ道路啓開等の計画を作成するものとし，必要に応じて見直しを行うものとする。

また，道路管理者は，当該計画も踏まえて，建設業協会や関係団体等の協力を得て，迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるよう，「大規模災害時における応急対策に関する協定」等に基づき，道路啓開等に必要な人員，資機材等の確保等に関する協力関係の強化を図る。

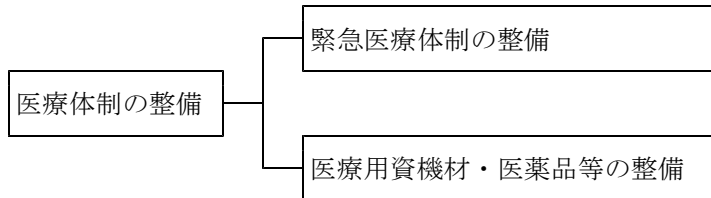
2 道路啓開路線の情報収集

道路管理者は，関係機関と連携するなど，啓開が必要な緊急輸送路線等の情報収集及び共有できる体制を構築するものとする。

第9節 医療体制の整備

災害時は多数の負傷者が発生し、また、医療機関が被害を受けて混乱が予想される。

このため、発災時に備え、必要な医療用資機材・医薬品等の整備及び救護班の編成基準など、医療体制の整備を計画的に推進する。



第1 緊急医療体制の整備

〔実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部、鹿児島県医師会、鹿児島県薬剤師会、鹿児島県歯科医師会、保健福祉部保健医療福祉課・健康増進課・子育て支援課・薬務課、県立病院局県立病院課〕

1 医療体制の整備

災害による負傷者への対応のため、救護班の編成や災害拠点病院の体制整備などを進めるとともに、医療機関等の役割分担について調整を行うなど、地域内の連携の充実を図る。

(1) DMA Tの整備

ア 県は、被災地域内における医療情報収集と伝達、応急治療及び搬送などを行うDMA Tを養成する。

イ DMA T指定病院は、災害発生時に迅速に出動可能な態勢を整備する。

(2) 救護班体制の整備

ア 国立病院機構、公立・公的医療機関、日本赤十字社鹿児島県支部、県医師会、県歯科医師会（以下、「救護班派遣病院等」という。）は、救護班の編成計画を作成しておく。

（救護班の編成表については、第3部第2章第10節「緊急医療」参照）

イ 救護班の相互連携体制の強化

県（保健所）は、救護班派遣病院等の各救護班の適正な配置及び相互連携体制の整備を図る。

（地域別救護班の所在地一覧表については、第3部第2章第10節「緊急医療」参照）

(3) 救護所の設置、運営計画

県（保健所）は、市町村が設置した救護所のほか、必要に応じて、市町村が指定した避難所を中心に救護所を設置するが、その運営に関して、市町村や関係医療機関等との協力関係について、あらかじめ定めておくものとする。

また、傷病者が多数発生した場合を想定した現場救護所の設置についても考慮しておく。

(4) 災害拠点病院（基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院）の確保

広域災害時に備え、災害医療支援機能を有する災害拠点病院として、基幹災害拠点病院を県下に1か所、地域災害拠点病院を二次医療圏ごとに1か所整備し、災害時の医療を確保する。

(5) 医療機関の防災体制の確立

各医療機関は、入院患者の安全確保やライフラインの被災による停電、断水等にも対応できる医療体制の確立について、病院防災マニュアルを作成するなど、平素から整備しておくものとする。

第2部 災害予防
第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

(6) 情報連絡体制の充実

保健所、DMAT指定病院、救護班派遣病院等は、相互の情報網の確立と情報連絡体制の充実を図る。
また、災害時に迅速かつ的確に救援・救助等を行うために、広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用する。

(7) 広域医療支援の強化

九州・山口9県災害時応援協定に基づき医療支援の円滑な実施のための関係者との協議、及び被災患者受け入れのための医療機関調査の実施などを行う。

(8) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の整備

ア 県は、被災地域内における専門性の高い精神科医療の提供、精神保健活動の支援などを行うDPATを養成する。

イ DPAT登録病院は、災害発生時に迅速に出動可能な態勢を整備する。

(9) 県災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の整備

ア 県は、被災都道府県の保健医療福祉調整本部等が行う、被災地方公共団体の保健医療福祉行政の指揮調整機能等に対する支援を行うDHEATを養成する。

イ 県は、災害発生時に迅速に出動可能な態勢を整備する。

(10) 災害支援ナースの整備

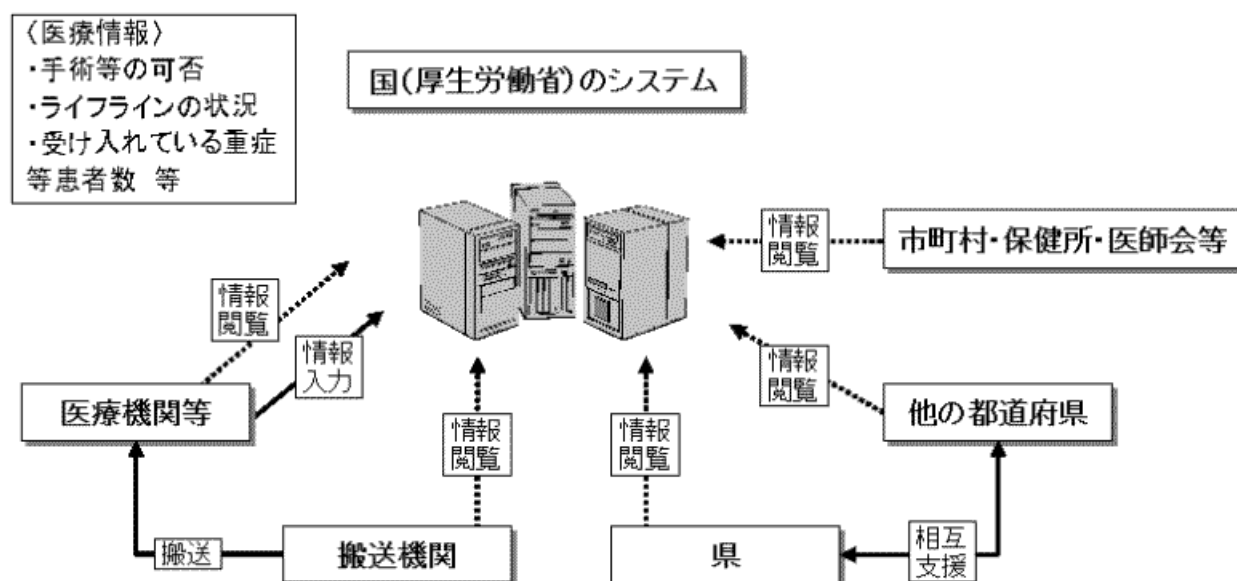
ア 県は、災害時に被災地等に派遣され看護業務等を行う災害支援ナースを養成し、その研修修了者の所属する医療機関等と協定を締結する。

イ 県と災害支援ナース派遣の協定を締結した医療機関等は、災害発生時に迅速に出動可能な体制を整備する。

(11) 鹿児島県災害リハビリテーション推進協議会（鹿児島JRAT）との連携等

県は、リハビリテーション専門職の活動により、災害時の生活不活発病と災害関連死を防ぐため、連携等に努める。

図2. 2. 9. 1 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の概要



2 後方搬送体制の整備

(1) 後方医療施設の確保体制の整備

県は、災害時に入院治療や高度医療の必要な負傷者を収容するため、災害拠点病院など後方医療施設の確保体制の強化に努める。

(2) 市町村、県及び関係機関相互の役割

負傷者の後方搬送について、市町村、県及び関係機関は、それぞれの役割分担を明確に定めておく。

(3) トリアージの訓練・習熟

各救護班や医療機関は、多数の負傷が発生している災害現場において、救急活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命措置の必要な負傷者を搬送する必要がある。

このため、傷病程度を選別を行うトリアージ・タッグを活用した救護活動について、日頃から訓練し、習熟に努める。

(4) 透析患者や在宅難病患者等への対応

ア 透析患者への対応

慢性腎不全患者の多くは、1人1回の透析に約120ℓの水を使用する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する必要がある。

また、生き埋め等の圧迫による挫滅症候群（クラッシュ・シンドローム）に伴う急性腎不全患者に対しても、血液透析等適切な医療を行う必要がある。

このため、県は、医師会等関係機関との連携による近江市町村等への患者搬送の調整や情報提供を行う体制を整える。

イ 在宅難病患者・長期療養児等への対応

保健所は、「難病対策業務マニュアル」等に基づき、要援護難病患者・長期療養児等の支援の必要なる理由、医療機器、医薬品等を取りまとめた要援護難病患者等台帳を作成し、管内市町村の個別避難計画策定に必要な情報提供を行う。

市町村は、提供された情報を基に災害時における在宅難病患者等の搬送及び救護の体制を整備する。

(ア) 災害時要援護難病患者等全体に対する対応

- a 災害時要援護難病患者等の把握及び台帳の整理
- b 保健所内での検討及び関係機関、団体との連携及びネットワーク体制の確立
- c 災害時のセルフケア能力を高めるための患者・家族への教育、啓発

(イ) 医療機器依存度の高い災害時要援護難病患者・長期療養児等への支援

- a 予備電源の確保等、日頃の備えについて啓発
- b 市町村、医療機関等との連携による入院や受入先の確保の調整

第2 医療用資機材・医薬品等の整備

〔実施責任：保健福祉部薬務課、県立病院局県立病院課〕

1 医療用資機材・医薬品等の調達体制の整備

災害時には、多量の医療用資機材・医薬品等の需要が見込まれるので、各関係機関は、医療用資機材・医薬品等の整備に努めるものとする。

(1) 薬品補給班の編成

市町村からの医療用資機材・医薬品等の要求については、県（薬務課）が編成する薬品補給班が対応

第2部 災害予防

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

する。

(2) 鹿児島県薬剤師会，鹿児島県医薬品卸業協会等との協定による確保体制

県（薬務課）は，鹿児島県薬剤師会，鹿児島県医薬品卸業協会等との協定に基づき，災害時の医療用資機材・医薬品等の円滑な供給を確保するための体制の整備に努める。

《資料編 8. 2 災害救助に必要な医薬品等の確保に関する協定書》

《資料編 8. 3 災害救助に必要な医療用資機材等の確保に関する協定書》

2 医療用資機材・医薬品等の備蓄方針

大規模災害に備え，災害時緊急医薬品等確保事業で，必要最小限の医療用資機材・医薬品等の備蓄を推進する。

（医療用資機材・医薬品等の備蓄の現況は，第3部第2章第10節「緊急医療」参照）

3 医療用資機材・医薬品等の輸送計画の策定

県（薬務課）は，被災市町村等への医療用資機材・医薬品等の輸送計画について，検討するものとする。

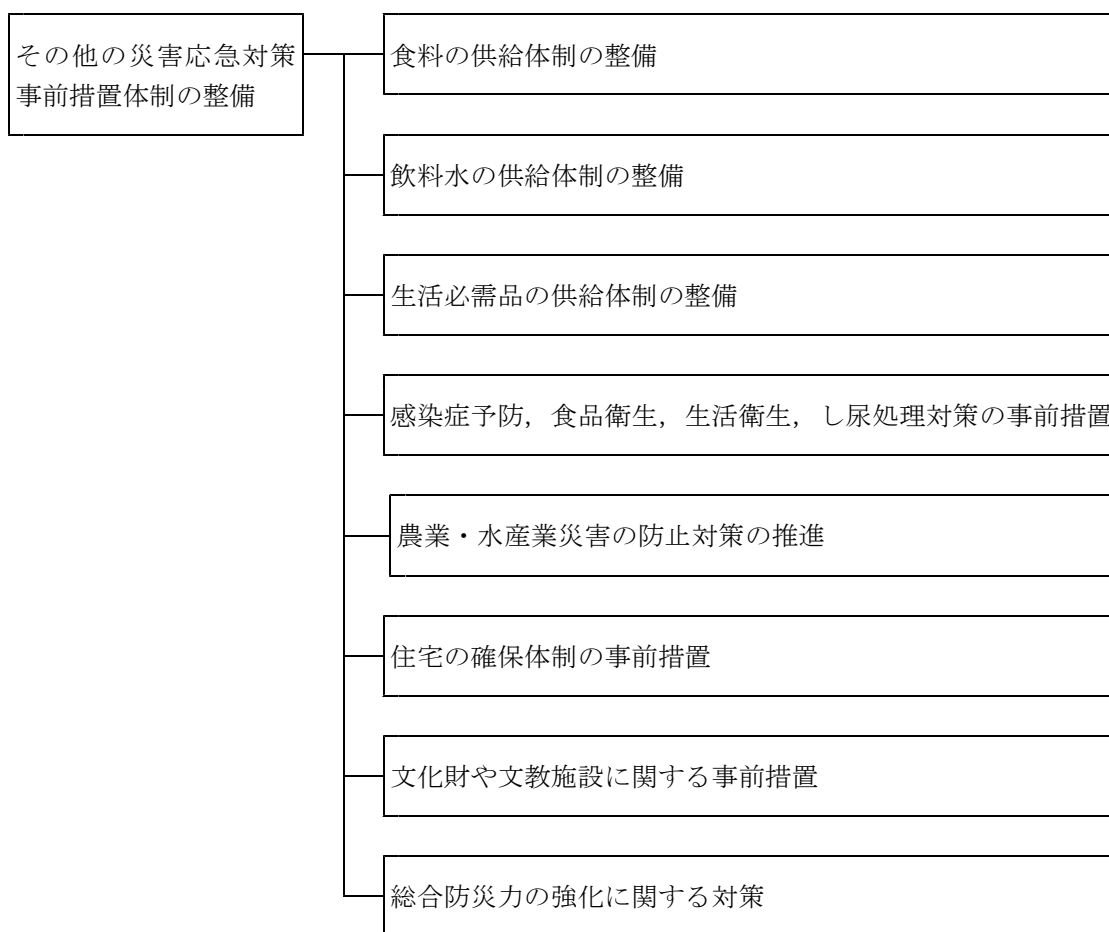
（緊急輸送については，第3部第2章第9節「緊急輸送」参照）

第10節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備

県、市町村は、その他の災害応急対策事前措置体制について、整備を計画的に推進する。

なお、大規模な災害が発生した場合の被害等を想定し、孤立が想定されるなどの地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制等を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

また、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。



第1 食料の供給体制の整備

〔実施責任：農林水産省，危機管理防災局危機管理課，農政部農産園芸課，市町村〕

1 食料の備蓄計画の策定

県、市町村は、必要とされる食料の種類、数量及び備蓄場所等について、具体的な食料備蓄計画を策定しておくものとする。

第2部 災害予防

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

（国・県の食料の備蓄状況及び食料の在庫場所については、第3部第3章第2節「食料の供給」参照）

2 食料の調達に関する協定等の締結

県、市町村は、災害時の食料調達について、民間流通業者、県内の米穀販売事業者及び米穀集荷団体等と協力協定の締結に努めるものとする。

3 食料の輸送計画の策定

県は、被災市町村等への食料の輸送計画について、検討するものとする。

（緊急輸送については、第3部第2章第9節「緊急輸送」参照）

第2 飲料水の供給体制の整備

〔実施責任：保健福祉部生活衛生課，市町村，水道事業者〕

1 応急復旧体制の整備

(1) 復旧に要する業者との協力

上水道事業者は、水道施設を速やかに復旧して飲料水等の確保を図るために、復旧に要する業者（労務、機械、資材等）との間において災害時における協力協定を締結し、応急復旧体制の整備に万全を期すものとする。

(2) 緊急度・優先度を考慮した応急復旧

市町村及び上水道事業者は、医療機関や社会福祉施設等、早急に応急復旧の必要な施設等をあらかじめ把握し、緊急度・優先度を考慮した応急復旧順序等についても検討しておくものとする。

2 応急給水体制の整備

(1) 給水能力の把握

上水道事業者は、あらかじめ、災害時の応急給水を考慮し、予備水源等の緊急時に確保できる水量・水質について調査し、把握しておくものとする。

(2) 給水用資機材の整備

市町村及び上水道事業者は、必要に応じ、給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の整備に努める。

県は、各市町村水道事業者の給水用資機材の保有状況を把握する。

(3) ミネラルウォーター製造業者等との協力

市町村及び水道事業者は、応急給水の方法として飲料水を確保するため、管内のミネラルウォーター製造業者を把握するとともに協力依頼に努める。

3 応急対策資料の整備

上水道事業者は、応急復旧、応急給水等の活動を迅速・的確に行うために、水道施設の図面等の資料を日頃から整備しておくものとする。

4 広域応援体制の整備

市町村及び水道事業者は、日頃から、水道施設の復旧及び給水車等による応急給水等について、近隣市町村等との相互応援体制の整備に努める。

5 風水害対策マニュアル類の整備

水道事業者は、風水害時における応急給水、応急復旧等の応急対策を迅速・的確に実施するために、各水道事業体の規模や地域特性に応じた風水害対策マニュアル類の整備に努める。

第3 生活必需品の供給体制の整備

〔実施責任：保健福祉部社会福祉課，危機管理防災局危機管理課，市町村〕

1 生活必需品備蓄計画の策定

県，市町村は，必要とされる生活必需品の種類，数量及び備蓄場所等について，具体的な生活必需品の備蓄計画を策定しておくものとする。

（県，市町村，日本赤十字社鹿児島県支部の衣料品・寝具類等の備蓄状況は，第3部第3章第4節「生活必需品の給与」参照）

2 流通在庫の調達

備蓄物資のみでは不足する場合，県及び市町村は，大手スーパー，生活協同組合，百貨店，コンビニエンスストア等，流通業者の流通在庫から生活必需品を調達するものとし，関係業者等の把握に努める。

（被服，寝具の調達先としては，第3部第3章第4節「生活必需品の給与」参照）

3 生活必需品の輸送計画の策定

県は，被災市町村等への生活必需品の輸送計画について，検討するものとする。

（緊急輸送については，第3部第2章第9節「緊急輸送」参照）

第4 感染症予防，食品衛生，生活衛生，し尿，ごみ処理処理対策の事前措置

〔実施責任：九州地方環境事務所，環境林務部廃棄物・リサイクル対策課，
保健福祉部健康増進課・生活衛生課，市町村〕

1 感染症予防対策

(1) 感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備

県，市町村は，感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備に努める。

(2) 感染症予防の実施体制の整備

災害による感染症予防のため，県（保健所）及び市町村における各種作業実施の組織編成について，あらかじめ，以下のとおり編成計画を作成しておく。

ア 県の疫学調査班の編成

県（保健所）は，疫学調査のための疫学調査班の編成計画を作成する。

疫学調査班は，各保健所1班とし，1班の編成は医師1名，保健師又は看護師1名，事務連絡員1

第2部 災害予防

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

名の3名を基準とする。

イ 市町村の感染症予防班の編成

市町村は、感染症予防作業のために感染症予防班の編成計画を作成する。

感染症予防班は、市町村の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

2 食品衛生対策

大災害の場合、食品衛生監視員のみでは十分な監視指導が出来ない場合もあるので、状況により食品衛生協会の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、日頃から連携の強化に努める。

3 生活衛生対策

(1) 営業施設での生活衛生対策

営業施設の被災状況の把握、被災施設の重点的監視を行う体制を整備する。

(2) 業者団体との連携の強化

大災害の場合、環境衛生監視員のみでは十分な監視指導が出来ない場合もあるので、状況により生活衛生営業指導センター、生活衛生同業組合等の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、日頃から連携の強化に努める。

4 し尿処理対策

(1) 仮設トイレの備蓄計画の策定

市町村は、県地震等災害被害予測調査（平成24～25年度）や県災害廃棄物処理計画（平成30年3月）、当該市町村の災害廃棄物処理計画等を踏まえて、必要とされる仮設トイレの数量及び備蓄場所等について、具体的な備蓄計画の策定に努め、県はその情報収集に努める。

(2) 広域応援体制の整備

県、市町村及び下水道管理者は、日頃からし尿処理施設の復旧及びし尿収集車等によるし尿処理等について、相互応援態勢の整備に努める。

5 ごみ処理対策

(1) 県は、国の災害廃棄物対策指針等を踏まえながら、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、県災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

(2) 市町村は、国の災害廃棄物対策指針等を踏まえ、県災害廃棄物処理計画と整合を図りながら、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の市町村等や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、市町村災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

(3) 国、県及び市町村は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。

第5 農業・水産業災害の防止対策の推進

〔実施責任：商工労働水産部水産振興課、農政部農政課・経営技術課・畜産振興課・家畜防疫対策課〕

風水害等の気象災害による農作物等の被害を軽減し、農家及び漁家の経営安定を図るため、農作物及び農業・水産業関連施設の被害予防及び事後対策を推進する。

1 農作物等被害予防指導体制の確立

農作物等被害予防対策を推進するためには、県・市町村はもとより、関係機関、団体の統一的な指導体制の確立を図らなければならない。

このためには、これらの機関の持つ機能を最大限に活用しながら、被害予防に関する技術指導の農家への迅速な浸透を図るため、関係機関、団体の積極的協力を要請する。

2 農作物等被害予防対策の確立

それぞれの地域の特性と発展の方向に応じて選択された作目及びその組合せ、作付体系等、防災営農の積極的な推進に努め、農作物等被害予防対策を確立するとともに、農業災害対策に関する知識の普及・啓発に努める。

また、試験研究機関にあっては、気象災害被害を受けにくい品種の育成や被害の軽減・回避技術の開発に努める。

3 作目別被害予防対策

本県の地理的条件の違いによる災害の発生状況を考慮した各作目ごとの予防対策指導を徹底するとともに、事後対策指導を実施し、被害を最小限にとどめる。

4 防災営農施設の整備

風水害等の災害による農作物の被害を軽減・防止するために、防災営農施設の整備を行い、農家の経営安定と併せて地域農業の健全な発展を図る。

5 畜産関係対策

適切な防疫対策を指導できるよう、防疫体制を整備するとともに、災害発生時に、市町村はもとより関係機関・団体間で、速やかな情報伝達と協力が行えるよう、日ごろから連携の強化に努める。

6 漁具・漁船・いけすの災害防止

台風等の際の波浪による被害防止のため、定置網等の漁具や漁船の強度補強・陸揚げ、いけすの強度補強・避難など適切な対策を指導する。

なお、いけすの緊急避難場所については、事前に関係者と十分調整するよう指導する。

第6 住宅の確保対策の事前措置

〔実施責任：土木部建築課，市町村〕

1 住宅の供給体制の整備

大規模な風水害等が発生すると、多数の応急住宅の需要が予想されるので、県及び市町村は、住宅の供給体制の整備に努めるものとする。

- (1) 県は、（一社）鹿児島県建築協会等との協定などにより、被災住宅の応急修理を迅速に実施できるよう体制を整えるものとする。
- (2) 県及び市町村は、災害により住家を失った人に対して、迅速に住宅を提供できるよう、県営や市町村営の公営住宅等の空き状況が速やかに把握できる体制を整えるものとする。

第2部 災害予防

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

- (3) 県は、災害により住家を失った人に対し、（一社）プレハブ建築協会や建築関係団体等との協定などによる応急仮設住宅の提供や、（公社）鹿児島県宅地建物取引業協会等との協定による民間賃貸住宅の情報提供をすることにより、迅速に住家を確保できる体制を整えるものとする。
- (4) 市町村は、応急仮設住宅等への入居基準等について、あらかじめ定めておくものとする。
- (5) 県及び市町村は、国・県で確保している応急仮設住宅用等資材を円滑に調達が出来るように、入手手続き等を整えておくものとする。
（国・県の応急仮設住宅用等資材の状況については、第3部第3章第10節「住宅の供給確保」参照）

2 応急仮設住宅の建設予定候補地の把握

市町村は、速やかに用地確保が出来るように、市町村毎に応急仮設住宅の建設予定候補地を把握しておくものとする。

なお、候補地の選定にあたっては、がけ崩れや津波浸水等による被災の可能性について、十分留意する必要がある。

また、市町村は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

第7 文化財や文教施設に関する事前措置

〔実施責任：教育庁文化財課，市町村〕

1 文化財に関する事前措置

(1) 文化財管理者に対する防災指導

県教育委員会は、文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導を、以下のとおり行うものとする。

ア 防火管理の体制を整備する。

- ・ 防火管理者のもとに適当な火元責任者を定め、それぞれの担当責任を明らかにする。
- ・ 防火委員会を設けて、計画的な防火管理を行う。
- ・ 防火講習会、研究会に参加して防火意識の習得に努める。
- ・ 文化財防火デー（1月26日）を設定し、防火意識の高揚を図る。

イ 環境の整理、整頓を図る。

ウ 火気の使用を制限する。

- ・ 火気の使用は、一定の場所を定める。
- ・ 指定建造物の周囲では、喫煙、たき火等を絶対に禁止する。

エ 火災危険の早期発見と改善

- ・ 定期的に防火診断を受ける。
- ・ 防火管理者・火元責任者の自主検査を実施する。

オ 火災警戒を厳重にする。

- ・ 不審者等の進入を防ぐため、塀、さくを整備する。
- ・ 巡視のための監視員を置く。
- ・ 巡視経路を設定する。

カ 火災の起こりやすい箇所に注意する。

たばこ、たき火、灯明、ローソク、線香、取り灰、火消しつぼ、火ばち、こたつ、こんろ、かまど、煙突、電気配線、電気器具、石油ストーブ、石油こんろ、プロパン器具

キ 次の消防に関する計画を作成するとともに、自衛消防隊を組織し、訓練を行う。

防火管理計画、火災防御計画、教養訓練計画

(2) 消火施設の整備

文化財の所有者又は管理者は、以下のとおり消火施設の整備に努める。

- ア 全ての指定建造物には、その総面積に応じた能力単位の数 of 消火器又は簡易消火器用器（水、バケツ、水槽等）を設置する。指定建造物に必要な能力単位 of 数は、その面積を50㎡で除して得た数以上になるように設置する。消火器を設置する場合は、その消火の対象に適した器種を選択する。
- イ その他、屋内消火栓、屋外消火栓、放水銃、スプリンクラー等を設置し、これらの設置については、常に整備を入念に行い、担当者を定めて定期的に試験を行う。
- ウ その他の設備としては、今後消火進入道路、防火塀、防火帯、防火壁等の整備を図る。

(3) 文化財防火デーの計画

県教育委員会は、文化財防火デーに消防署等関係機関の協力を得て、下記のことを計画実施し、関係者の文化財保護意識の高揚を図る。

ア 広報媒体等を使い、趣旨の普及徹底を図る。

新聞、ラジオ、テレビ、印刷物、展示会、講習会、映画会等

イ 火災予防対策を指導する。

- ・ 消防計画の作成、検討
- ・ 電気設備、火気使用箇所等の点検整備
- ・ たき火、たばこ等火気使用禁止区域の設定
- ・ 各種消防用設備等の点検整備
- ・ 上記の防火診断、その他、火災予防措置として必要な事項

ウ 防火訓練を行う

- ・ 地元消防機関の協力を求め指導を受ける。
- ・ 防火訓練は、通報、消火、重要物件の搬出、避難等を総合的に行う。
- ・ 操法の習熟と、隊機能の敏速かつ的確な活動の熟練を期する。
- ・ 不備の箇所を是正する。

エ 消防実技講習会を実施して、消防技術の向上に努める。

第2部 災害予防
第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

オ 実施状況を報告する。

2 文教施設に関する事前措置

- (1) 県は、博物館、美術館、郷土館等の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導を行うものとする。
- (2) 博物館、美術館、郷土館等の所有者又は管理者は、定期的に防災訓練等を実施するものとする。

第8 総合防災力の強化に関する対策

〔実施責任：危機管理防災局危機管理課・災害対策課・消防保安課，市町村〕

1 防災拠点の整備の推進

大規模な災害における適切な防災対策を実施するためには、平素から、防災に関する意識の高揚や対応力の向上に努める一方、災害の発生時において、住民が避難し、防災活動を実施するための拠点を確保する必要がある。

このため、平常時の防災知識の普及啓発，訓練機能，防災資機材の備蓄機能，災害時の防災活動拠点機能などを有するものとして，自治会，町内会の区域にはコミュニティ防火拠点を，小学校区又は中学校区には地域防災拠点の整備を進めていくとともに，県全域を対象とした広域防災拠点の整備についても，引き続き検討していく。

2 消防・防災ヘリコプターの運航体制の確立

消防・防災ヘリコプターの運航を円滑に行うため，市町村消防職員により編成した防災航空隊の訓練，ヘリポートやヘリコプター活動拠点の整備充実，警察本部及び自衛隊保有のヘリコプターとの連携強化を並行して進める。

3 災害時のヘリコプター利用の事前協議

地域の実情を踏まえ，多数のヘリコプターが災害対策活動をする場合を想定し，航空運用調整班を構成するヘリコプターを保有する防災関係機関において，災害時のヘリコプターの利用について，あらかじめ協議しておくものとする。

4 災害応急対策体制の構築

県及び市町村は，随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう，建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

また，県は，災害が発生し，又は発生するおそれがある場合に，迅速かつ円滑に災害応急対策，災害復旧・復興を実施するための備えとして，災害応急対策への協力が期待される建設業等の担い手の確保・育成・定着に取り組む。

県，市町村は，土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため，技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

県は，大規模停電発生時に電源車の配備等，関係省庁，電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう，あらかじめ，病院等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源等の情報を収集・整理し，リスト化を行うよう努める。

5 予防保全や復旧作業の迅速化に向けた相互連携

県，電気事業者及び電気通信事業者は，倒木等により電力供給網，通信網に支障が生じることへの対策として，地域性を踏まえつつ，事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた，相互の連携の拡大に努めるものとする。なお，事前伐採等の実施に当たっては，市町村との協力に努めるものとする。

6 防災行動計画

県、市町村及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

第11節 複合災害対策体制の整備

〔実施責任：危機管理防災局危機管理課・災害対策課，市町村，防災関係機関〕

第1 県及び市町村等の複合災害対策

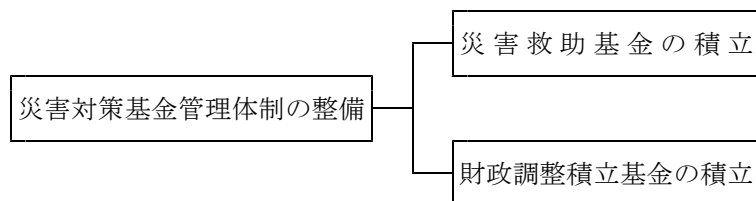
県及び市町村等は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多く動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮した要員・資機材の投入判断を行うことや、外部からの支援を早期に要請することなど、複合災害発生時の対応をあらかじめ定めるよう努める。

第2 複合災害を想定した訓練

県及び市町村等は、様々な複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練等の実施に努める。

第12節 災害対策基金管理体制の整備

県は、災害救助関係費用の支弁に関する財源をはじめ、災害対策に要する経費の財源に充てるため、災害救助基金及び財政調整積立基金等の積立を行い、適確な運用を図る。



第1 災害救助基金の積立

〔実施責任：危機管理防災局危機管理課〕

1 災害救助基金の積立額

災害救助法第23条の規定により、災害救助基金の各年度における最少額は、県の当該年度の前年度の前3年間における、地方税法に定める普通税収入額の決算額の平均年額の5/1000に相当する額を最少額として積み立てることとする。ただし、災害救助法の適用等により、救助費として当該基金を取り崩した場合は、国庫負担金額をもって当該基金の積立を行うが、その額が最少額に満たない場合は、当該年度の最少額に達するまで積み立てるものとする。

2 災害救助基金の運用方法

災害救助基金から生ずる収入は、全て災害救助基金に繰り入れるものとする。

なお、基金の運用は確実な銀行への預金、その他確実な債券の応募又は買入、被服、寝具等給与品の事前購入の方法によることとする。

第2 財政調整積立基金の積立

〔実施責任：総務部財政課〕

県は、地方自治法及び地方財政法の規定により、財政調整積立基金の設置、管理及び処分に関する条例を定めて財政調整積立基金を設置し、その運用に当たっている。

第3章 県民の防災活動の促進

風水害等の災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素より、県民や防災機関職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、県民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。

また、県及び市町村は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、次のような取組を行い、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

- ・ 地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。
- ・ 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。
- ・ 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。
- ・ 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

本章では、このような県民の防災活動の促進について、その対策を定める。

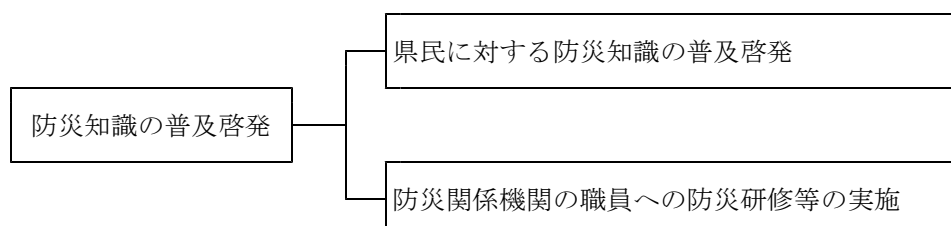
第1節 防災知識の普及啓発

風水害等の災害に際して的確な行動がとれるよう、県民及び防災関係職員に対し、災害予防又は災害応急対策等に関し、防災知識の普及啓発を図っておく必要がある。

このため、災害予防又は災害応急対策の実施の任にある各機関は、それぞれ防災知識の普及・啓発を促進するとともに教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実施研修の開催等により、防災教育を実施する。

また、県及び市町村は、県民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

なお、防災知識の普及・啓発の推進にあたっては、その内容が性別による固定的な役割にとらわれることのないよう留意する。



第1 県民に対する防災知識の普及啓発

〔実施責任：危機管理防災局災害対策課，総務部広報課，教育庁，市町村，防災関係機関〕

1 鹿児島県防災研修センターにおける防災研修等の実施

県は、鹿児島県防災研修センターにおいて一般県民，自主防災組織，町内会，各種団体・学校を対象に防災に関する研修・訓練，情報提供を行うと共に，その内容の充実に努める。また，地域の自主防災活動，教育機関における防災教育等を支援するため県内において防災に関する出前講座（防災出前講座）を実施する。出前講座の実施に当たっては，市町村等からの申請に基づき，県防災アドバイザーを活用するものとする。

(1) 研修内容等

① 災害に関する知識の習得

地震，耐震，火災，風水害，土砂災害，火山災害

② 防災活動に関する知識の習得

自主防災，図上訓練（DIG等）と防災マップ作り，一般避難対策，高齢者避難対策，要配慮者の避難対策

③ 応急措置に関する知識の習得

応急手当訓練，心肺蘇生法（含 AED）

(2) 所在地等

鹿児島県防災研修センター

〒899-5652 鹿児島県始良市平松6252番地

電話：0995-64-5251，ファクシミリ：0995-66-5909，メール：kashoukyou046@yacht.ocn.ne.jp

① 開館時間 午前8時30分から午後5時まで

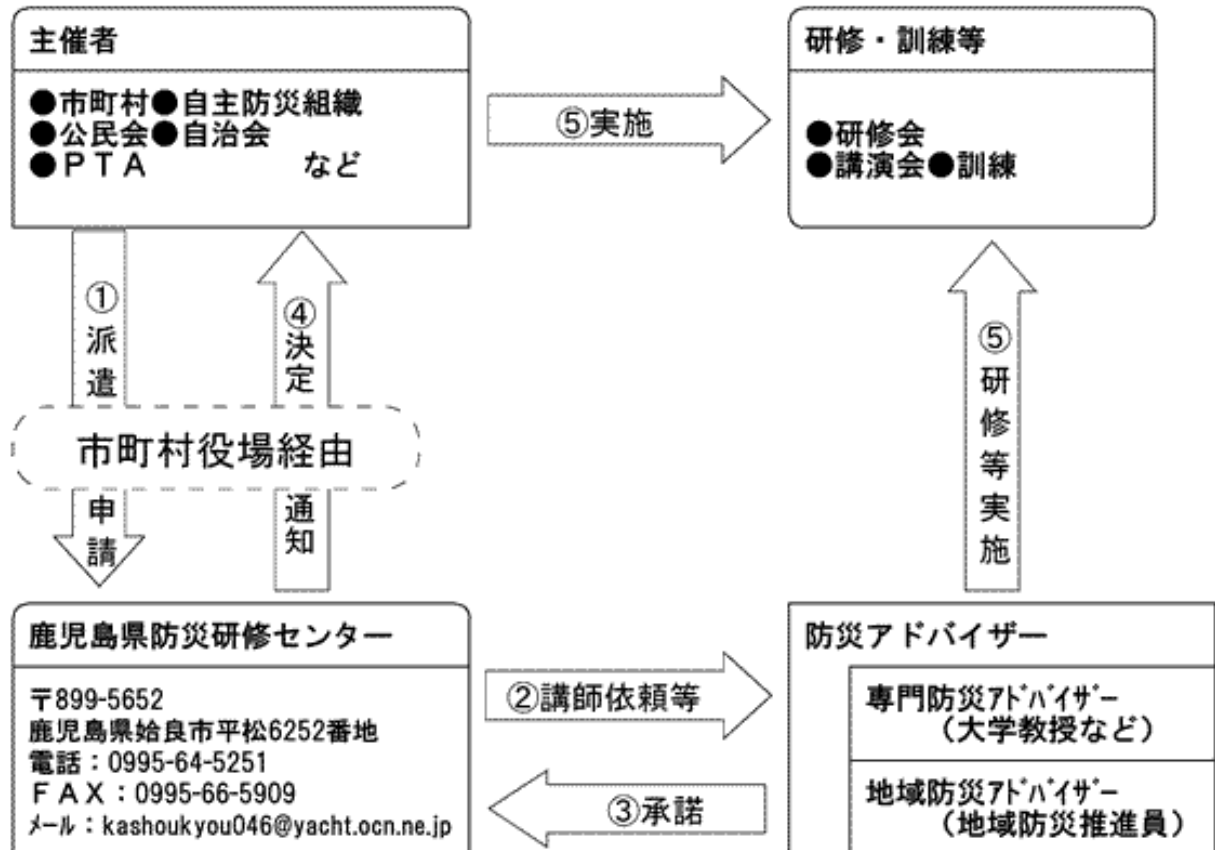
② 入館料無料

③ 休館日 毎週月曜日（その日が休日の場合は次の平日）

年末年始（12月29日～1月3日）

○県防災アドバイザーのしくみ

- ① 主催者が防災研修センターに派遣申請（市町村経由）
- ② 県防災研修センターがアドバイザーへ講師依頼等
- ③ 防災アドバイザーの承諾
- ④ 県防災研修センターが主催者に決定通知
- ⑤ 研修等実施



2 県民への防災広報等による防災知識の普及啓発

県民防災週間や防災関連行事等において、各種媒体を利用して行うほか、労働安全、交通安全等災害安全運動の一環として、各対策実施機関ごとに災害防止運動を行い、県民の防災の知識を高め、防災知識の普及を図る。

(1) 防災知識の普及・啓発の手段（媒体）

県が行う防災知識の普及は、以下に示す各種媒体を活用して行う。

- ア ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、テレビ、有線放送等放送施設
- イ 新聞
- ウ 県ホームページ（モバイルを含む）
- エ 広報紙、印刷物（チラシ、ポスター等）
- オ 映画、ビデオ、スライドの制作
- カ 広報車の巡回
- キ 講習会、パネル展示会等の開催
- ク SNS（X（旧ツイッター）、県公式LINE等）
- ケ その他

(2) 防災知識の普及啓発の内容

第2部 災害予防

第3章 県民の防災活動の促進

県民への防災知識の普及啓発の内容は、概ね以下のとおりである。なお、普及に際しては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の地域における支援体制の整備や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるほか、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の徹底を図るものとする。

また、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

ア 県民等の責務

(ア) 県民及び事業者

自ら防災対策を行うとともに、市町村、県及び防災関係機関と連携し及び協働すること。

(イ) 自主防災組織

地域における防災対策を行うとともに、市町村、県及び防災関係機関と連携し及び協働すること。

イ 地域防災計画の概要

ウ 災害予防措置

(ア) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

(イ) 家庭での予防・安全対策

- ① 災害に備えた「最低3日、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄
- ② 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ③ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備
- ④ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等

(ウ) 出火防止、初期消火等の心得

(エ) 家屋内、路上、自動車運転中など様々な条件下で災害が発生した時の行動

(オ) 警報等発表時や避難指示等の発令時にとるべき行動、緊急避難場所や避難所での行動

(カ) 災害時の家族内の連絡体制について、あらかじめ決めておくこと

(キ) 災害危険箇所の周知

(ク) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認

(ク) 負傷者、要配慮者等の救助の心構えと準備

(ケ) 船舶等の避難措置

(コ) 農作物の災害予防事前措置

(サ) その他

エ 災害応急措置

(ア) 災害対策の組織、編成、分掌事務

(イ) 災害調査及び報告の要領、連絡方法

(ウ) 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法等の要領

(エ) 災害時の心得

- ① 災害情報の聴取並びに聴取方法
- ② 停電時の照明
- ③ 非常食料、身廻り品等の整備及び貴重品の始末
- ④ 屋根・雨戸等の補強
- ⑤ 排水溝の整備
- ⑥ 初期消火、出火防止の徹底
- ⑦ 避難の方法、避難路及び緊急避難場所等の確認

⑧ 高齢者等要配慮者の避難誘導及び緊急避難場所等での支援

(オ) その他

オ 災害復旧措置

(ア) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

カ 被災地支援

キ その他の災害の態様に応じて取るべき手段・方法等

(3) 防災知識の普及啓発の時期

普及の内容により、最も効果のある時期を選んで行うものとする。

なお、県、市町村その他防災機関は、「県民防災週間」、「防災週間」（「防災の日」を含む1週間）、「防災とボランティア週間」（「防災とボランティアの日」1月17日を含む1月15日から1月21日、）、「津波防災の日」（11月5日）に合わせて重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

3 学校教育・社会教育における防災知識の普及啓発

幼稚園、小・中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校、大学における学校教育は、その発達段階に合わせた副読本等や映画・ビデオ等の教材を活用するほか、適宜訓練や防災講習等をカリキュラムに組み込むなど、教育方法を工夫しつつ実施する。また、県及び市町村は、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すとともに、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

県防災研修センターは、学校教育における取組を支援するため、防災教育に関する情報の提供に努め、各学校からの要望に応じて防災出前講座を行う。

青少年、女性、高齢者、障害者、ボランティアなどを対象とする社会教育の場での防災教育は、県防災研修センター（含 防災出前講座）や公民館等の各種社会教育施設等を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、それぞれの属性等に応じた内容や方法を工夫した研修や訓練等に配慮する。

いずれの場合も、台風・豪雨等気象現象等に関する基礎的知識、災害の原因及び避難、救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育を徹底する。

4 災害教訓の伝承

県及び市町村は、過去の大規模災害の教訓や災害文化を後世へ伝承するための調査分析結果や各種資料の収集・保存、住民及び児童・生徒への周知に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や各種資料の収集・保存等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第2 防災関係機関の職員への防災研修等の実施

〔実施責任：危機管理防災局危機管理課・災害対策課、総務部人事課、市町村、防災関係機関〕

県、市町村及び防災関係機関は、日頃より各々の職員に対して、防災対策の責務・役割を徹底するとともに、地域防災計画等の内容や災害対策関係法令等の講習・研修を行い、職員の防災意識と防災活動能力の向上を促すものとする。

なお、災害時において、県、市町村及び防災関係機関の職員は、それぞれの立場に応じて災害対策の責任

第2部 災害予防

第3章 県民の防災活動の促進

を負うこととなるため、各自において、家屋及び周辺の補修・安全化，飲料水，食料，医薬品・非常持ち出し品の用意などの防災準備を行うとともに，日頃より様々な防災知識の習得に心掛けるなど，自己啓発に努めるものとする。

第2節 防災訓練の効果的実施

〔実施責任：危機管理防災局危機管理課・災害対策課，市町村，防災関係機関〕

災害時において，災害応急対策計画に定められている各種の応急措置を迅速確実に行えるよう，関係機関と協力して，訓練を行う必要がある。

このため，災害応急対策の実施責任を有する機関は，各々目標を設定し，効果的な防災訓練の実施を推進する。

1 防災訓練の目標・内容の設定

(1) 防災訓練の目標

防災訓練は，時々の状況に応じたテーマを設定し，県・市町村・防災関係機関及び県民等の参加者の，より実践的な防災活動のノウハウの獲得を目指すものとする。

(2) 訓練の内容

防災訓練の内容には，以下の内容が考えられる。

- ア 動員訓練，非常参集訓練
- イ 通信連絡訓練
- ウ 水防訓練
- エ 避難訓練
- オ 医療・救護訓練
- カ 給水・給食（炊飯）訓練
- キ 輸送訓練
- ク 消防訓練
- ケ 広域応援協定に基づく合同訓練
- コ 流出油災害対策訓練
- サ その他必要な訓練

2 訓練の企画・準備

(1) 訓練の時期

訓練の種類により，最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

県は，梅雨期前に総合防災訓練を実施する。

市町村は，防災訓練の効果が期待できる時期に実施するものとする。

(2) 訓練の場所

最も訓練効果を上げ得る場所を選んで実施する。家屋の密集している火災危険区域，建物倒壊が多く見込まれる地域，崖崩れ等土砂災害の恐れのある地域，洪水・浸水の恐れのある地域など，それぞれの地域において十分検討する。

(3) 訓練時の交通規制

県公安委員会は，防災訓練の効果的な実施を図るため，特に必要があると認める時は，必要な限度において，区域又は道路の区間を指定して，歩行者又は車両の道路における通行を禁止又は制限するものとする。

3 訓練の方法

訓練実施各機関は、単独に又は他の機関と共同して、以下に掲げる訓練を最も効果ある方法で行う。防災訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、風水害等の被害の想定を明らかにするとともに、訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、市町村・消防、自衛隊、第十管区海上保安本部等の防災関係機関と協力する。また、学校、水防協力団体、自主防災組織、非常通信連絡会、民間企業、NPO法人、ボランティア団体、地域住民等の地域における多様な主体と連携し、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の支援体制を整備したり、被災時の男女のニーズの違い等に配慮する実践的な訓練となるよう工夫し、災害対応業務の習熟とともに、課題発見のための訓練となるよう努める。

(1) 県が行う訓練

ア 総合防災訓練

県は、総合的な防災訓練を毎年1回時期を定め、防災関係機関と十分連携をとりながら実施する。

イ 水防訓練

県は、「鹿児島県水防計画書」の定めるところにより、防災関係機関と十分連携をとりながら実施する。

ウ 非常通信訓練

県は、災害時において有線通信系が被災した場合等を想定し、無線通信系による通信手続の円滑な遂行を図るため、鹿児島地区非常通信連絡会及び市町村等防災関係機関と十分連携をとりながら、訓練を実施する。

(2) 市町村等が行う訓練

ア 市町村の総合防災訓練

市町村長は、市町村域の各防災関係機関と十分連携をとりながら、総合的な防災訓練を実施する。

イ 消防訓練

市町村長及び消防関係機関は、消防に関する訓練を単独で実施するほか、必要に応じ、隣接市町村等と合同で実施する。

ウ 非常通信訓練

市町村長は、県と合同で無線に関する訓練を実施する。

エ 急傾斜地等の危険箇所のある避難対象地区における避難訓練

市町村長は、急傾斜地等の危険箇所のある避難対象地区を対象に、防災関係機関と協力して、土石流や崖崩れ等土砂災害に対する避難訓練を、毎年出水期前（梅雨期・台風期前）に実施するように努める。

(3) その他防災関係機関が行う訓練

防災関係機関は、各々防災業務計画等の定めるところにより、防災訓練を実施する。

(4) 事業所等が行う訓練

学校、病院、社会福祉施設、工場、工事事業所、作業場、百貨店等の管理者は、市町村、消防機関その他関係機関と協力して、入所者等の人命保護のため、避難訓練を実施するように努める。

(5) 広域防災訓練

県及び市町村は、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ、協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。

県及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。

4 訓練結果の評価・総括

(1) 訓練成果の取りまとめ

訓練を実施した場合は、課題等実施結果を記録し、訓練成果を取りまとめ、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

(2) 訓練結果の報告

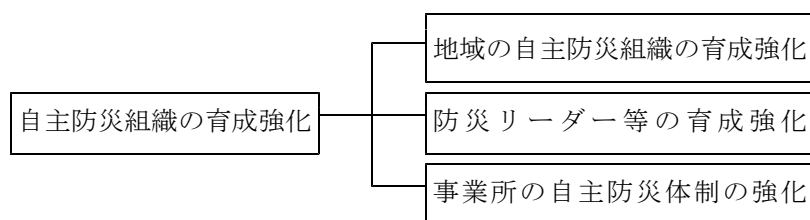
訓練を実施した各機関の長は、実施結果を、訓練実施の日から20日以内に防災会議会長に報告する。

第3節 自主防災組織の育成強化

災害を未然に防止又は軽減するためには、県、市町村及び防災関係機関の防災対策の推進はもとより、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚のもとに、県民一人ひとりが災害から自らを守るとともに、地域の人々が互いに助け合うという意識を持って行動することが重要である。

このため、住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、多数の者が出入りし、又は利用する施設、危険物を製造若しくは保有する事業所においても自衛消防隊等を編成し、大規模な災害、事故等に備えるものとする。

県は、自主防災組織の活動の活性化を図るため、市町村への助言や県防災研修センターを活用しての自主防災組織の育成強化のための研修・訓練、情報提供に努める。



第1 地域の自主防災組織の育成強化

〔実施責任：危機管理防災局災害対策課，市町村，防災関係機関〕

1 自主防災組織の育成指導及び強化体制の確立

(1) 自主防災組織育成の基本方針

災害に対処するには、自分たちの地域は自分たちで守ろうという隣保協同の精神と連帯感に基づく、地域ぐるみの住民の自主的な防災組織が必要である。

このため、県及び市町村は、災害時に、通信・交通の途絶等による防災関係機関の防災活動の機能低下時や、災害発生初期等における情報連絡、避難誘導、救出、救護、初期消火等が行える地域住民による自主防災組織の育成強化を図る。

(2) 自主防災組織の整備計画の作成

市町村は、市町村地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、消防本部等と連携をとりながら、その組織化を促進するとともに、自主防災組織の育成強化に関して、必要な助言及び指導を行うものとする。

(3) 県自主防災組織活動促進協議会の設置

県は、自主防災組織の結成促進や活動の活性化を目的として、自主防災組織間や防災関係機関との協議の場として、自主防災組織活動促進協議会を設置する。

2 自主防災組織の組織化の促進

(1) 自主防災組織の重点推進地区

自主防災組織の組織化については、特に、災害発生の危険性の高い次の災害箇所を重要推進地区とする。

- ア 急傾斜地崩壊危険箇所等がけ崩れによる災害が見込まれる地区
- イ 土石流危険渓流のある地区
- ウ 山地崩壊危険区域のある地区

- エ 家屋密集等消防活動困難地区
- オ 地盤振動・液状化危険のある地区
- カ 津波危険のある地区
- キ 工場等の隣接地区
- ク 高齢化の進んでいる過疎地区
- ケ 土砂災害警戒区域等のある区域
- コ その他危険区域

(2) 自主防災組織の単位

自主防災組織の単位については、自主防災組織が、地域住民の隣保協同の精神に基づくものであることから、次の事項に留意する。

- ア 住民が地域の連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- イ 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性を持っている地域であること。

(3) 自主防災組織の組織作り

町内会、自治公民会等の既存の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法等により組織づくりを進めるものとする。

- ア 町内会、自治公民会等の既存の自治組織に、その活動の一環として、防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。
- イ 町内会や自治公民館の役員等自主防災組織の核となるリーダーの養成研修を行い、組織の育成強化を図る。
- ウ 何らかの防災活動を行っている組織の防災活動の充実強化を図って、自主防災組織を育成する。
- エ 青年団、女性団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

3 自主防災組織の活動の推進

(1) 自主防災組織の規約及び防災計画の作成

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるが、それぞれの組織において、規約及び防災計画（活動計画）を定める。

(2) 自主防災組織の活動の推進

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画（活動計画）に基づき、平常時の活動においても、災害発生時において効果的な防災活動ができるように努める。

ア 平常時の活動

- (ア) 防災に関する知識の普及
- (イ) 防災訓練（避難訓練、消火訓練等）の実施
- (ウ) 情報の収集伝達体制の確立
- (エ) 火気使用設備器具等の点検
- (オ) 2～3日分の食料・防災用資機材の備蓄及び点検等
- (カ) 斜面災害等の災害危険箇所の掌握・点検

イ 災害発生時の活動

- (ア) 地域内の被害状況等の情報収集
- (イ) 住民に対する避難指示等の伝達、確認
- (ウ) 責任者による避難誘導
- (エ) 救出・救護の実施及び協力
- (オ) 出火防止及び初期消火
- (カ) 炊き出しや救援物資の配布に対する協力等

第2 防災リーダー等の育成強化

〔実施責任：危機管理防災局災害対策課，市町村，防災関係機関〕

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月に発生した東日本大震災では、若年層や高校生等のボランティア活動への参加が各地でみられたが、地域の防災活動の担い手として、これらの層が自主防災組織等の活動に参加しているという状況はあまり見られない。

今後、地域の防災活動をさらに魅力と活力あるものにするため、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、自主防災組織等が日常的に活動し、また、訓練を行うよう実施を促し、地域防災活動への参画を推進するとともに、研修の実施等による地域防災推進員等の地域の防災リーダー等を育成できるよう、積極的に創意・工夫していく。

なお、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、女性の地域防災推進員などの地域の防災リーダーへの女性の育成についても取り組む。

第3 事業所の自主防災体制の強化

〔実施責任：危機管理防災局消防保安課，市町村，防災関係機関〕

1 工場、事業所等における自衛消防隊等の設置

(1) 自衛消防隊等の設置の目的

高層建築物、劇場、百貨店、旅館、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りし、又は利用する施設及び石油、ガス等の危険物を製造若しくは保有する工場等においては、火災の発生、危険物類の流出等により大規模な被害発生が予想されるので、これらの被害防止と軽減を図るため、自衛消防隊等を設置する。

(2) 自衛消防隊等の設置対象施設

ア 中高層建築物、劇場、百貨店、旅館、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りし、又は利用する施設

イ 石油類、高压ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、又は取扱う製造所、貯蔵所及び取扱所

ウ 多数の従業員がいる事業所等で、自衛消防隊等を設置し、防災防止にあたることが効果的である施設

エ 雑居ビルのように同一施設内に複数の事業所があり、共同して自衛消防隊等を設置することが必要な施設

(3) 自衛消防組織等の設置要領

学校、病院、百貨店、社会福祉施設等多数の者が出入りする防火対象物の管理権原を有する者は、防火管理者等を適正に選任するとともに、自衛消防組織を置き、消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行わせるなど防火管理体制の充実を図る。

消防機関は、自衛消防組織の設置、活動等について、その実態に応じ適正に指導する。危険物施設や高压ガス施設等については、周辺に及ぼす影響が大きいことから、施設管理者に、事業所相互間の応援体制を整備するよう指導する。

2 自衛消防隊等の活動の推進

(1) 自衛消防隊等の規約及び防災計画の作成

それぞれの組織において、規約及び防災計画（活動計画）を定める。

(2) 自衛消防隊等の活動の推進

ア 平常時

（ア）防災訓練

（イ）施設及び整備等の点検整備

（ウ）従業員等の防災に関する教育の実施

イ 災害時

（ア）情報の収集伝達

（イ）出火防止及び初期消火

（ウ）避難誘導・救出救護

第4節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

〔実施責任：危機管理防災局災害対策課，市町村〕

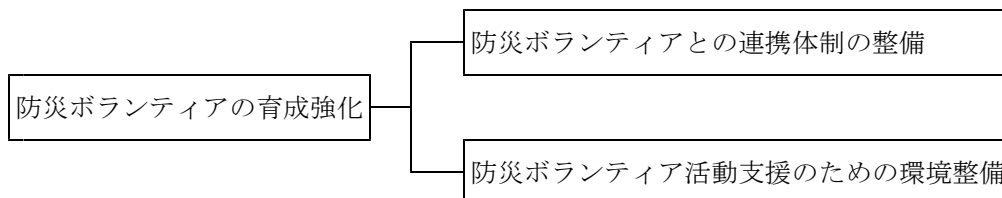
市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行う。

市町村は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定める。

第5節 防災ボランティアの育成強化

風水害等の大規模災害時には、個人のほか、専門分野のボランティア等の組織が消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、大規模災害時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から、個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか、幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進する。



第1 防災ボランティアとの連携体制の整備

〔実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部、鹿児島県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、危機管理防災局危機管理課、観光・文化スポーツ部国際交流課、男女共同参画局くらし共生協働課、保健福祉部保健医療福祉課・社会福祉課・障害福祉課・薬務課・高齢者生き生き推進課、市町村、ボランティア関係協力団体〕

1 県における連携体制の整備

大規模災害が発生した場合における防災ボランティア活動の環境整備を図るため、県関係所管課（次表を参照）において、平常時から、地域団体やNPO法人等のボランティア団体等の防災活動の支援やリーダー育成を図るとともに、それら団体等と協力して、防災ボランティアの活動内容に応じた関係協力団体等との連携体制の確立に努める。

また、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）の育成・機能強化に努める。

表2. 3. 4. 1 ボランティアの活動内容

ボランティアの区分	活動内容等	ボランティア関係協力団体 (登録・教育・訓練等を行う)	関係課
専門分野のボランティア			
通 信	通信, 情報連絡	日本アマチュア無線連盟県支部, 鹿児島県赤十字アマチュア無線奉仕団	危機管理課
ボランティア コーディネーター	避難所等におけるボランティアの 指導・調整	県社会福祉協議会, 日本赤十字社鹿児島県支部	社会福祉課
医 療	人命救助, 看護, <u>メンタルヘルス</u>	県医師会, 県歯科医師会, 県薬剤師会, 県看護協会, ボランティア医療団体, 日本赤十字社鹿児島県支部	保健医療福祉課 薬 務 課 医師・看護 人 材 課
介 護	避難所等の要介護者の対応及び 一般ボランティアへの介護指導等	県社会福祉協議会, 市町村社会福祉協議会	高齢者生き 生き推進課 障害福祉課
通 訳	外国語通訳, 翻訳, 情報提供	県国際交流協会, ボランティア通訳	国際交流課 くらし共生協働課
砂 防	砂防設備等の点検, 土砂災害に関する 防災教育・啓発活動	NPO法人鹿児島砂防ボランティア協会	砂 防 課
救 助	救助犬による救助活動	九州救助犬協会事務局鹿児島県支部	危機管理課
車両の排除等	通行妨害車両の排除, 被災地に放置 された車両等の排除 《大規模な災害発生時における通行 妨害車両等の排除業務に関する 覚書》	(社)日本自動車連盟九州本部鹿児島県支部	県警交通規制 課
一般分野のボランティア			
生活支援等	物資の仕分け, 配送, 食糧の配 給, 清掃等	県社会福祉協議会, 市町村社会福祉協議会, 日本赤十字社鹿児島県支部	社会福祉課

2 市町村及び関係機関等における連携体制の整備

市町村及び関係機関等においては、平常時から、地域団体やNPO法人等のボランティア団体の防災活動の支援やリーダーの育成を図るとともに、当該区域内の防災ボランティアに関する窓口を定め、それらの団体等の活動実態を把握しておき、災害時に防災ボランティアが円滑に活動できるよう連携体制の整備に努める。

また、市町村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。

第2 防災ボランティア活動支援のための環境整備

〔実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部、鹿児島県社会福祉協議会、危機管理防災局災害対策課、観光・文化スポーツ部国際交流課、男女共同参画局くらし共生協働課、保健福祉部保健医療福祉課・社会福祉課・障害福祉課・高齢者生き生き推進課、県警察、市町村、関係機関等〕

1 県による環境整備

県は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、災害時における防災ボランティア活動が安全かつ迅速（安全の確保を最優先としつつも迅速）に行われるよう、活動環境の整備を図るため、以下に例示する取組に努める。

(1) 防災ボランティアへの参加の啓発、防災ボランティアの教育・訓練、登録等

県社会福祉協議会、日本赤十字社鹿児島県支部、その他のボランティア関係協力団体と連携を図り、防災ボランティア活動への参加について啓発を行うとともに、防災ボランティアの総合的な教育・訓練、調整等を行う。また、平常時から、防災ボランティア登録の円滑化を図る。

(2) ボランティアコーディネーター等の養成

県社会福祉協議会、日本赤十字社鹿児島県支部、その他のボランティア関係協力団体と連携し、災害時の防災ボランティア活動のあり方、求められるマンパワーの要件、活動の支援・調整等についての講習会等を実施することにより、ボランティアコーディネーター等の養成を行う。

(3) 防災ボランティア拠点相互のネットワーク化

他の地域の防災ボランティア拠点との連絡調整を円滑に行えるようにするため、非常用電話、パソコン等の整備を図り、拠点相互のネットワークを構築する。

(4) ボランティア活動保険制度の周知

防災ボランティアが安心して活動できるよう、ボランティア活動保険制度の周知を図るなど、加入促進に努める。

(5) 研修に対する講師の派遣等への協力

消防学校や研修会等において、消防の分野に係る知識、技能の修得について、研修の実施や民間団体が行う研修に対する講師の派遣など協力を行う。

2 市町村による環境整備

(1) 防災ボランティアへの参加の啓発と知識の普及

市町村は、住民に防災ボランティア活動への参加について啓発するとともに、防災ボランティア活動が安全かつ迅速（安全の確保を最優先としつつも迅速）に行われるよう必要な知識を普及する。

(2) 防災ボランティア登録・把握

市町村は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時から、市町村社会福祉協議会及びその他のボランティア関係協力団体との連携を図り、大規模災害が発生した場合に、被災地において救援活動を行う防災ボランティアの登録、把握に努めるとともに、県社会福祉協議会及びその他のボランティア関係協力団体へ随時報告しておくものとする。

(3) 大規模災害時の防災ボランティア活動の拠点の確保等

市町村は、大規模災害に備えた避難所を指定する際に、災害時の防災ボランティア活動の拠点の確保についても配慮するとともに、防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、活動上の安全確保、被災者のニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。

(4) 消防本部による環境整備

消防機関は、消防の分野に係る防災ボランティアの効率的な活動が行われるよう、日頃から、防災ボランティアの研修への協力等を行うとともに、地域内の防災ボランティアの把握、ボランティア団体との連携、防災ボランティアの再研修、防災ボランティアとの合同訓練等に努めるものとする。

3 警察本部による環境整備

県警察は、市町村と協力して、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と、住民等の不安の払拭を行うボランティア関係組織・団体との連携を図るとともに、必要に応じて、これらの活動の中核となる防犯協会等の防犯団体に対し、指導、助言を行うものとする。

4 日本赤十字社鹿児島県支部による環境整備

日本赤十字社鹿児島県支部は、日本赤十字社本来の活動分野である医療救護活動、支援物資の搬入出・配分及び炊き出し等、被災者の自立支援活動を迅速に遂行するため、あるいは、国際赤十字委員会・各国赤十字社の要請による在日外国人の安否調査等の活動を遂行するため、平素より、防災ボランティアを養成・登録するものとする。

また、日本赤十字社の通常の活動分野以外のサービスを実施できるように、災害救助法第15条第2項に基づき、県、市町村、社会福祉協議会等関係機関と協力し、連絡調整を行う。

5 県社会福祉協議会による環境整備

県社会福祉協議会は、福祉的な立場から被災者救援活動に参加することとし、県や市町村社会福祉協議会及び関係機関・団体と連携を図りながら、平常時から、以下に例示する取組みを行い、大規模災害時におけるボランティア活動を支援する環境整備に努める。

- (1) 市町村福祉協議会に登録されているボランティアの把握、及び県社会福祉協議会で受け付けたボランティアの登録を行うこと。
- (2) 県社会福祉協議会策定の「災害時の福祉救援ボランティア活動支援マニュアル」を必要に応じ改訂するとともに、市町村社会福祉協議会の「福祉救援ボランティア活動支援マニュアル」の策定を支援すること。
- (3) ボランティアコーディネーターの設置、養成を進めること。

第6節 企業防災の促進

〔実施責任：危機管理防災局危機管理課，商工労働水産部中小企業支援課，市町村〕

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保，二次災害の防止，事業の継続，地域貢献・地域との共生）を十分に認識し，自らの自然災害リスクを把握するとともに，リスクに応じた，リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には，各企業において災害時に中核事業を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに，防災体制の整備，防災訓練の実施，事業所の耐震化・耐浪化，損害保険等の加入や融資等の確保等による資金の確保，予想被害からの復旧計画策定，各計画の点検・見直し，燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応，取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて，防災活動の推進に努める。特に，食料，飲料水，生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は，国，県及び市町村が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また，豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう，テレワークの実施，時差出勤，計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

国（内閣府，経済産業省等），県，市町村及び各企業の民間団体は，企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに，企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに，優良企業表彰，企業の防災に係る取組の積極的評価等により，企業の防災力向上の促進を図るものとする。また，国（内閣府，経済産業省等），県及び市町村は，企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

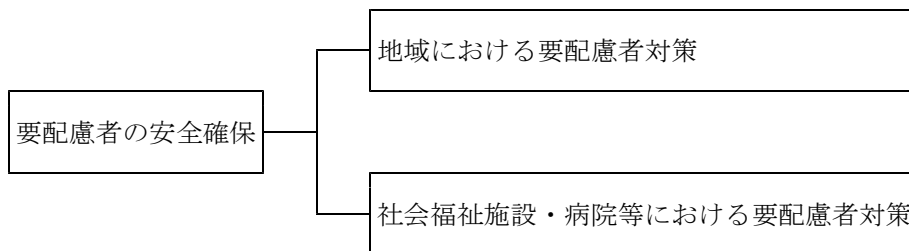
県及び市町村は，企業を地域コミュニティの一員としてとらえ，地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ，防災に関するアドバイスを行うなど，企業の防災力向上の促進に努める。

第7節 要配慮者の安全確保

高齢者や乳幼児，病弱者，心身に障害を持つもの，外国人，観光客・旅行者等は災害時に迅速・的確な行動が取りにくく，被害を受けやすいことから，「要配慮者」といわれている。

今後とも，高齢化や国際化の進展，高速交通網の発達による県内への流入人口の増等に伴い，「要配慮者」が増加することが予想される。

このため，県，市町村及び防災関係機関は，平素より，要配慮者の安全を確保するための対策を推進する。



第1 地域における要配慮者対策

〔実施責任：危機管理防災局災害対策課，保健福祉部社会福祉課・障害福祉課・高齢者生き生き推進課，観光・文化スポーツ部国際交流課，男女共同参画局くらし共生協働課，市町村，防災関係機関〕

1 要配慮者の把握

市町村は，市町村の各部局等が保有する各種の情報を要配慮者の避難支援の目的にそって抽出及び重複を整理し，要配慮者の実態把握と関係部局間での共有化を図る。

特に，避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者については，避難行動要支援者名簿を作成し，把握に努める。

また，要配慮者に関する情報等は，自主防災組織や町内会等の範囲ごとに把握する。

2 避難行動要支援者対策

(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画

市町村は，市町村地域防災計画に基づき，防災担当部局と福祉担当部局など関係部局との連携の下，平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し，避難行動要支援者名簿を作成する。また，避難行動要支援者名簿については，地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう，定期的に更新するとともに，庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう，名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

(2) 個別避難計画の作成

市町村は，市町村地域防災計画に基づき，防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下，福祉専門職，社会福祉協議会，民生委員，地域住民，NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して，名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに，作成の同意を得て，個別避難計画を作成するよう努める。

また，被災者支援業務の迅速化・効率化のため，避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

また，個別避難計画については，避難行動要支援者の状況の変化，ハザードマップの見直しや更新，災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう，必要に応じて更新するとともに，庁舎の被災等の事態が生じた場合においても，計画の活用に支障が生じないよう，個別避難計画情報の適切な管理に努める。

第2部 災害予防

第3章 県民の防災活動の促進

(3) 避難行動要支援者の避難誘導、安否確認

市町村は、市町村地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

また、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するために、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。

市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

なお、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

市町村は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努める。

3 緊急連絡体制の整備

市町村長は、要配慮者が災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、地域の要配慮者の実態に合わせ、家族はもちろん、地域ぐるみの協力のもとに要配慮者ごとの誘導担当者を配置するなど、きめ細やかな緊急連絡体制の確立を図る。

4 防災設備・物資・資機材等の整備

市町村は、災害発生直後の食料、飲料水等については、住民自ら家庭備蓄によっても対応できるよう事前の備えを推進しておくとともに、高齢者、乳幼児、傷病者等に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄・調達体制を整備しておくなどの対策を推進する。

5 在宅高齢者、障害者に対する防災知識の普及

市町村は、要配慮者が災害時に円滑に避難し、被害をできるだけ被らないために、要配慮者の実態にあわせた防災知識の普及・啓発に取り組む。地域における防災訓練においては、必ず、要配慮者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や、避難訓練を実施するものとする。

また、市町村は、ホームヘルパーや民生委員等、高齢者、障害者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検等の防災知識普及を推進する。

6 外国人対策

外国人に対しては、居住地の届出の際などに、居住地の災害危険性や防災体制等について十分説明等を行うとともに、避難所や災害危険地区等の表示板等の多言語化を推進する。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努める。

7 県災害派遣福祉チーム（鹿児島DCAT）の整備

ア 「鹿児島県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定」に基づき、県及び協定締結団体は、災害時等において鹿児島DCATが円滑に活動できるよう、平時から情報の交換を行うとともに、チーム員の養成研修や訓練等を実施する。

イ 県は、災害発生時に迅速に出動可能な態勢を整備する。

8 障害者の情報取得等に係る体制整備

県及び市町村は、障害の種類及び程度に応じて障害者が必要な情報を迅速かつ確実に取得することができ、また、緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、体制の整備充実等に努める。

第2 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

〔実施責任：保健福祉部保健医療福祉課・社会福祉課・障害福祉課・子ども福祉課・子育て支援課・高齢者生き生き推進課，市町村，社会福祉施設・病院等の施設管理者〕

1 防災設備の整備

社会福祉施設や病院等の要配慮者利用施設の管理者は、当該施設の入所者等が「要配慮者」であることから、施設そのものの安全性を高めるよう努めるものとする。

また、電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水、介護用品、医薬品類等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や発災後72時間の事業継続が可能となる非常用自動発電機等の整備・備蓄に努める。

2 組織体制の整備

要配慮者利用施設の管理者は、災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておくものとする。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておくものとする。

また、要配慮者利用施設の管理者は、日ごろから、市町村や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

3 緊急連絡体制等の整備

要配慮者利用施設の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努めるものとする。

また、災害時には、複数の手段を用いた気象情報などの積極的な情報収集に努める。

4 防災教育・防災訓練の充実

要配慮者利用施設の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた防災訓練を自主防災組織等と連携して定期的の実施し、また、各種災害対応マニュアルの作成に努める。

5 具体的計画の作成

要配慮者利用施設の管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む、上記1から4の事項を記載した非常災害対策計画を作成するものとする。

6 県及び市町村による非常災害対策計画や避難訓練の実施状況等の確認

県及び市町村は、要配慮者利用施設の非常災害対策計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。